横須賀市環境基本計画（2011～2021）
令和元年度（2019年度）年次報告書
データ集

令和2年度版

横須賀市

横須賀市環境基本計画（2011～2021）
令和元年度（2019年度）年次報告書［データ集］

目　　次

第1部　総論

第1章　横須賀市の概況

1　位置・面積 …… 3
2　地勢 …… 4
3　交通 …… 4
4　気温と降水量 …… 5
5　人口・世帯数の推移 …… 5
6　都市計画区域および用途地域面積 …… 6
7　土地利用の状況 …… 6
8　公園緑地 …… 7
9　産業 …… 8

第2章　環境行政について

1　環境行政のあゆみ …… 9
2　環境基本条例について …… 18
3　横須賀市環境基本計画（2011～2021）および分野別計画について …… 20
4　公害苦情について …… 21
5　水質汚濁事故について …… 22

第2部　データ編

第1章　大気汚染

1　概要 …… 25
2　大気汚染の現況 …… 26

第2章　水質汚濁

1　概要 …… 39
2　水質汚濁の現況 …… 39

第3章　騒音・振動

1　概要 76
2　道路騒音・振動の現況 77

第4章　ダイオキシン類

1　概要 86
2　ダイオキシン類の現況 86

環境基本条例 92

横須賀市環境基本計画(2011～2021)令和元年度(2019 年度)年次報告書は、この「データ集」のほかに、「概要版」および「本書」を作成しています。それぞれ本市のホームページからご覧いただけます。
URL: https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4110/plan_kankyou/index.html

第1部　総　論

第１章　横須賀市の概況

1. 位置・面積

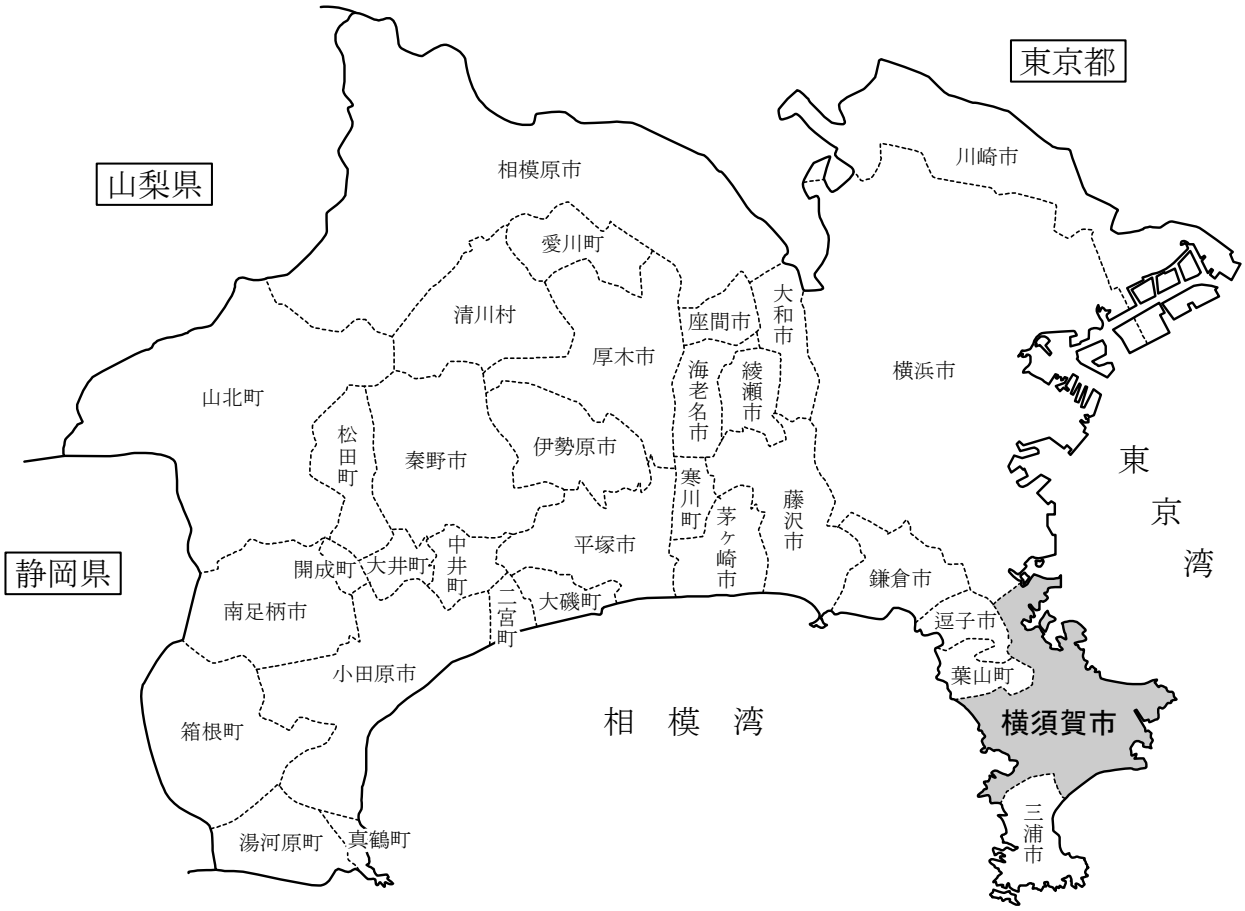

（平成31年4月1日現在）

方　　位	経　緯　度	地　　名	距　　離	面　　積
東　　端	東経　139°44′48″	観　音　崎	約 15.5km	100.82km^2
西　　端	東経　139°34′34″	長　者　ケ　崎		
南　　端	北緯　35°11′24″	長　　浜	約 15.8km	
北　　端	北緯　35°19′50″	夏　島　町		

資料：経営企画部

2. 地勢

横須賀市は、神奈川県南東部の三浦半島の中心部に位置しています。

面積は、100.82km^2、人口約39万人（2019年(令和元年)12月現在）を擁し、東は東京湾、西は相模湾に面し、南は三浦市、北西から北にかけては葉山町、逗子市、横浜市に接し、東京から50km圏内にあります。

三浦半島の地質をみると、中央部（二子山地、武山山地）には、新第三紀の堆積岩からなる葉山層群が北西から南東に帯状に分布し、その北側（鷹取山、大楠山地）には、新第二紀の三浦層群が重なっています。半島南部（宮田台地、三崎台地）や東部（小原台）には、三浦層群より新しい洪積世の宮田層、大津層が分布しており、この上を関東ロームがおおっています。

三浦半島の地形は、北帯山地、中帯山地、南帯山地の三つに大別されますが、本市の主要部は中帯山地に属し、標高100～200m内外の起状の多い丘陵・山地からなっています。上町丘陵、大楠山地、武山山地が東西に併走し、これらの山地丘陵の間を縫って河川、低地が配列されています。このように、本市の地形は山や丘陵が多く、広い平地の少ない点が特徴です。

また、海岸線の東京湾岸北部はリアス式海岸の溺れ谷をなし、天然の良港となっています。西海岸は海蝕地帯が多く、その他はおおむね砂浜と岬で構成されています。

なお、気候は海洋性を有し、暖冬涼夏です。

3. 交通

交通の状況は、三浦半島と首都圏を結び重要な役割を果たしている主要幹線道路として国道16号、横浜横須賀道路、県西地域とを結ぶ国道134号があり、また鉄道としてJR横須賀線、京浜急行本線および久里浜線があります。

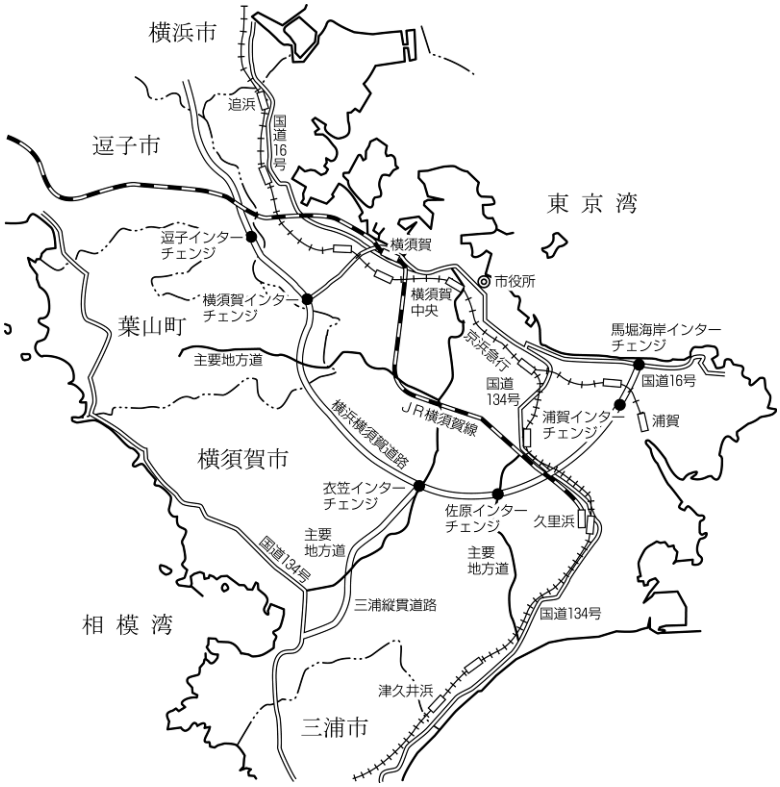

4. 気温と降水量

年(月)別 (平成)	気温(℃)			降水量 (mm)
	平均	最高	最低	
平成 27 年	16.9	35.8	-1.9	1,901.5
平成 28 年	17.1	37.6	-2.7	1,760.6
平成 29 年	16.5	35.4	-1.3	1,817.7
平成 30 年	17.5	36.2	-0.7	1,531.3
令和 元 年	17.2	35.9	0.6	2,003.3
1月	7.3	15.2	1.1	18.9
2月	8.4	18.9	0.6	46.8
3月	11.5	21.3	1.6	110.9
4月	14.2	23.5	3.9	135.0
5月	19.7	30.6	9.9	202.1
6月	21.9	31.0	15.2	311.5
7月	24.2	33.2	18.4	184.4
8月	28.4	35.9	23.8	99.7
9月	26.1	35.2	19.5	266.2
10月	20.1	30.4	12.2	371.0
11月	14.4	22.6	3.2	114.5
12月	9.8	20.4	2.7	141.9

資料:経営企画部(海上自衛隊横須賀地方総監部より提供)

5. 人口・世帯数の推移

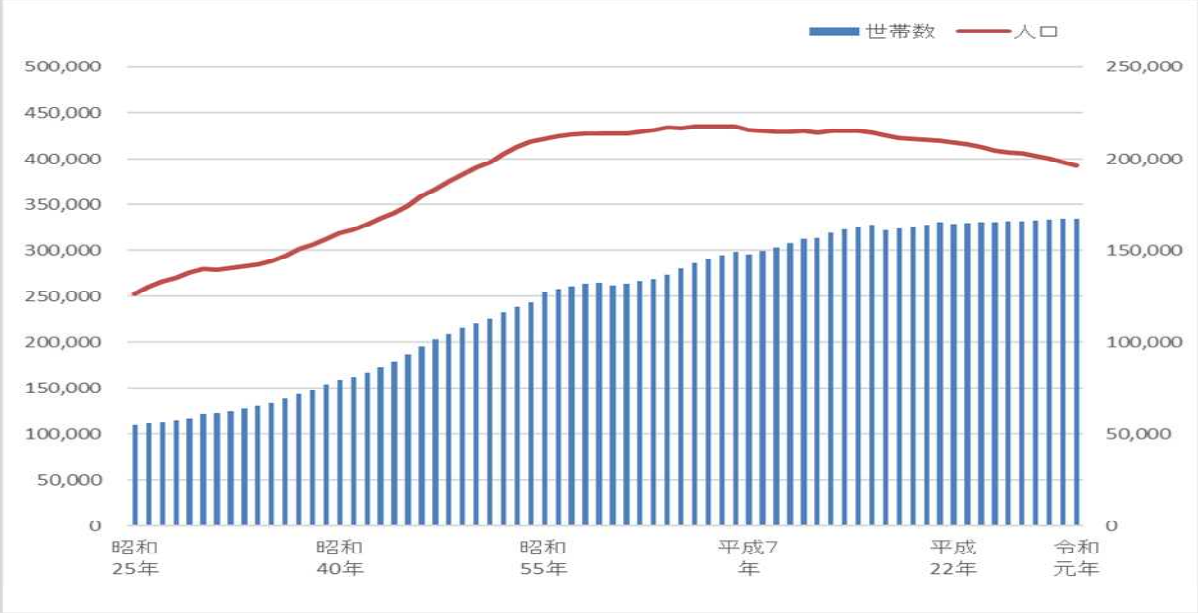

年　　次	人　　口	世　帯　数	備　　考
平成27年	405,894	165,757	27. 12. 31現在
平成28年	403,383	166,253	28. 12. 31現在
平成29年	400,221	166,874	29. 12. 31現在
平成30年	396,971	167,211	30. 12. 31現在
令和元年	393,025	167,134	元. 12. 31現在

資料:経営企画部

6. 都市計画区域および用途地域面積

（令和2年3月31日現在）

区分		面積(ha)	比率(%)	この冊子における略称
都市計画区域	市街化区域	6,627	65.7	
	市街化調整区域	3,455	34.3	
	計	10,082	100.0	
用途地域	第一種低層住居専用地域	1,740	26.3	1低
	第二種低層住居専用地域	11	0.2	2低
	第一種中高層住居専用地域	1,968	29.7	1中高
	第二種中高層住居専用地域	94	1.4	2中高
	第一種住居地域	710	10.7	1住
	第二種住居地域	106	1.6	2住
	近隣商業地域	180	2.7	近商
	商業地域	160	2.4	商業
	準工業地域	710	10.7	準工
	工業地域	457	6.9	工業
	工業専用地域	491	7.4	工専
計		6,627	100.0	

資料:都市部

7. 土地利用の状況

（令和２年１月１日現在）

区分	面積(ha)	比率(%)
田	174.0	1.7
畑	594.2	5.9
宅地	3,604.2	35.8
山林	1,925.8	19.1
原野	44.9	0.4
池沼	7.8	0.1
ゴルフ場	33.7	0.3
鉄道軌道用地	75.4	0.7
雑種地	662.8	6.6
その他	2,959.2	29.4
計	10,082.0	100.0

資料:税務部

8. 公園緑地

（令和2年3月31日現在）

公園種別	公園数	面積（m^2）
街区公園	381	790,376
近隣公園	24	404,875
地区公園	1	47,290
総合公園	1	212,585
運動公園	6	354,418
風致公園	5	398,959
歴史公園	4	101,120
動植物公園	1	37,597
緑　　道	5	18,798
都市緑地	28	2,132,903
都 市 林	89	1,253,197
計	545	5,752,118
県立公園	2	751,213
総　　計	547	6,503,331

（令和2年3月31日現在）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1人当りの公園面積（m^2）	13.57	13.87	14.12	16.16	16.59

資料：公園管理課

９. 産業

（1）産業分類別事業所、従業者

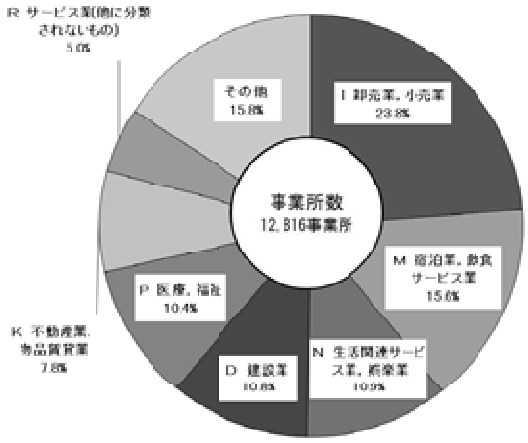

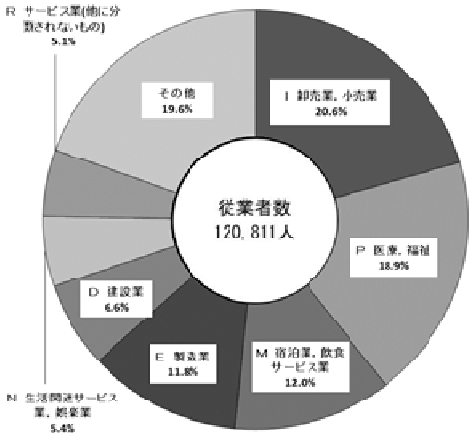

（横須賀市 平成28年経済センサス-活動調査結果報告）

（2）製造業（従業員４人以上の事業所）

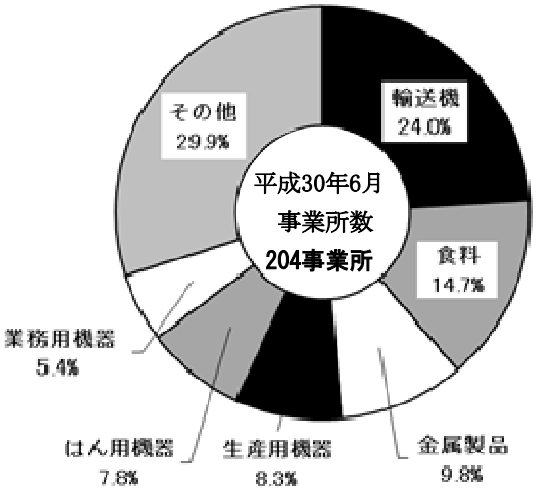

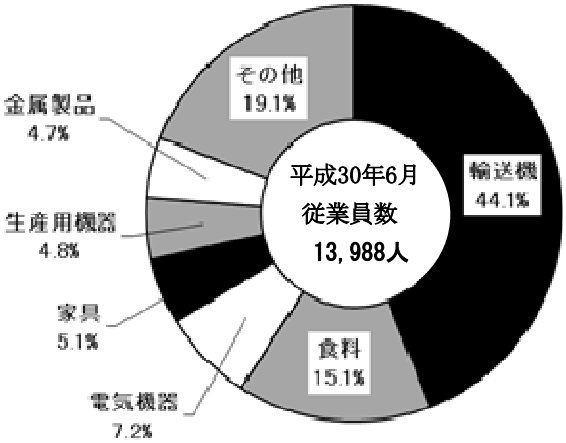

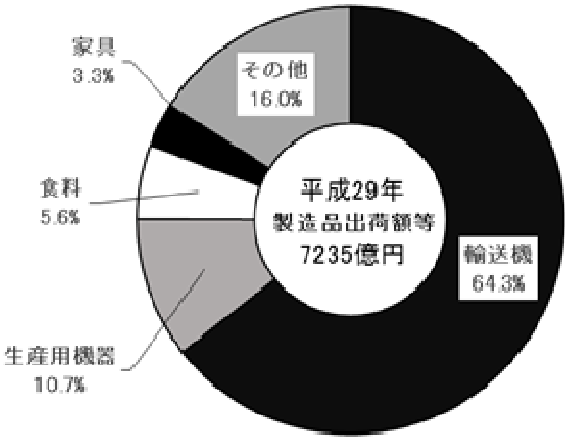

（横須賀市　平成30工業統計調査結果報告）　　（資料：経営企画部）

第２章　環境行政について

１. 環境行政のあゆみ

年	月	項　　目
昭和39(1964)	3	神奈川県公害防止に関する条例制定
42(1967)	8	公害対策基本法制定
43(1968)	6	大気汚染防止法、騒音規制法制定
44(1969)	4	騒音規制法に基づく地域指定（市内全域）
45(1970)	2	一酸化炭素に係る環境基準閣議決定
	4	水質汚濁に係る環境基準閣議決定
	11	横須賀市役所に県が大気汚染測定局設置
	12	公害対策基本法の一部改正、水質汚濁防止法制定など公害関係14法の制改廃
46(1971)	3	神奈川県公害防止条例制定 衣笠支所に県が大気汚染測定局設置（現在は衣笠行政センター） 追浜支所に大気汚染測定局設置（現在は追浜行政センター）
	5	騒音に係る環境基準閣議決定 水質汚濁に係る環境基準の水域類型閣議決定（東京湾ほか）
	6	悪臭防止法制定 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律制定 大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物規制、K値　新設 5.26　　既設11.7
	7	環境庁設置
	10	大気汚染防止法に基づく事務の一部委任
	12	水質汚濁に係る環境基準　環境庁告示
47(1972)	1	大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物規制、K値　新設 3.5　　既設 7.01
	3	水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定（鷹取川、平作川ほか）
	6	神奈川県大気汚染緊急時措置要綱施行（二酸化硫黄、オキシダントに関するもの）
	11	博物館久里浜分室に大気汚染測定局設置（現在は久里浜行政センター）
	12	神奈川地域公害防止計画承認
48(1973)	1	大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物規制、K値　新設 3.5　　既設 6.42
	5	大気汚染に係る環境基準　環境庁告示 悪臭防止法に基づく地域指定（市内全域）
	8	大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準制定（第１次）
	12	西部支所に大気汚染測定局設置（現在は西行政センター）
49(1974)	4	大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物規制、K値　新設 1.17　　既設 3.5
	5	水質汚濁防止法に基づく事務の委任 騒音に係る環境基準の地域の類型指定、騒音規制法に基づく地域指定（工業専用地域を除く市内全域）について神奈川県告示

年	月	項　　目
昭和49(1974)	12	水銀に係る水質環境基準、排水基準、環境庁告示並びに総理府令 水質汚濁防止法に基づく特定施設の追加（旅館、試験研究施設）
50(1975)	2	PCBに係る水質環境基準、排水基準、環境庁告示並びに総理府令
	4	大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物規制、K値　新設 1.17　　既設 3.0
	12	大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準改定（第２次）
51(1976)	3	大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物の総量規制導入
	6	振動規制法制定 水質汚濁防止法に基づく特定施設の追加（水道施設、中央卸売り市場）
52(1977)	6	大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準改定（第３次）
	9	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく事務の一部委任
	10	振動規制法に基づく地域指定（工業専用地域を除く市内全域）
53(1978)	3	神奈川県公害防止条例の全面改正
	6	水質汚濁防止法の一部改正（水質総量規制の導入）
	7	二酸化窒素に係る環境基準の改正
54(1979)	5	水質汚濁防止法に基づく特定施設の追加（病院、一般廃棄物処理施設）
	8	大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準改定（第４次）
55(1980)	3	水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定（相模湾）
	9	水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定（松越川ほか）
	10	神奈川県公害防止条例に基づく許可事務等の委任 大気汚染防止法に基づく事務の一部委任 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく事務の全面委任
56(1981)	7	神奈川県環境影響評価条例の施行
	11	水質汚濁防止法に基づく特定施設の追加（冷凍用調理食品製造業など8業種）
57(1982)	3	大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の総量規制適用（新設）
	4	神奈川県公害防止条例一部改正施行（深夜飲食店騒音規制強化）
	6	大気汚染防止法に基づくばいじんの規制基準の改正
	7	神奈川県における東京湾富栄養化対策指導指針の施行
	9	神奈川県公害防止条例に基づくばいじんの規制基準の改正
58(1983)	3	神奈川地域公害防止計画承認、かながわ環境プラン策定
	4	神奈川県悪臭防止対策に関する指導要綱の施行
	9	大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準改正（第５次）
59(1984)	5	神奈川県における相模湾富栄養化対策指導指針の施行
60(1985)	3	大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の総量規制適用（既設）

年	月	項　　目
昭和60(1985)	4	横須賀市役所、衣笠行政センターの県設置大気汚染測定局を市に移管
	6	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設追加（小型ボイラー）
61(1986)	12	化学的酸素要求量についての水質総量規制基準に係る総理府令等の改正公布
62(1987)	6	神奈川県公害防止条例施行規則改正（許可対象施設の見直し）
63(1988)	2	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設追加(ガスタービン、ディーゼルエンジン)
	8	水質汚濁防止法に基づく特定施設の追加（共同調理場、弁当仕出屋、飲食店など）
	11	騒音規制法に基づく特定建設作業の規制基準改正
平成元(1989)	2	神奈川県ガスタービン、ディーゼル機関及びガスエンジンに係る窒素酸化物対策指導要綱施行
	3	水質汚濁防止法に基づく有害物質追加（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）
	6	水質汚濁防止法の一部改正（地下水質に係る項目追加） 大気汚染防止法に基づく特定粉じん（石綿）発生施設追加
	9	悪臭防止法に基づく悪臭４物質の追加（プロピオン酸、ノルマル酪酸等）
2(1990)	6	水質汚濁防止法の一部改正（生活排水対策の法制化、指定地域特定施設の規制）
	11	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設追加（ガス機関、ガソリン機関）
3(1991)	7	水質汚濁防止法に基づく特定施設の追加（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設、蒸留施設）
	8	土壌の汚染に係る環境基準　環境庁告示
4(1992)	6	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減に関する特別措置法公布
5(1993)	3	水質汚濁に係る環境基準の項目追加（トリクロロエチレン等健康項目15物質）
	6	悪臭防止法に基づく悪臭10物質の追加（トルエン、キシレン、酢酸エチル等）
	8	水質汚濁に係る海域の窒素及び燐の環境基準及び排水基準の設定
	11	環境基本法制定・施行、公害対策基本法廃止
	12	水質汚濁防止法に基づく有害物質の追加（ジクロロメタン等13物質）の基準設定及び既存項目（鉛、砒素）の基準強化
6(1994)	3	小川町自動車排出ガス測定局　設置
7(1995)	2	東京湾の全窒素・全燐に係る環境基準の水域類型の指定
	4	悪臭防止法に基づく嗅覚測定法による基準を追加及び悪臭の防止に関する国、地方公共団体、国民の責務を規定
8(1996)	3	大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業の追加及び有害大気汚染物質対策の推進を規定
	4	環境基本条例を制定
	8	横須賀市環境審議会設置
	12	騒音規制法に基づく特定施設の追加（といしを用いる切断機）及び特定建設作業の追加（バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザー）
9(1997)	2	ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）環境庁告示
	3	地下水の水質の汚濁に係る環境基準　環境庁告示

年	月	項　　目
平成９(1997)	4	横須賀市緑の基本計画策定
	10	神奈川県公害防止条例を全面改正し、神奈川県生活環境の保全等に関する条例を制定
	12	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則制定
10(1998)	4	神奈川県公害防止条例を全面改正し、神奈川県生活環境の保全等に関する条例及び規則を施行
	8	横須賀市環境基本計画策定
	9	騒音に係る環境基準の改正（騒音の評価手法として等価騒音レベルの採用等）
	10	地球温暖化対策の推進に関する法律公布
	12	大気汚染防止法第４条第１項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第３条第３項の規定による排水基準を定める条例の一部改正（窒素含有量及び燐含有量に係る上乗せ排水基準の設定）
11(1999)	2	水質汚濁に係る環境基準の項目追加（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素の３項目） 下水道部（公共下水道事業管理部門）ＩＳＯ14001規格の認証取得
	3	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則一部改正（小型焼却炉、50kg/h等、指定施設に追加）
	4	騒音規制法による道路に面する地域の騒音曝露状況を把握するため、自動車騒音の常時監視の制度導入
	6	環境影響評価法の施行
	7	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律公布
	12	本庁舎、９行政センター、廃棄物処理工場など24施設において、ＩＳＯ14001規格の認証取得
12(2000)	1	ダイオキシン類対策特別措置法の施行
	6	環境会計導入
13(2001)	3	横須賀市環境配慮指針（日常生活編、事業活動編、開発行為等事業編）策定
		横須賀市地球温暖化対策実行計画策定
	4	ジクロロメタンに係る大気環境基準の設定
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例改正（夜間営業の大型小売店に係る騒音規制） 騒音に係る地域の指定及び規制基準の制定、自動車騒音の要請限度の区域の指定、特定建設作業にかかる静音の保持を必要とする区域の指定（県知事から市長へ権限委譲） 振動に係る地域の指定及び規制基準の制定、静音の保持を必要とする区域及び時間の区分の制定、静音の保持を必要とする区域等として市長が指定する区域の指定（県知事から市長へ権限委譲） 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（排出量等の把握及び届出）
	6	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法が自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に改正 水質汚濁防止法施行令の一部改正（ＰＣＢをポリ塩化ビフェニルに変更、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物を有害物質に追加）

年	月	項　　目
平成13(2001)	10	水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定変更（鷹取川、平作川が、Ｅ類型からＢ類型へ変更）
	11	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく、特定施設（水質基準対象施設）の追加（硫酸カリウムの製造の用に供する施設（廃ガス洗浄施設）等）
	12	水質総量規制指定項目に窒素・りんを追加する環境省令の改正公布
14(2002)	3	市役所大気汚染測定局を市役所本館２号館７階から、消防局庁舎地下１階へ移設 大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例の一部改正（上乗せ基準を設定する物質の追加ふっ素及びその化合物）
	4	横須賀市グリーン購入基本方針施行
	5	土壌汚染対策法公布
	7	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正(PCBをポリ塩化ビフェニルに変更、ほう素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の追加指定)
		ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設（水質基準対象施設）の追加（カーバイト法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設等） ダイオキシン類対策特別措置法に基づく底質環境基準の設定
	10	神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例公布
		第５次水質総量規制の施行
	11	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正の規則公布
	12	ＩＳＯ14001認証更新（１回目）
15(2003)	1	追浜大気汚染測定局を５階から地下１階へ移設
	2	土壌汚染対策法施行
	3	横須賀市環境基本計画改定
		横須賀市地球温暖化対策実行計画改定
	4	神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例施行
	9	有害大気汚染物質（アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀、ニッケル化合物の４物質）の指針値設定
	11	神奈川県悪臭防止対策に関する指導要綱の廃止
		水質汚濁に係る環境基準生活環境項目の追加（全亜鉛）
	12	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設（水質基準対象施設）の追加（４－クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設の一部等）
16(2004)	2	横須賀市新エネルギービジョン策定
	3	神奈川県生活環境の保全等に関する条例及び同施行規則改正（フロン関係条項削、廃棄物焼却炉設備基準、屋外燃焼行為、化学物質、土壌関係条項の改正）
		水質汚濁に係る環境基準要監視項目追加（塩化ビニルモノマー他４項目）
	5	大気汚染防止法改正（一部平成17年６月１日施行、ＶＯＣ排出規制　施行平成18年４月１日）
	11	悪臭防止法に基づく臭気指数規制を施行

年	月	項　　目
平成16(2004)	12	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部改正（ダイオキシン類の測定方法に簡易測定法を追加）
17(2005)	2	京都議定書発効（２月16日） 京都議定書の発効に伴い、地球温暖化対策推進法の改正法を完全施行（平成17年２月16日施行）
	3	環境配慮指針（開発行為等事業編）改定
	6	大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行（ＶＯＣ排出規制に係る一部規定）
	8	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設（水質基準対象施設）の追加（担体付き触媒の製造及び金属の回収に係る施設、フロン類の破壊の用に供する施設）
	9	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく簡易測定方法の告示
	12	ＩＳＯ14001認証更新（２回目）
18(2006)	2	石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律の公布
	3	横須賀市地球温暖化対策実行計画改定
	10	横須賀市地球温暖化対策地域協議会設立
	12	水質汚濁防止法の省令等の一部を改正する省令施行(亜鉛含有量の排水基準値変更) 有害大気汚染物質（クロロホルム、1,2－ジクロロエタン、1,3－ブタジエンの３物質）の指針値設定
19(2007)	3	横須賀市地球温暖化対策地域推進計画策定 ＩＳＯ14001規格の外部認証返上
	4	横須賀市環境マネジメントシステム（ＹＥＳ）構築
	9	第６次水質総量規制の施行
20(2008)	3	横須賀市環境教育・環境学習マスタープラン策定 横須賀市環境学習プログラム作成
	4	衣笠行政センターの大気汚染測定局を廃止
	6	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部改正（毒性等価係数の変更）
21(2009)	3	水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定
	9	大気汚染に係る環境基準　微小粒子状物質（PM2.5）の追加
	10	改正土壌汚染対策法の一部施行（汚染土壌処理業関係）
	11	水質汚濁に係る環境基準　健康項目の追加（1,4－ジオキサン） 地下水の水質汚濁に係る環境基準項目の追加（塩化ビニルモノマー、1,4－ジオキサン）等
22(2010)	3	横須賀市みどりの基本計画見直し
	4	改正土壌汚染対策法の施行
	7	緑被率調査実施
	8	大気汚染防止法の改正（事業者の責務の規定）
	10	有害大気汚染物質（ヒ素及びその化合物）の指針値設定
23(2011)	3	横須賀市環境基本計画（2011～2021）策定

年	月	項　　目
平成23(2011)	3	低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン（2011～2021）策定 （横須賀市地球温暖化対策実行計画、横須賀市地球温暖化対策地域推進計画、横須賀市新エネルギービジョンを統合）
		環境基本条例改正
		みどりの基本条例制定
	4	水質汚濁防止法の改正（水質事故時の措置の対象の追加及び排出水等の測定結果の改ざん等に対する罰則の創設） 大気汚染防止法の改正（測定結果の改ざん等に対する罰則の創設、改善命令等の発動要件の見直し） 土壌汚染対策法施行規則（形質変更時要届出区域のうち自然由来特例区域等の設定及び台帳への記載等）及び汚染土壌処理業に関する省令（大気有害物質の測定項目の負担軽減等）の改正
	6	水質汚濁防止法の改正（有害物質の使用等を行う施設の構造等に関する基準、点検を規定）
	10	水質汚濁に係る環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の改正（カドミウムの基準値の変更）
	11	水質汚濁防止法施行規則及び排水基準を定める省令の改正（1,1-ジクロロエチレンの基準値の変更）
24(2012)	4	騒音に係る環境基準の地域の類型指定（県知事から市長へ権限委譲）
	5	水質汚濁防止法施行令の改正（有害物質、指定物質及び特定施設の追加）
	6	環境基本法の改正（放射性物質による大気の汚染等の防止のための措置の対象）
	8	水質汚濁に係る環境基準の項目追加（ノニルフェノール）
	9	水質汚濁防止法施行令の改正（指定物質にヘキサメチレンテトラミンを追加）
	10	環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行 神奈川県生活環境の保全等に関する条例及び同施行規則改正（指定作業・指定施設の見直し、設置許可申請等の手続きの変更、化学物質状況報告制度・環境配慮推進事業所登録制度の新設、土壌汚染の調査等に関する規定の改正等）
25(2013)	3	水質汚濁に係る環境基準の項目追加(直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)
		微小粒子状物質（PM2.5）の常時監視を開始（追浜、久里浜、西、小川町）
		微小粒子状物質（PM2.5）に係る午前８時の高濃度予報の開始（神奈川県）
		横須賀市役所の大気汚染測定局を廃止
	6	大気汚染防止法の改正（特定粉じん排出等作業実施の届出義務者の変更等）
		大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び環境影響評価法の改正（放射性物質による適用除外規定の削除及び放射性物質の常時監視の既定）
	7	水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定変更（松越川がＥ類型からＣ類型に変更）
	10	水銀に関する水俣条約の採択
	12	微小粒子状物質（PM2.5）に係る午後１時の高濃度予報の開始（神奈川県）

年	月	項　　目
平成26(2014)	3	土壌環境基準の改正（1,1-ジクロロエチレンの基準値の変更） 公共用水域環境基準、地下水環境基準、土壌環境基準及び排水基準等に係る分析方法の追加等 小川町（小川町２番地13）の自動車排出ガス測定局を廃止
	4	小川町交差点（小川町３番地）自動車排出ガス測定局　設置 有害大気汚染物質（マンガン及びその化合物）の指針値設定
	7	水循環基本法の施行
	8	土壌汚染対策法施行規則の改正（1,1-ジクロロエチレンの基準値の変更）
	11	水質汚濁に係る環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の改正（トリクロロエチレンの基準値の変更）
	12	排水基準の改正（カドミウム及びその化合物の基準値の変更）
27(2015)	4	地下水の浄化措置命令に関する浄化基準の改正（カドミウム及びその化合物の基準値の変更） フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）の施行 微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析を開始（追浜）
	5	排水基準を定める省令の改正（1,4-ジオキサンの暫定排水基準の変更）
	6	水銀による環境の汚染の防止に関する法律の一部施行
	10	排水基準の改正（トリクロロエチレンの基準値の変更）
28(2016)	7	地下水の浄化措置命令に関する浄化基準の改正（トリクロロエチレンの基準値の変更） 神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の改正（トリクロロエチレンの規制基準及び浄化基準の変更） 排水基準を定める省令の改正（ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の暫定排水基準の変更）
	12	水質汚濁防止法施行規則及び排水基準を定める省令の改正（亜鉛含有量並びにカドミウム及びその化合物の暫定排水基準の変更）
29(2017)	4	土壌汚染対策法施行令の一部改正（クロロエチレンを特定有害物質に指定） 土壌の汚染に係る環境基準の追加（クロロエチレン及び1,4-ジオキサン） 地下水の水質汚濁に係る環境基準における項目名の変更（塩化ビニルモノマーからクロロエチレン）
	8	大気汚染防止法第４条第１項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第３条第３項の規定による排水基準を定める条例の一部改正（下水処理場に係る暫定基準等の改正） 水質汚濁防止法施行令の改正（別表第一の25号に掲げる水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する塩水精製施設及び電解施設の削除）
	12	排水基準の改正（カドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準の適用期間終了）
30(2018)	1	水銀による環境の汚染の防止に関する法律の施行
	4	改正大気汚染防止法（水銀関係）の施行 改正土壌汚染対策法の一部施行
	5	排水基準の改正（1,4-ジオキサンに係る暫定排水基準の強化及び適用期間延長）
	6	水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定（河川の水生生物に係る水域類型指定）

年	月	項　　目
平成30(2018)	6	水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定（鷹取川の大腸菌群数について基準適用）
	8	排水基準の改正（海域の窒素及びりんの暫定排水基準の強化及び適用期間延長）
31(2019)	4	改正土壌汚染対策法の施行（トランス-1,2-ジクロロエチレンの追加など）
令和元(2019)	6	排水基準を定める省令の改正（ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の暫定排水基準の延長と一部廃止）
	11	水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の改正（カドミウム及びその化合物の暫定排水基準の見直し）

２．環境基本条例について

（1）条例制定の背景

私たちのまち横須賀は、三浦半島の中央部にあって、三方を海に囲まれており、首都圏に位置しながら比較的豊かなみどりと温暖な気候に恵まれています。そして、私たちは今日に至るまで、先人たちの努力により培われてきた産業や文化を育む一方で、生活の利便性や物質的な豊かさを求めて、資源やエネルギーの過剰な消費による環境への負荷を意識することなく社会経済活動や日常生活を営んできました。

しかし、この営みにより、大気汚染、水質汚濁、廃棄物の増大や身近な自然の減少など都市の活動や生活に密接に関係する環境問題が発生しました。また、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球的規模の環境問題も多様化しています。これらの問題は、このままでは更に拡大し、将来の世代にわたり取り返しのつかない影響を及ぼすおそれがあります。

このような状況の中、市、市民及び事業者が一体となって環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することについて基本となる事項を定めることにより、市民の安全かつ健康で文化的な生活の確保に寄与するため、環境基本条例を制定し、平成8年4月１日に施行しました。

また、環境基本条例は、平成23年3月28日に、生物多様性の保全などの新たな環境課題に対応するための改正を行い、平成28年3月25日には水循環の健全化に関する規定を追加する改正を行いました。

（2）条例の概要

条例は前文と5章23条から構成され、その環境政策のフローチャートは図１－２－１のとおりで、特徴としては次の点があげられます。

① 「環境の恵みを享受する権利」を位置付けました。（前文）
② 他の条例との整合について規定しました。（第2条）
③ 環境基本計画及びこれに基づく配慮指針の策定を明記しました。（第9条及び第10条）
④ 庁内における環境総合調整等を行うことを明記しました。（第12条）
⑤ 環境保全及び創造に関する施策に市民等の意見の反映を明記しました。（第20条）
⑥ 環境審議会を設置することとしました。（第22条）

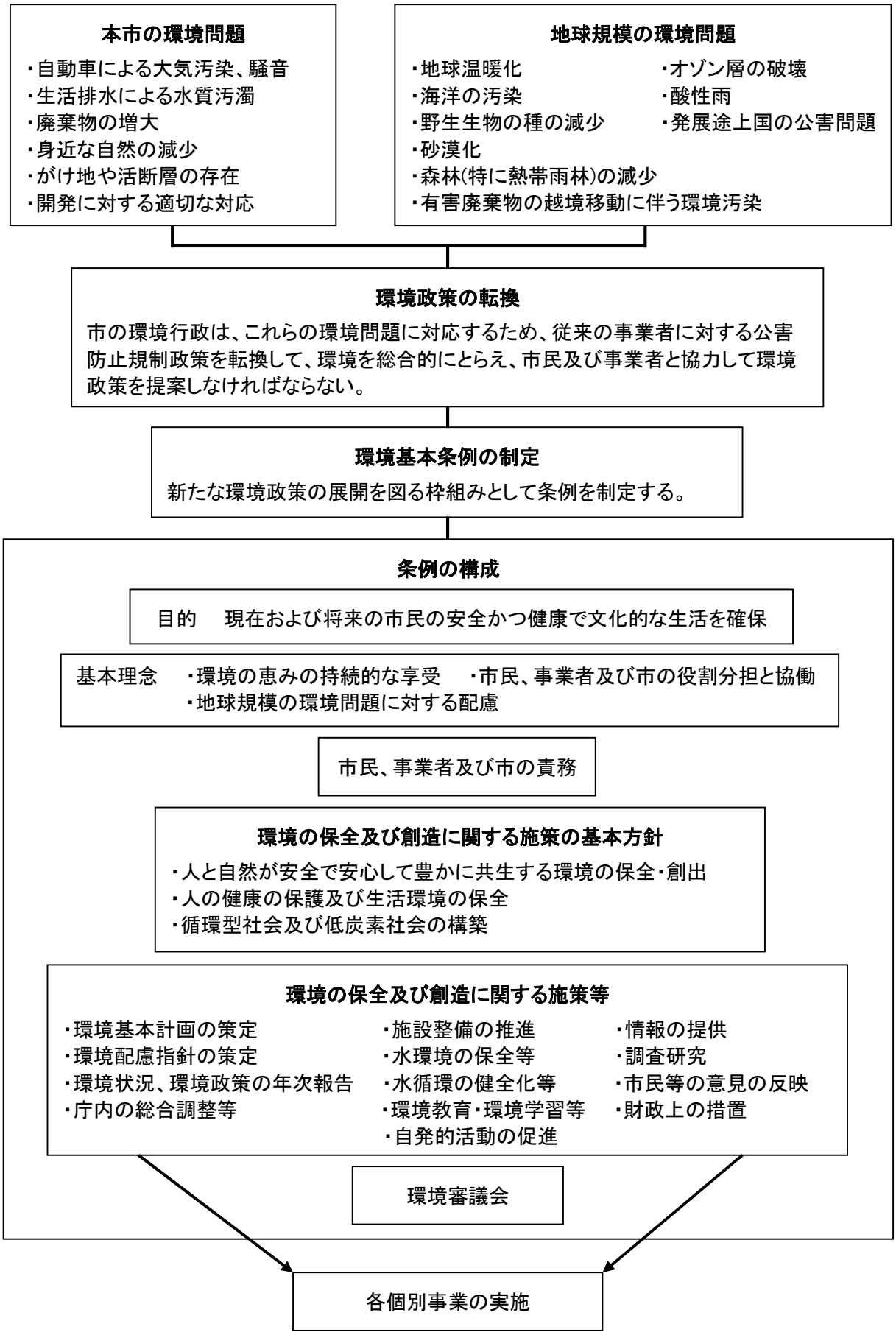

図１－２－１　環境政策のフローチャート

３．横須賀市環境基本計画(2011～2021)および分野別計画について

(1)横須賀市環境基本計画(2011～2021)

本市では、環境基本条例第9条に基づき、1998年(平成10年)8月に環境基本計画を策定し、環境政策の推進を図ってきましたが、2011年(平成23年)3月に計画期間が終了しました。

このため、本市では、新たに2011年(平成23年)3月に「横須賀市環境基本計画(2011～2021)」を策定し、環境像である「魅力ある環境を守り、育み、未来へとつなぐ持続可能なまち　よこすか」の実現に向け、「自然環境の保全と創出」、「生活環境の保全・改善」、「低炭素社会の構築」、「循環型社会の形成」、「環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合」の5つの基本目標に基づき、各種環境施策に取り組みを進めています。

さらに、横須賀市みどりの基本計画など6つの計画を分野別計画として位置付け、環境基本計画(2011～2021)と各分野別計画が一体となって施策を推進することにより、全体的な環境行政の推進を図っています。

同計画は、環境基本条例第11条に基づき、環境の状況および環境基本計画に基づき実施された施策の実施状況を明らかにするため、計画の進行管理を行い、年次報告書を作成・公表しており、計画の進行管理にあたっては、横須賀市環境審議会および環境総合政策会議において、計画の進捗を把握するとともに、推進に関する意見を求め、計画の点検・評価を行っています。

なお、計画の期間の中間年にあたる2015年度（平成27年度）に、関連の深い横須賀市みどりの基本計画の改定や、新たな環境問題に対応するため、中間見直しを行いました。

(2)横須賀市みどりの基本計画

「都市緑地法」第4条および「みどりの基本条例」第9条に基づき策定する、緑地の適正な保全および緑化の推進に関する基本計画で、本市では1997年(平成9年)3月に策定し、2010年(平成22年)3月に見直しを行い、2016年（平成28年3月）に改定を行いました。

この計画では、「みどりの保全」、「緑化の推進」、「都市公園の整備」に関する施策を総合的に実施するため、その目標と実現のための施策などを明らかにし、効果的、効率的にみどりを保全・創出することを目的としています。

(3)一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条に基づき、長期的視点に立った本市の一般廃棄物の処理の基本方針となる計画であり、「一般廃棄物の発生量及び処分量の見込み」、「一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項」、「分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分」、「一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項」などを定めた計画です。環境基本計画(2011～2021)と同様に、2011年度(平成23年度)に策定しましたが、2016年度(平成28年度)に改定を行いました。

(4)生活排水処理基本計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条に基づき、公共用水域の水質の改善を目標に、市民に対する啓発、生活排水処理施設の整備の推進など、本市の生活排水処理の全般的な対策について策定する計画です。この計画についても、環境基本計画(2011～2021)と同様に2011年度(平成23年度)からの新しい計画を、2011年(平成23年)3月に策定しています。

(5)横須賀港港湾環境計画

環境基本計画(2011～2021)および横須賀港港湾計画(「港湾法」第3条の3に基づき策定する、港湾の開発、利用および保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する事項を定めた計画)の下位計画(分野別計画)として、横須賀港沿岸域の環境のあり方と実施していく施策や取り組みについて、市民との協働により策定した計画です。

この計画では、横須賀港沿岸域の利用と環境の調和を図り、海の魅力を向上させるとともに、貴重な自然を未来に引継ぎ、東京湾の再生に寄与することを目指しています。

また、港湾計画における主要な方針である「環境施策の充実と推進」を補完する実践的・具体的な行動計画を備えた体系としています。

(6)低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン(2011～2021)

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項に基づき、市の事務・事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減などの措置を定めるとともに、市域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制などを行うための施策に関する事項を定めた計画で、横須賀市新エネルギービジョン(平成16年2月策定)、横須賀市地球温暖化対策実行計画(平成13年3月策定)、横須賀市地球温暖化対策地域推進計画(平成19年3月策定)の既存の3つの計画を統合し、2011年(平成23年)3月に策定しました。

この計画では、低炭素社会を構築し、地球環境問題に対応したまちの実現を目指し、市民、事業者、市などが役割分担あるいは協働し、総合的かつ効果的に地球温暖化対策を推進していくことを目的としています。

(7)横須賀市環境教育・環境学習マスタープラン

「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(現行法:環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律)」第8条に基づき、「持続可能な社会づくり」を目指して、市民、事業者、市などが各主体の役割に応じた環境教育・環境学習を連携・協働しながら推進し、その活動を実践・促進することを目的として、2008年(平成20年)に策定した計画です。

4. 公害苦情について

公害に関する苦情は、ほとんどが住民の日常生活に係わる地域内で発生する身近な問題で、住宅と工場や飲食店が混在したり近接しているところなどで多く発生しています。また、発生源の大半が小規模な事業所であるため、十分な対策がとられないものも多く、未解決のまま数年を要しているものもあります。

公害苦情受付件数は、平成22年度から増加傾向となり、平成27年度に108件を記録したものの、平成28年度以降は減少傾向にあり、50件前後で推移しています。

表1－2－1、図1－2－2に過去の公害苦情受付状況を示しました。

表1－2－1 公害苦情受付件数(過去3年間)

(単位:件)

種類 / 年度	ばい煙	粉じん	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	合計
平成29	14	6	1	24	0	8	0	53
平成30	10	5	1	33	3	6	0	58
令和元	15	7	1	16	1	6	1	47

※ 上記の公害苦情件数は新規受付のみ

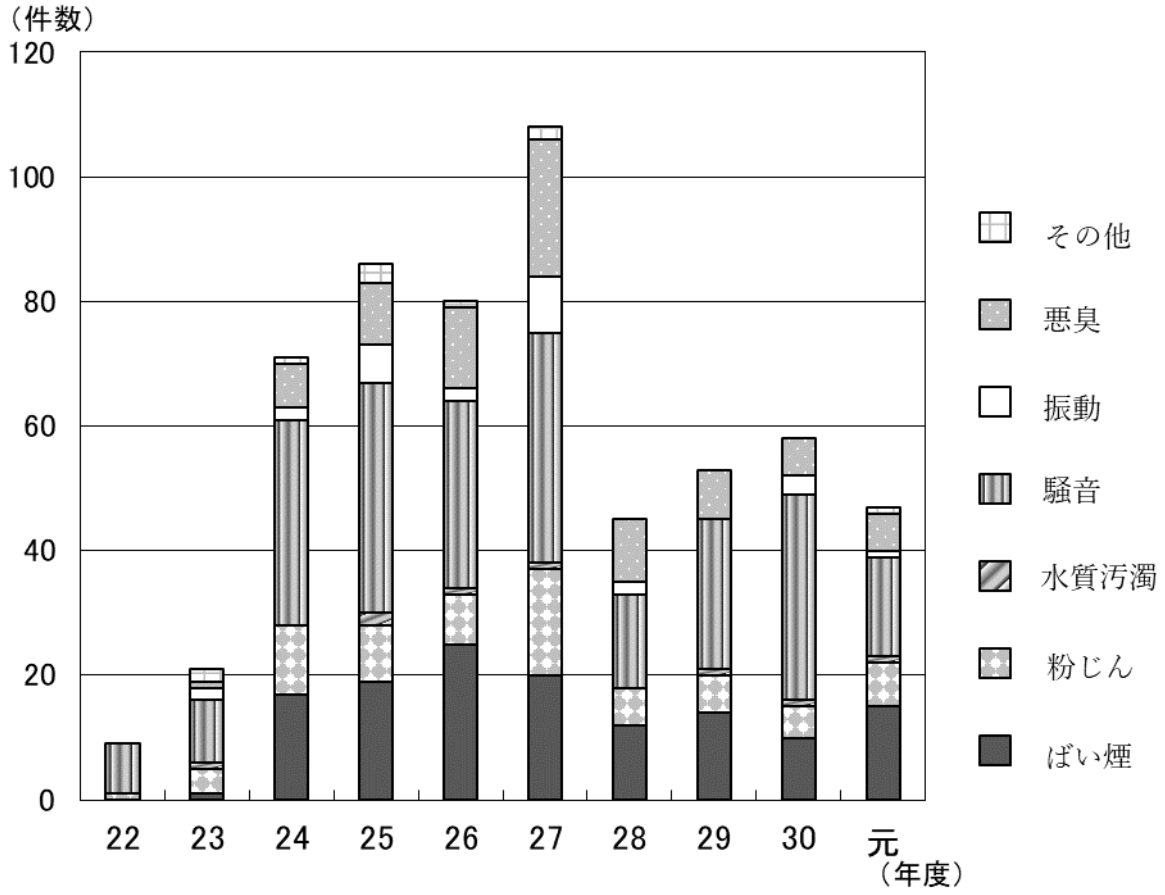

図1－2－2　公害苦情受付件数　年度別推移

5. 水質汚濁事故について

魚の死亡や油の浮遊等の水質汚濁事故に対して原因調査を行い、原因者を指導しています。
水質汚濁事故の発生件数を表1－1－2に示します。

表1－2－2　水質汚濁事故発生件数（過去3年間）

（単位:件）

年度	件数	内訳								
		海　域			河　川			その他（池・水路等）		
平成29	9	0	魚死亡	0	8	魚死亡	1	1	魚死亡	0
			油浮遊	0		油浮遊	2		油浮遊	0
			その他	0		その他	5		その他	1
平成30	8	2	魚死亡	0	5	魚死亡	0	1	魚死亡	0
			油浮遊	1		油浮遊	1		油浮遊	0
			その他	1		その他	4		その他	1
令和元	8	2	魚死亡	0	5	魚死亡	0	1	魚死亡	0
			油浮遊	1		油浮遊	2		油浮遊	1
			その他	1		その他	3		その他	0

第2部　データ編

第１章　大気汚染

１．概要

大気汚染は、工場・事業場の活動や自動車などから排出される汚染物質によって引き起こされます。汚染物質としては、二酸化硫黄（亜硫酸ガス）などの硫黄酸化物、二酸化窒素などの窒素酸化物、ばいじん、一酸化炭素、光化学オキシダント、炭化水素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）などの他に、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンおよびジクロロメタンなどの有害物質があります。

平成30年度の測定結果をみると、年平均値は光化学オキシダントを除くと長期的にはやや減少傾向で推移してきています。環境基準達成状況では、光化学オキシダントを除く全項目について、全測定局で達成しました。光化学オキシダントについては、全測定局で環境基準非達成（県全域においても全測定局で非達成）でした。本市における光化学スモッグ注意報の発令日数は１日でした。また、光化学スモッグによる被害はありませんでした（本市における被害は、平成３年度に届出（１名）があった以降、発生していません）。

有害大気汚染物質のうち、環境基準の定まっているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンおよびジクロロメタンの４物質は、全測定地点で環境基準を達成しました。

また、環境目標値としての指針値が平成15年９月に設定されたアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、平成18年12月に設定されたクロロホルム、1,3-ブタジエンおよび1,2-ジクロロエタン、平成22年10月に設定されたヒ素及びその化合物、平成26年５月に設定されたマンガン及びその化合物は全測定地点で指針値以下でした。また優先取組物質として平成23年７月に新たに加えられた塩化メチル、トルエンを含むその他の８物質についても環境省および自治体が実施した平成30年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果による全国平均値とほぼ同レベルでした。

２．大気汚染の現況

（１）大気汚染測定局等の設置状況

令和元年度における大気汚染測定局及び測定点の設置状況を表２－１－１、図２－１－１に示します。各測定局では、自動測定機により二酸化硫黄等の汚染物質の常時測定を行っています。

表２－１－１　大気汚染測定局、測定地点及び測定項目一覧表

	測定局及び測定地点	所在地	用途	区　分	測定項目								
					二酸化窒素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	オキシダント	二酸化硫黄	一酸化炭素	炭化水素	気象	
												風向	風速
1	追浜行政センター	夏島町9	１住	一般環境局	○	○	○	○	○		○	○	○
2	久里浜行政センター	久里浜6－14－2	１住	一般環境局	○	○	○	○	○		○	○	○
3	西行政センター	長坂1－2－2	１住	一般環境局	○	○	○	○			○	○	○
4	小川町交差点	小川町3	商業	自動車排出ｶﾞｽ測定局	○	○	○			○			

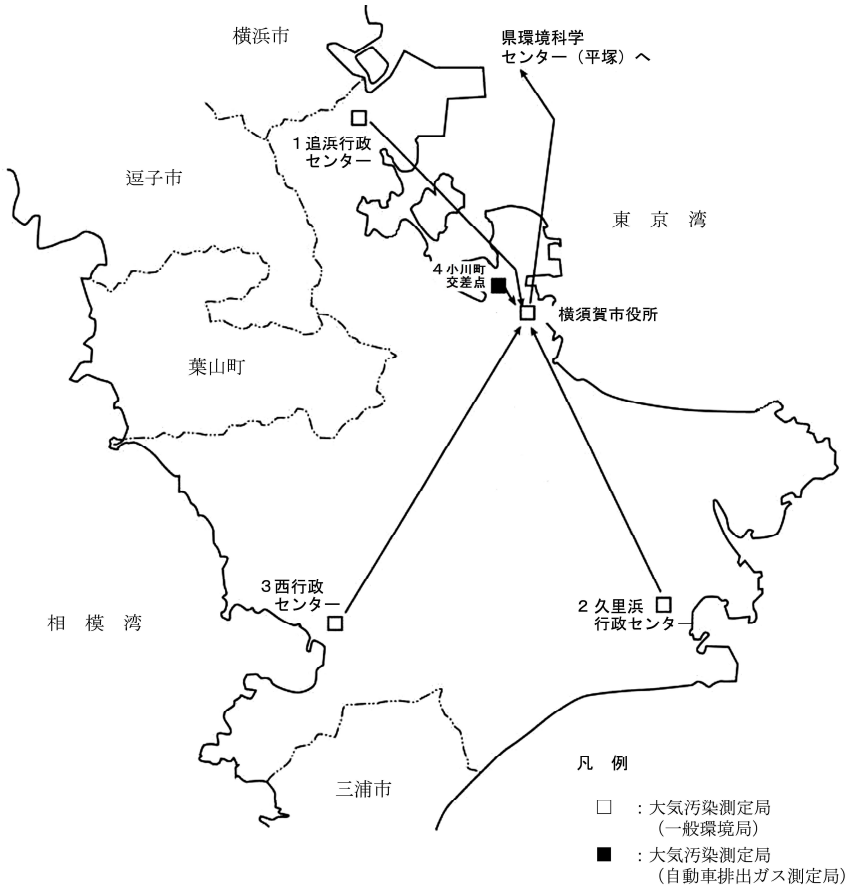

図２－１－１　横須賀市大気汚染測定局

（２）常時監視測定結果

大気汚染に係る環境基準は表２－１－２のとおりです。

表２－１－２　大気汚染に係る環境基準

項目	二酸化窒素 (NO_2)	浮遊粒子状物質 (SPM)	微小粒子状物質 (PM2.5)	光化学ｵｷｼﾀﾞﾝﾄ (Ox)	二酸化硫黄 (SO_2)	一酸化炭素 (CO)
基準値	1時間値の1日平均値が0.04ppm から0.06ppm までのゾーン内または、それ以下であること	1時間値の1日平均値が0.10mg/m^{3}以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m^{3}以下であること	1年平均値15μg/m^{3}以下であり、かつ、1日平均値35μg/m^{3}以下であること	1時間値が0.06ppm 以下であること	1時間値の1日平均値が0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm 以下であること	1時間値の1日平均値が10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm 以下であること

【評価方法について】

環境基準の評価には、短期的評価と長期的評価があります。

環境省告示では、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素については短期的評価と長期的評価の二つの方法が、二酸化窒素については長期的評価が、光化学オキシダントについては短期的評価が、微小粒子状物質（PM2.5）については、長期基準と短期基準が定められています。

○　短期的評価

測定を行った日についての１日平均値、８時間平均値又は各１時間値を環境基準と比較して評価を行います。

・　光化学オキシダントの場合

１時間値の年間最高値を環境基準と比較して評価を行います。

○　長期的評価

・　二酸化窒素の場合

年間の１日平均値のうち、低い方から98%に相当するものを環境基準に比較して評価を行います。

・　浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素の場合

年間の１日平均値のうち、高い方から２%の範囲にあるもの(365日分の測定値がある場合は、高い値から７日分の測定値)を除外した後の最高値(２%除外値)を環境基準と比較して評価を行います。

ただし、環境基準を超える日が２日以上連続した場合は、非達成と評価します。

○　微小粒子状物質（PM2.5）の場合

・　長期基準は、測定結果の１年平均値を長期基準（１年平均値）と比較します。

・　短期基準は、測定結果の１日平均値のうち年間 98 パーセンタイル値を代表値として、短期基準（１日平均値）と比較します。

① 一般環境大気測定結果

令和元年度における環境基準の達成状況は表２－１－３から表２－１－７のとおりです。

また、二酸化硫黄濃度年平均値の推移を図２－１－２に、浮遊粒子状物質濃度年平均値の推移を図２－１－３に、二酸化窒素濃度年平均値の推移を図２－１－４に示します。

表２－１－３　二酸化窒素測定結果

測定局名	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	日平均値が0.04ppm以上、0.06ppm以下の日数 (日)	1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の年間98%値 (ppm)	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	環境基準の適否 長期的評価
追浜行政センター	361	8623	0.013	0	1	0.072	0.032	0	○
久里浜行政センター	358	8619	0.011	0	0	0.060	0.027	0	○
西行政センター	361	8637	0.010	0	0	0.066	0.026	0	○

表２－１－４　浮遊粒子状物質測定結果

測定局名	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (mg/m³)	1時間値が0.2mg/m³を超えた時間数 (時間)	日平均値が0.1mg/m³を超えた日数 (日)	1時間値の最高値 (mg/m³)	日平均値の最高値 (mg/m³)	日平均値の2%除外値 (mg/m³)	日平均値が0.1mg/m³を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.1mg/m³を超えた日数 (日)	環境基準の適否 長期的評価
追浜行政センター	364	8720	0.016	0	0	0.128	0.051	0.041	無	0	○
久里浜行政センター	363	8721	0.017	0	0	0.175	0.063	0.043	無	0	○
西行政センター	364	8720	0.017	0	0	0.127	0.063	0.044	無	0	○

表２－１－５　微小粒子状物質（PM2.5）

測定局名	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (μg/m³)	日平均値の最高値 (μg/m³)	日平均値が35μg/m³を超えた日数とその割合 (日)	(%)	1時間値の最高値 (μg/m³)	日平均値の98%値 (μg/m³)	98%値評価による日平均値が35μg/m³を超えた日数 (日)	環境基準の適否 短期基準・日平均値が35μg/m3以下	長期基準・年平均値が15μg/m3以下
追浜行政センター	341	8159	10.6	34.2	0	0	75	26.1	0	○	○
久里浜行政センター	358	8591	9.9	33.0	0	0	82	23.3	0	○	○
西行政センター	362	8671	9.7	33.5	0	0	58	25.1	0	○	○

表２－１－６　光化学オキシダント測定結果

測定局名	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数及び時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数及び時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の平均値	環境基準の適否
										短期的評価
	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	
追浜行政センター	366	5399	0.032	68	302	1	1	0.158	0.046	×
久里浜行政センター	366	5413	0.032	59	297	2	2	0.125	0.045	×
西行政センター	366	5385	0.035	77	383	0	0	0.111	0.048	×

表２－１－７　二酸化硫黄測定結果

測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	日平均値が0.04ppmを超えた日数	1時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数	環境基準の適否
											長期的評価
	(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(日)	(ppm)	(ppm)	(ppm)		(日)	
追浜行政センター	362	8644	0.003	0	0	0.045	0.016	0.008	無	0	○
久里浜行政センター	362	8640	0.002	0	0	0.024	0.006	0.005	無	0	○

② 自動車排出ガス測定結果

大都市地域における大気汚染の主な原因は、自動車走行量の増加とされています。本市においては、主要沿道周辺の大気汚染状況を把握するため、国道16号沿道に設置している自動車排出ガス測定局で測定を行っています。

令和元年度における環境基準の達成状況は表２－１－８から表２－１－11のとおりです。

また、浮遊粒子状物質濃度年平均値の推移を図２－１－３に、二酸化窒素濃度年平均値の推移を図２－１－４に示します。

表２－１－８　二酸化窒素測定結果

測定局名	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	日平均値が0.04ppm以上、0.06ppm以下の日数 (日)	1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の年間98%値 (ppm)	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	環境基準の適否 長期的評価
小川町交差点	360	8632	0.016	0	1	0.076	0.034	0	○

表２－１－９　浮遊粒子状物質測定結果

測定局名	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (mg/m³)	1時間値が0.2mg/m³を超えた時間数 (時間)	日平均値が0.1mg/m³を超えた日数 (日)	1時間値の最高値 (mg/m³)	日平均値の最高値 (mg/m³)	日平均値の2%除外値 (mg/m³)	日平均値が0.1mg/m³を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.1mg/m³を超えた日数 (日)	環境基準の適否 長期的評価
小川町交差点	364	8722	0.019	0	0	0.170	0.055	0.046	無	0	○

表２－１－10　微小粒子状物質（PM2.5）

測定局名	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	平均値 (μg/m³)	日平均値の最高値 (μg/m³)	日平均値が35μg/m³を超えた日数とその割合 (日)	日平均値が35μg/m³を超えた日数とその割合 %	1時間値の最高値 (μg/m³)	日平均値の98%値 (μg/m³)	98%値評価による日平均値が35μg/m³を超えた日数 (日)	環境基準の適否 短期基準・日平均値が35μg/m³以下	環境基準の適否 長期基準・年平均値が15μg/m³以下
小川町交差点	357	8550	10.4	35.2	1	0.3	73	24.8	0	○	○

表２－１－11　一酸化炭素測定結果

測定局名	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	8時間平均値が20ppmを超えた回数 (回)	日平均値が10ppmを超えた日数 (日)	1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の最高値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数 (日)	環境基準の適否 長期的評価
小川町交差点	364	8672	0.3	0	0	1.5	0.7	0.6	無	0	○

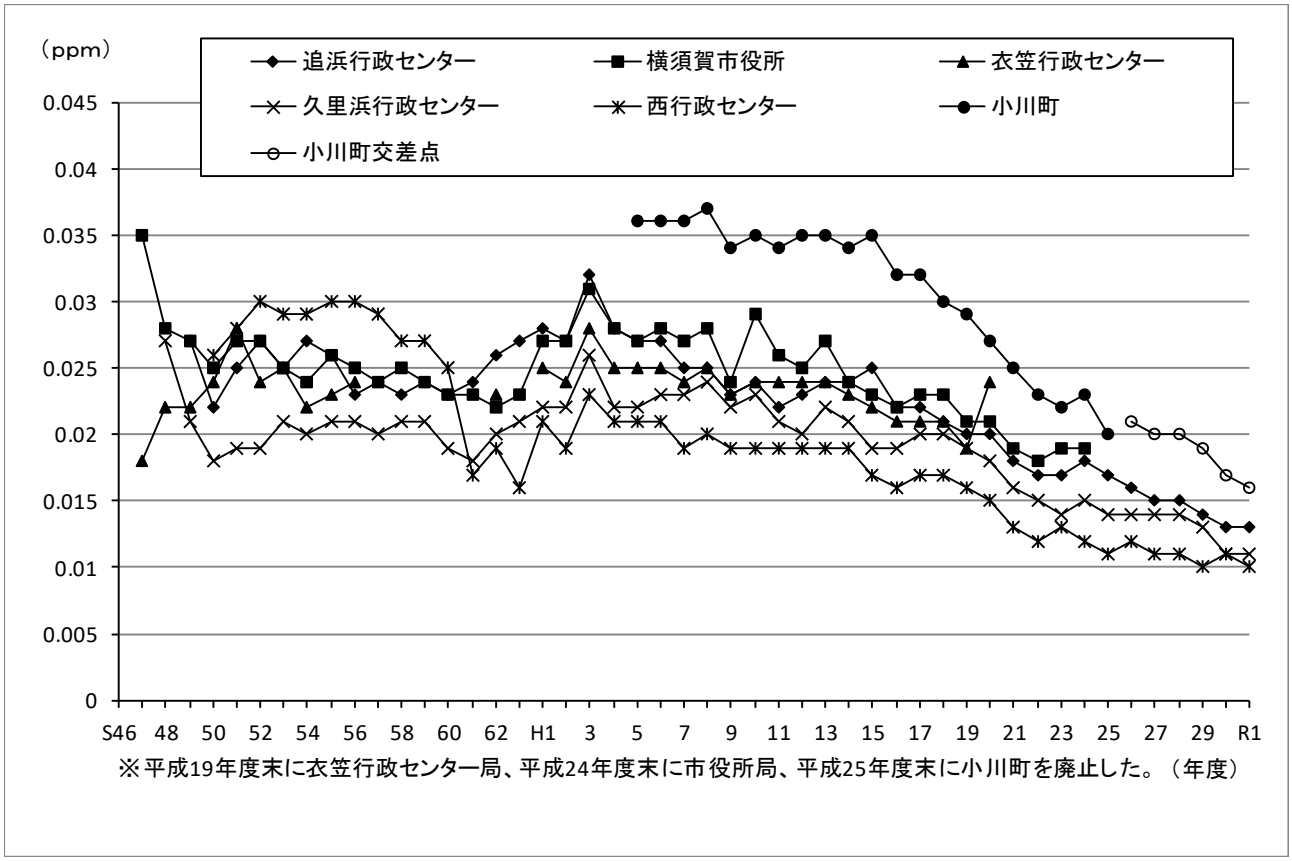

図２－１－２　二酸化窒素濃度年平均値の推移

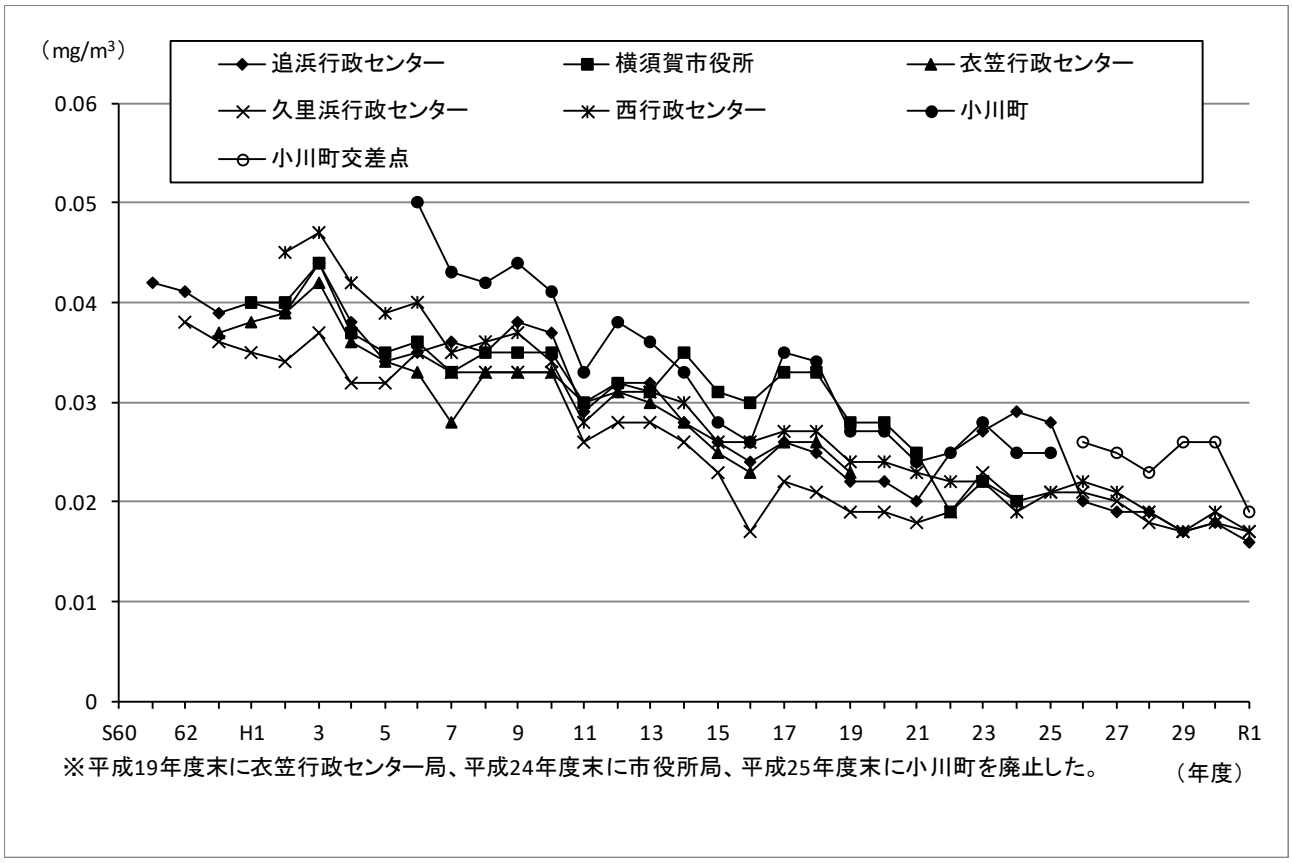

図２－１－３　浮遊粒子状物質濃度年平均値の推移

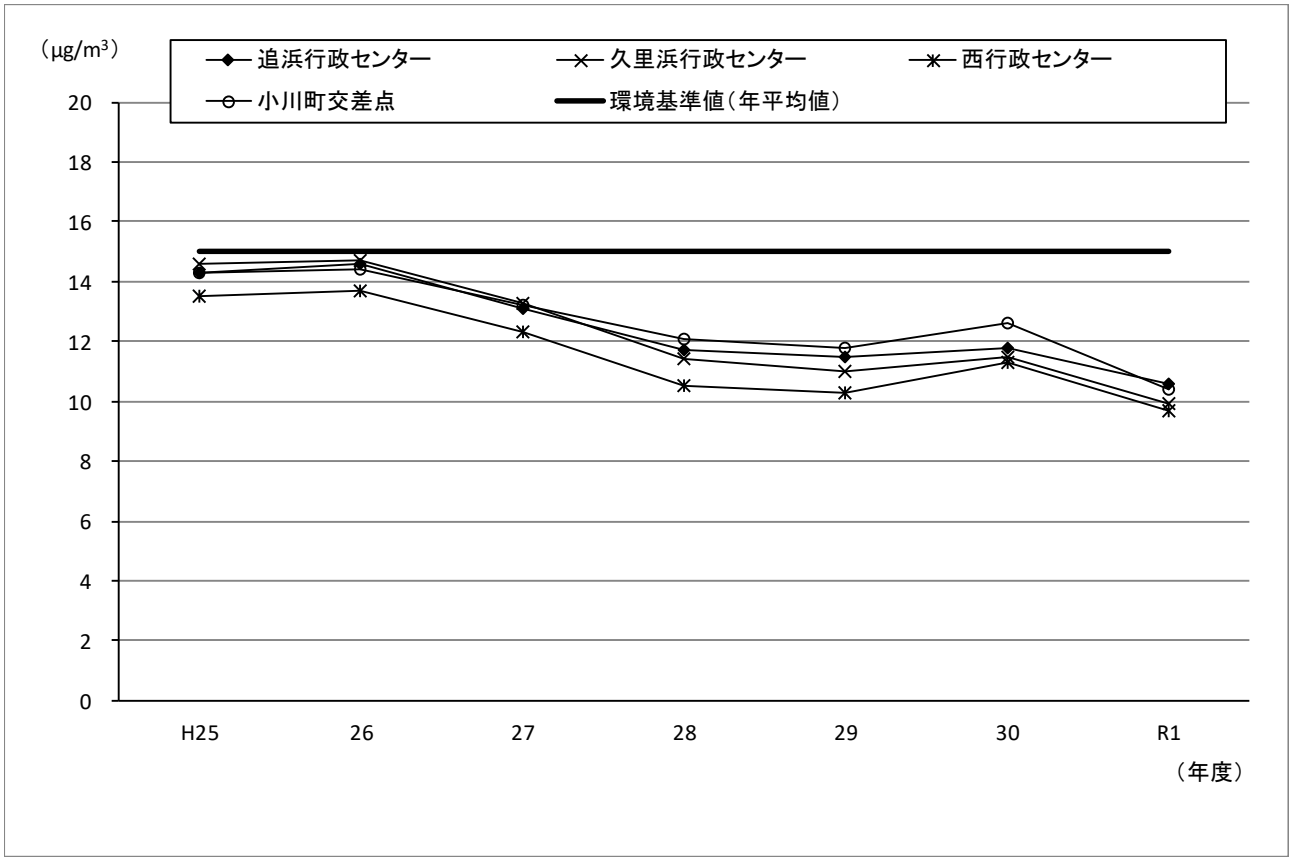

図２－１－４　微小粒子状物質濃度年平均値の推移

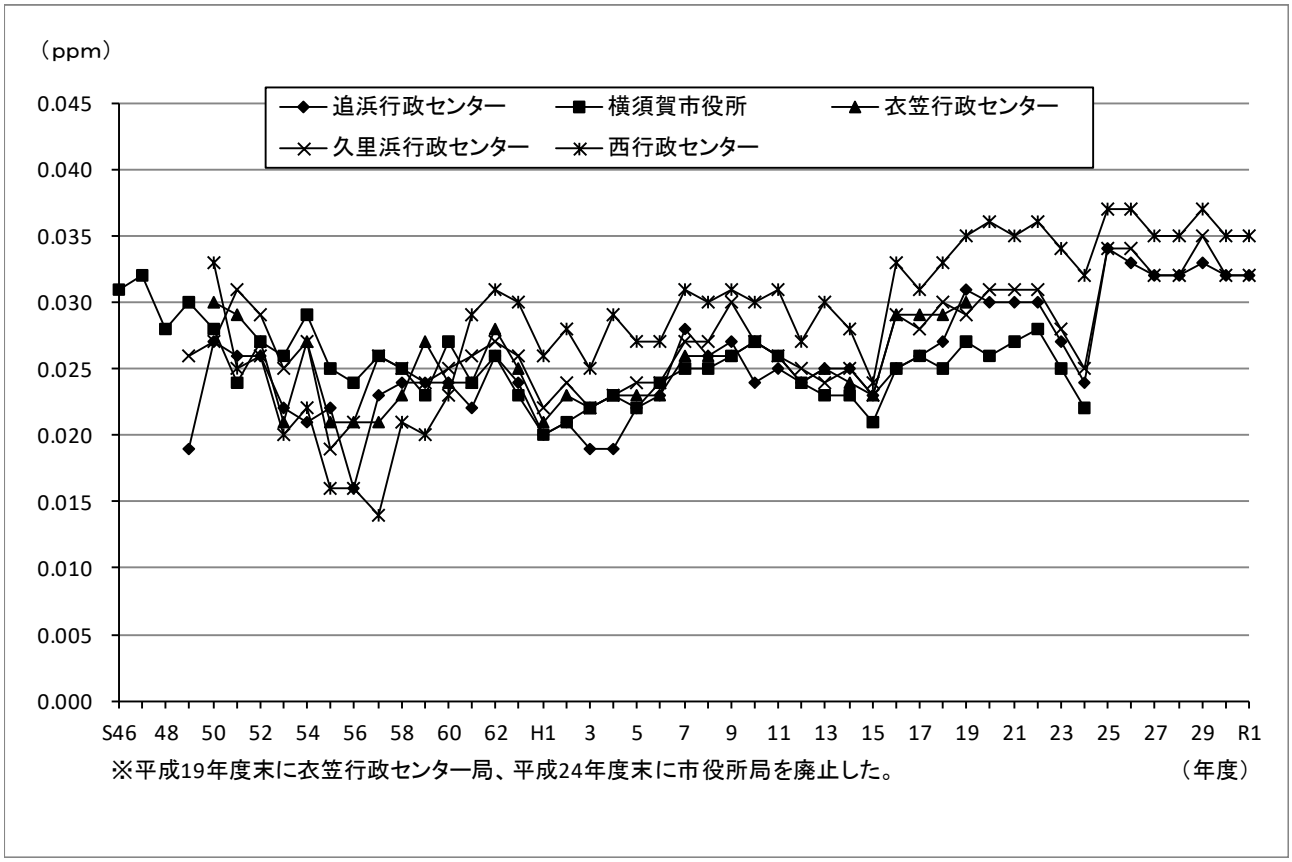

図２－１－５　光化学オキシダント濃度年平均値の推移

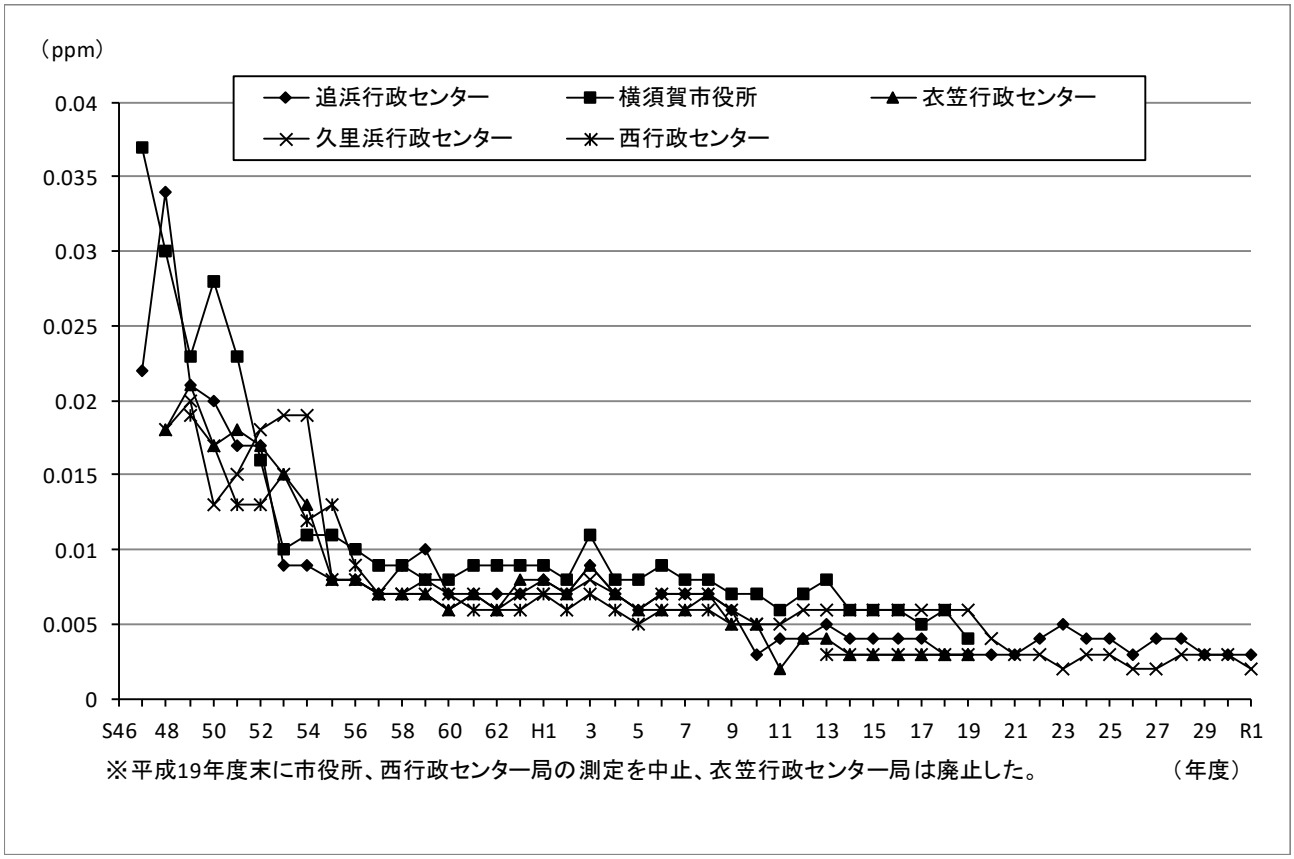

図２－１－６　二酸化硫黄濃度年平均値の推移

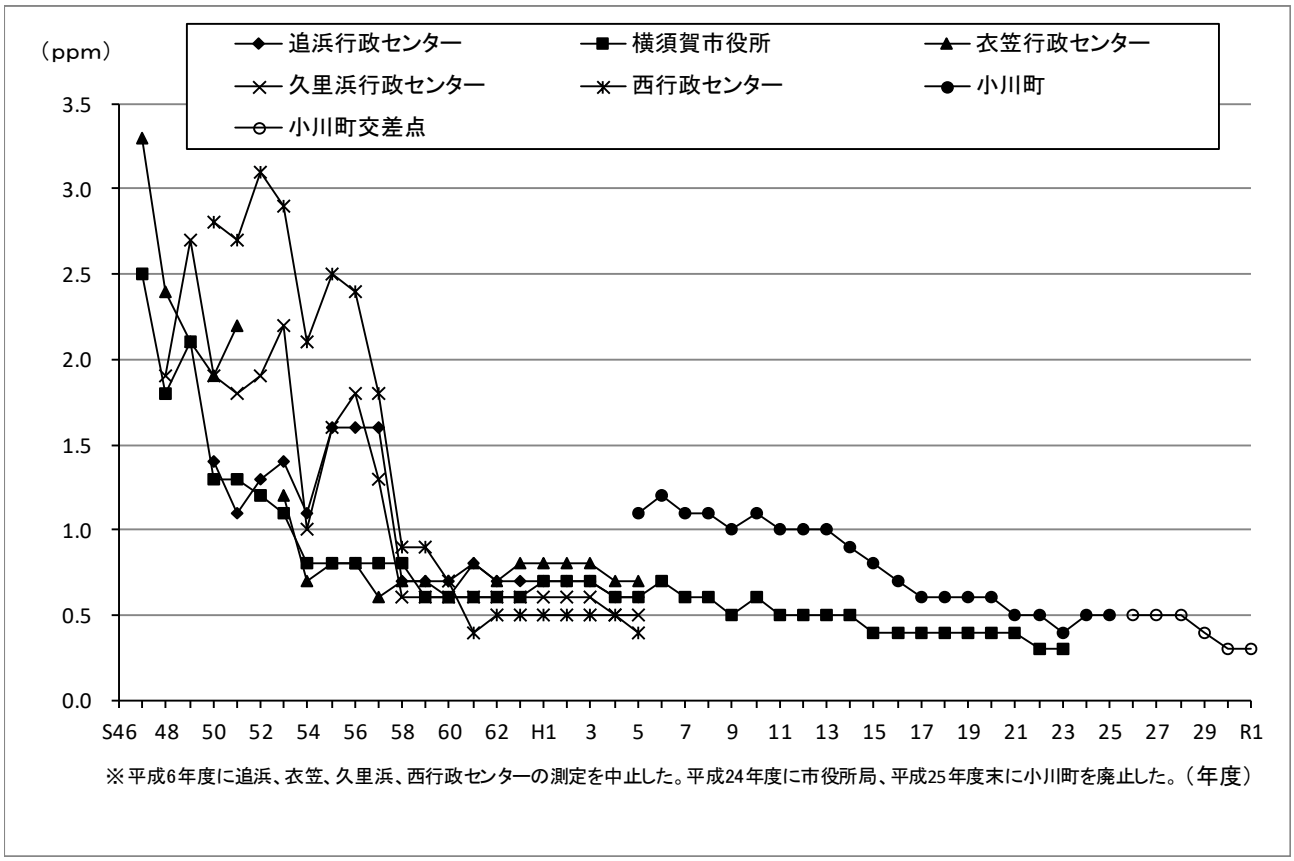

図２－１－７　一酸化炭素濃度年平均値の推移

（３）風向・風速測定結果

市内３カ所に設置している一般環境大気測定局の主風向及び風速の年平均値は、図２－１－８に示すとおりです。

なお、小川町交差点では、風向・風速の測定は行っていません。

追浜行政センター測定局

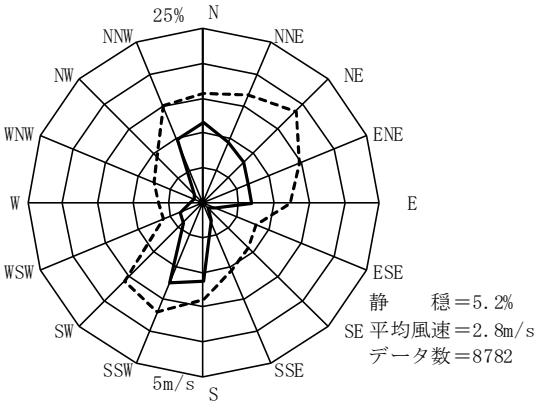

久里浜行政センター測定局

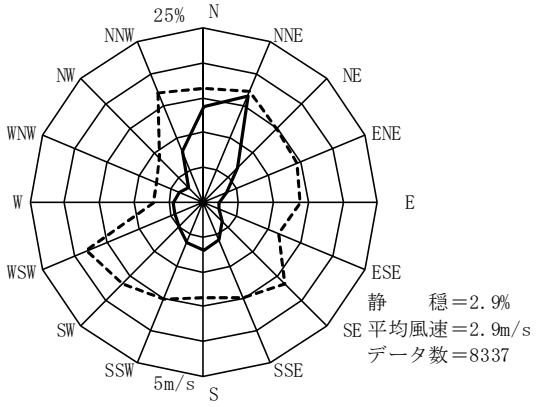

西行政センター測定局

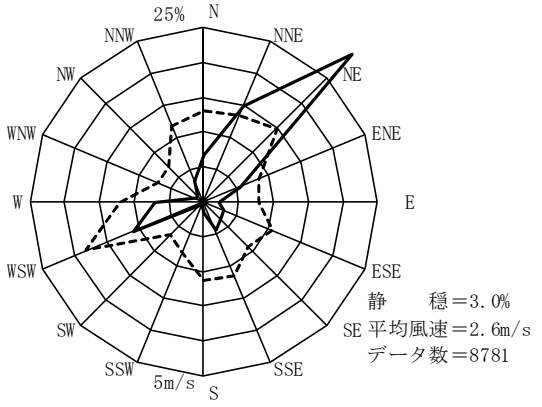

風向別出現率（%）　　風向別平均風速（m/s）　　静　穏：0.4m/s以下

図２－１－８　年間風配図

（４）光化学スモッグの状況

光化学スモッグによる被害防止のため、神奈川県は大気汚染緊急時の連絡体制をとり、光化学オキシダント濃度が基準を超えると、注意報、警報等の緊急時措置の発令を行っています。また、主要ばい煙排出工場に対しては、緊急時措置として、窒素酸化物排出量の削減を要請しています。これに伴い本市では、大気汚染緊急時措置取扱要綱により関係機関へ連絡を行い、被害の防止を図っています。

表２－１－12　緊急時措置の発令基準等

	予報		注意報	警報	重大 緊急時警報
	前　日 （午後5時）	当　日 （午前10時）			
発令基準	気象状況などからみて、注意報の発令基準の程度になると予測したとき。		1時間値が0.12ｐｐｍ以上となり、その状況が継続するとき。	1時間値が0.24ｐｐｍ以上となり、その状況が継続するとき。	1時間値が 0.4ｐｐｍ以上となり、その状況が継続するとき。
解除基準	注意報の発令基準の程度に汚染するおそれがなくなったとき。		発令基準以下となったとき。	１．発令基準以下となったにもかかわらず、なお汚染が継続すると予測される時は、注意報に切り換える。 ２．注意報の発令基準以下となり、その状況が継続すると認められる時は、警報、注意報ともに解除する。	１．発令基準以下となったにもかかわらず、なお汚染が継続すると予測される時は、警報またはか注意報に切り換える。 ２．注意報の発令基準以下となり、その状況が継続すると認められる時は、重大緊急時警報、警報、注意報ともに解除する。

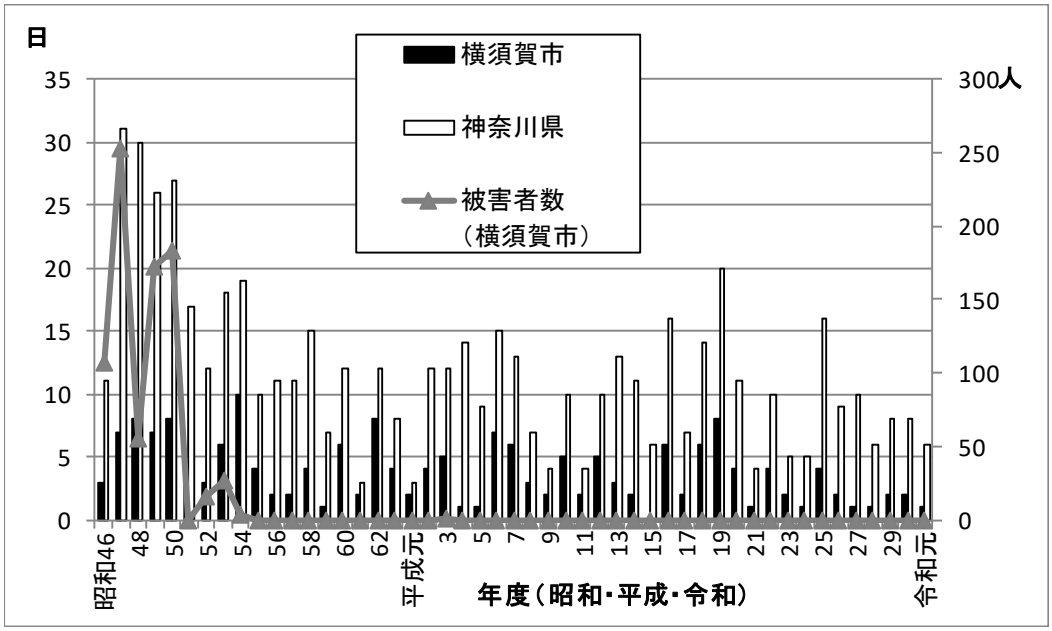

図２－１－９　光化学スモッグ注意報発令日数の推移

（５）有害大気汚染物質モニタリング調査

大気汚染による人への健康リスクが高く、データの知見が比較的多く集まっている「優先取組物質」23物質の中でダイオキシン類を除く22物質を調査対象物質としています。

令和元年度の調査結果を表２－１－13、表２－１－14に示します。

表２－１－13　有害大気汚染物質調査結果（横須賀市職員厚生会館）

単位：μg/m³　但し、重金属類、ベンゾ(a)ピレンはng/m³

測定項目	属性	年平均値	最小値	最大値	属性別 全国平均値	環境基準 又は指針値
ベンゼン	一般環境	0.99	0.14	2.1	0.80	3
トリクロロエチレン	一般環境	0.27	0.009	1.3	0.40	130
テトラクロロエチレン	一般環境	0.11	0.037	0.26	0.10	200
ジクロロメタン	一般環境	0.76	0.16	1.5	1.4	150
アクリロニトリル	一般環境	0.044	0.012	0.18	0.050	※2
塩化ビニルモノマー	一般環境	0.022	0.0045	0.068	0.032	※10
水銀及びその化合物	一般環境	2.0	1.4	2.5	1.8	※40
ニッケル化合物	一般環境	6.3	1.3	17	2.9	※25
クロロホルム	一般環境	0.18	0.082	0.29	0.23	※18
1,2-ジクロロエタン	一般環境	0.16	0.042	0.42	0.16	※1.6
1,3-ブタジエン	一般環境	0.055	0.005	0.14	0.064	※2.5
ヒ素及びその化合物	一般環境	0.83	0.31	2.2	1.1	※6
マンガン及びその化合物	一般環境	30	7.0	51	18	※140
アセトアルデヒド	一般環境	2.4	1.3	4.7	2.3	－
ホルムアルデヒド	一般環境	2.8	1.6	5.3	2.5	－
ベリリウム及びその化合物	一般環境	0.015	0.0055	0.038	0.019	－
クロム及びその化合物	一般環境	5.1	1.5	10	3.8	－
ベンゾ[a]ピレン	一般環境	0.17	0.0046	0.71	0.14	－
酸化エチレン	一般環境	0.10	0.038	0.26	0.069	－
塩化メチル	一般環境	1.2	0.42	2.2	1.4	－
トルエン	一般環境	5.1	1.0	14	6.0	－

注）・全国平均値は、環境省がとりまとめた平成30年度のデータ。
・平均値を算出する際、検出下限値未満の測定値は検出下限値の1/2として算出した。
・＜は測定値が検出下限値未満であったもの、（ ）は測定値が検出下限値以上定量下限値未満であったものを表す。
・環境基準又は指針値の欄で※印がついた値は指針値。
・重金属類とは、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、マンガン及びその化合物、ベリリウム及びその化合物、クロム及びその化合物。

表２－１－14　有害大気汚染物質調査結果（追浜行政センター分館）

単位：μg/m³　但し、重金属類、ベンゾ(a)ピレンはng/m³

測定項目	属性	年平均値	最小値	最大値	属性別 全国平均値	環境基準 又は指針値
ベンゼン	固定発生源周辺	1.1	0.23	1.9	1.1	3
トリクロロエチレン	一般環境	0.29	0.009	1.3	0.40	130
テトラクロロエチレン	一般環境	0.13	0.031	0.33	0.10	200
ジクロロメタン	固定発生源周辺	0.95	0.15	1.9	2.7	150
アクリロニトリル	一般環境	0.055	0.012	0.19	0.050	※2
塩化ビニルモノマー	一般環境	0.025	0.0045	0.077	0.032	※10
水銀及びその化合物	固定発生源周辺	2.1	1.5	2.5	2.2	※40
ニッケル化合物	一般環境	4.7	1.2	14	2.9	※25
クロロホルム	一般環境	0.19	0.096	0.32	0.23	※18
1,2-ジクロロエタン	一般環境	0.15	0.036	0.40	0.16	※1.6
1,3-ブタジエン	一般環境	0.081	0.016	0.18	0.064	※2.5
ヒ素及びその化合物	一般環境	0.70	0.080	1.6	1.1	※6
マンガン及びその化合物	固定発生源周辺	26	3.2	57	45	※140
アセトアルデヒド	一般環境	2.1	0.88	3.9	2.3	－
ホルムアルデヒド	固定発生源周辺	2.5	1.3	4.7	2.5	－
ベリリウム及びその化合物	一般環境	0.0083	0.0045	0.015	0.019	－
クロム及びその化合物	一般環境	4.6	0.25	11	3.8	－
ベンゾ[a]ピレン	固定発生源周辺	0.19	0.0061	0.40	0.45	－
酸化エチレン	固定発生源周辺	0.10	0.021	0.19	0.18	－
塩化メチル	固定発生源周辺	1.3	0.97	2.3	1.6	－
トルエン	固定発生源周辺	8.6	1.5	17	8.5	－

注）・全国平均値は、環境省がとりまとめた平成30年度のデータ。
・平均値を算出する際、検出下限値未満の測定値は検出下限値の1/2として算出した。
・＜は測定値が検出下限値未満であったもの、（ ）は測定値が検出下限値以上定量下限値未満であったものを表す。
・環境基準又は指針値の欄で※印がついた値は指針値。
・重金属類とは、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、マンガン及びその化合物、ベリリウム及びその化合物、クロム及びその化合物。

第２章　水質汚濁

１．概要

私たちの生活にうるおいと豊かな恵みをもたらす川や海は、都市化の進展とともに産業系排水や生活系排水などにより自然の水循環系が変化し、水質汚濁や水辺の生態系の変化など、様々な問題が生じ、水環境改善への様々な取り組みが図られるようになりました。

本市の公共用水域における水質汚濁の状況を把握するため、１年を通して河川、海域の水質調査を実施しました。

河川の有機汚濁指標であるＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）は、平作川、鷹取川、松越川の３地点すべてで環境基準を達成しました。また、中小10河川におけるＢＯＤの年間平均値は、10地点中９地点で環境基本計画(2011～2021)に定められた環境指標（５mg/L）を達成しました。

海域の有機汚濁指標であるＣＯＤ（化学的酸素要求量）は、東京湾（夏島沖、大津湾、浦賀港内、久里浜港内）の４地点および相模湾（小田和湾）の１地点すべてで環境基準を達成しました。

地下水の水質汚濁の状況については、年１回市内11地点（定点調査１地点、メッシュ調査７地点、継続監視調査３地点）の井戸を調査しました。結果は、定点調査及びメッシュ調査の全地点で環境基準を達成しましたが、継続監視調査の２地点で「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が環境基準を達成しませんでした。

環境基準を達成しなかった「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」は、近隣に農地があるため施肥の影響を受けているものと考えられます。環境基準を達成しなかった地点の井戸は今後も継続して監視していきます。

２．水質汚濁の現況

（１）公共用水域の状況

市内を流れる河川は、三浦半島の丘陵地帯を水源とするもので、地形上、比較的中小河川が多く、２級河川としては鷹取川（総延長0.6km）、平作川（総延長7.1km）、松越川（総延長1.6km）、竹川（総延長1.9km）の４河川があります。その他の中小河川として、野比川、津久井川、長沢川、前田川、関根川など37河川があります。（資料・土木部）

海域は、東は東京湾、西は相模湾に面しています。東京湾は閉鎖性水域で、湾内と外洋との水の交換性が悪いため、湾内の水質が改善されにくく、特に５月から９月にかけて赤潮の発生がみられることがあります。

（２）環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、水質汚濁防止行政の目標として、公共用水域の水質について維持されることが望ましい基準として定められたもので、対象となる項目により「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」とに分けて定められています。

前者は、水銀、カドミウム等の有害物質27項目（健康項目）について定められ、全公共用水域に一律に適用され、直ちに達成維持されるよう努めるものとされています。後者は、ｐＨ、ＢＯＤ、ＣＯＤ等の12項目（生活環境項目）について定められ、河川、海域及び湖沼ごとに利用目的に応じた水域類型として、河川６類型（基準項目：ｐＨ、ＢＯＤ、ＳＳ、ＤＯ、大腸菌群数）、海域３類型（基準項目：pH、COD、DO、大腸菌群数、n-ﾍｷｻﾝ抽出物質）、湖沼４類型（基準項目：ｐＨ、ＣＯＤ、ＳＳ、ＤＯ、大腸菌群数）が設けられています。

また、全窒素及び全燐については海域４類型、湖沼５類型、全亜鉛、ノニルフェノール並びに直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩については河川４類型、湖沼４類型、海域２類型がそれぞれ設けられています。

東京湾については環境大臣、相模湾及び県内の河川・湖沼については神奈川県知事が類型指定を行っています。

また、現時点では直ちに水質環境基準項目とせず、引き続き公共用水域等の検出状況など知見の集積に努めるべきものを「要監視項目」として位置づけ、指針値が定められています。

①　水域類型の指定

表２－２－１　生活環境項目（ｐＨ等）に係る水域類型

水域区分	水域名	測定地点	水域類型	達成期間	指定年月日
河　川	鷹取川	追浜橋	B	ロ	H30.6.29 神奈川県告示第328号
	平作川	夫婦橋	B	ロ	H13.10.23 神奈川県告示第664号
	松越川	竹川合流後	C	イ	H25.7.30 神奈川県告示第424号
海　域	東京湾（8）	夏島沖	C	イ	S46.5.25 閣議決定
	東京湾（13）	大津湾	B	ロ	〃
	東京湾（14）	浦賀港内	B	ロ	〃
	東京湾（15）	久里浜港内	B	ロ	H14.3.29 環境省告示第33号
	相模湾（2）	小田和湾	A	イ	S55.3.25 神奈川県告示第222号

注）1 達成期間：「イ」は、直ちに達成。
「ロ」は、5年以内で可及的すみやかに達成。

表２－２－２　生活環境項目（全窒素及び全燐）に係る水域類型

水域名	類型	環境基準地点数	本市の測定地点	指定年月日
東京湾（ハ）	Ⅳ	1	夏島沖（環境基準点）	H17.6.3 環境省告示第47号
東京湾（ニ）	Ⅲ	10	大津湾	〃
東京湾（ホ）	Ⅱ	6	浦賀港内、久里浜港内	〃

表２－２－３　生活環境項目（全亜鉛、ノニルフェノール並びに直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）に係る水域類型

水域区分	水域名	類型	環境基準地点数	本市の測定地点	指定年月日
河川	鷹取川	生物Ｂ	1	追浜橋	H30.6.29 神奈川県告示第329号
	平作川	生物Ｂ	1	夫婦橋	〃
	松越川	生物Ｂ	1	竹川合流後	〃
海域	東京湾（全域。ただし特別域は除く。）	海域生物Ａ	29	夏島沖（環境基準点）、浦賀港内、久里浜港内	H21.3.31 環境省告示第15号
	東京湾（ニ）（特別域）	海域生物特Ａ	6	大津湾（環境基準点）	〃

②　水質汚濁に係る環境基準等

表２－２－４　人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項　目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01　mg/L以下
六価クロム	0.05　mg/L以下
砒素	0.01　mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
ＰＣＢ	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02　mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1　mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04　mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1　mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01　mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01　mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02　mg/L以下
ベンゼン	0.01　mg/L以下
セレン	0.01　mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10　mg/L以下
ふっ素	0.8　mg/L以下
ほう素	1　mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05　mg/L以下

（備考）１　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
２　「検出されないこと。」とは、その測定結果が定量限界を下回ることをいう。
３　海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
４　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規定された方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数を乗じたものと規定された方法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数を乗じたものの和とする。

表２－２－５　生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

河　川（湖沼を除く）

ア．

項目類型	利用目的の適応性	該当水域［環境基準点］	基準値（日間平均値）				
			水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌群数
AA	水道１級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの		6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50 MPN/100mL以下
A	水道２級、水産１級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの		6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000 MPN/100mL以下
B	水道３級、水産２級及びC以下の欄に掲げるもの	鷹取川［追浜橋］ 平作川［夫婦橋］	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000 MPN/100mL以下
C	水産３級、工業用水１級及びD以下の欄に掲げるもの	松越川［竹川合流後］	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	－
D	工業用水２級、農業用水及びEの欄に掲げるもの		6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	－
E	工業用水３級 環境保全		6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	－

（注）　１　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
２　水道１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道２級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道３級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
３　水産１級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
水産２級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用
水産３級：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用
４　工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水３級：特殊な浄水操作を行うもの
５　環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩道等を含む）において不快感を生じない限度

イ．

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	該当水域［環境基準点］	基準値（年間平均値）		
			全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域		0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域		0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02 mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	鷹取川［追浜橋］ 平作川［夫婦橋］ 松越川［竹川合流後］	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05 mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域		0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04 mg/L以下

海　域

ア.

項目 類型	利用目的の適応性	該当水域［環境基準点］	基準値（日間平均値）				
			水素イオン濃度（pH）	化学的酸素要求量（COD）	溶存酸素量（DO）	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質（油分等）
A	水産１級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	相模湾(2)［小田和湾］	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下	検出されないこと。
B	水産２級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	東京湾(13)［大津湾］ 東京湾(14)［浦賀港内］ 東京湾(15)［久里浜港内］	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	－	検出されないこと。
C	環境保全	東京湾(8)［夏島沖］	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	－	－

（注）　1　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
　　2　水産１級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産２級の水産生物用
　　水産２級：ボラ、ノリ等の水産生物用
　　3　環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩道等を含む）において不快感を生じない限度

イ.

項目 類型	利用目的の適応性	該当水域［環境基準点］	基準値（年間平均値）	
			全窒素	全　燐
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く）		0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
Ⅱ	水産１種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く）	東京湾（ホ）［本市内なし］	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅲ	水産２種及びⅣに掲げるもの（水産３種を除く）	東京湾（ニ）［本市内なし］	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅳ	水産３種、工業用水、生物生息環境保全	東京湾（ハ）［夏島沖］	1mg/L以下	0.09mg/L以下

（注）1　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
　　2　水産１種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
　　水産２種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が漁獲される
　　水産３種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
　　3　生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ.

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	該当水域［環境基準点］	基準値（年間平均値）		
			全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
海域生物A	水生生物の生息する水域	東京湾全域（特別域を除く）［夏島沖］	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
海域生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	東京湾（ニ）［大津湾］	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006 mg/L以下

表２－２－６　要監視項目

ア．人の健康の保護に関する項目

項　目	指針値
クロロホルム	0.06　mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04　mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06　mg/L以下
ｐ-ジクロロベンゼン	0.2　mg/L以下
イソキサチオン	0.008 mg/L以下
ダイアジノン	0.005 mg/L以下
フェニトロチオン（ＭＥＰ）	0.003 mg/L以下
イソプロチオラン	0.04　mg/L以下
オキシン銅（有機銅）	0.04　mg/L以下
クロロタロニル（ＴＰＮ）	0.05　mg/L以下
プロピザミド	0.008 mg/L以下
ＥＰＮ	0.006 mg/L以下
ジクロルボス（ＤＤＶＰ）	0.008 mg/L以下
フェノブカルブ（ＢＰＭＣ）	0.03　mg/L以下
イプロベンホス（ＩＢＰ）	0.008 mg/L以下
クロルニトロフェン（ＣＮＰ）	－
トルエン	0.6　mg/L以下
キシレン	0.4　mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06　mg/L以下
ニッケル	－
モリブデン	0.07　mg/L以下
アンチモン	0.02　mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下
全マンガン	0.2　mg/L以下
ウラン	0.002 mg/L以下

（備考）　クロルニトロフェンについては、平成6年3月15日環水管第43号にて指針値が削除され、安全性評価が終了するまでの間は定めないこととされた。

ニッケルについては、平成11年2月22日環水企第58号、環水管第49号にて毒性評価が不確定であることから指針値が削除された。

平成21年11月30日環境省告示第78号により、1,4-ジオキサンが環境基準項目に追加され、要監視項目から削除された。

イ．水生生物の保全に関する項目

項目	類型	指針値
クロロホルム	海域生物Ａ	0.8 mg/L以下
	海域生物特Ａ	0.8 mg/L以下
フェノール	海域生物Ａ	2　mg/L以下
	海域生物特Ａ	0.2 mg/L以下
ホルムアルデヒド	海域生物Ａ	0.3　mg/L以下
	海域生物特Ａ	0.03 mg/L以下
4-t-オクチルフェノール	海域生物Ａ	0.0009 mg/L以下
	海域生物特Ａ	0.0004 mg/L以下
アニリン	海域生物Ａ	0.1 mg/L 以下
	海域生物特Ａ	0.1 mg/L 以下
2,4-ジクロロフェノール	海域生物Ａ	0.02 mg/L 以下
	海域生物特Ａ	0.01 mg/L 以下

（備考）　平成15年11月5日環水企第031105001号、環水管第031105001号により、クロロホルム、フェノール及びホルムアルデヒドの3物質が設定された。

平成25年3月27日環水大水発第1303272号により、4-t-オクチルフェノール、アニリン及び2,4-ジクロロフェノールの3物質が追加された。

【評価方法について】

○　健康項目の評価

全シアンは、測定地点における年間総検体の測定値の最高値が環境基準値以下の場合、その他26項目の健康項目は、測定地点における年間総検体の測定値の平均値（年間平均値）が環境基準値以下の場合に、環境基準を達成していると評価します。

○　ＢＯＤ又はＣＯＤの評価

・類型指定水域における評価

水域類型が指定されている環境基準点において、「75%水質値」が類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成していると評価します。

（75%水質値：年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたときの0.75×ｎ番目（ｎは日間平均値のデータ数）のデータ値）

・測定地点（環境基準点、補助地点）における評価

測定地点における75%水質値が類型の環境基準を満たしている場合に、その地点は環境基準に適合していると評価します。

・経年変化による評価

経年変化については、年間平均値（年間の日間平均値の全データの平均値）により評価します。

○　全窒素及び全燐の評価

・水域類型が指定されている環境基準点における上層（表層）の年間平均値が類型の環境基準を満たしている場合に、環境基準を達成していると評価します。

・複数の環境基準点を持つ水域については、水域内の各環境基準点における上層（表層）の年間平均値を、当該水域内のすべての環境基準点について平均した値が類型の環境基準を満たしている場合に、その水域は環境基準を達成していると評価します。

○　全亜鉛、ノニルフェノール並びに直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の評価

・水域類型が指定されている環境基準点において、年間平均値が類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成していると評価します。

・複数の環境基準点を持つ水域については、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、その水域は環境基準を達成していると評価します。

（３）公共用水域水質調査

本市では、市内公共用水域の水質汚濁状況を図２－２－１に示す測定箇所で調査しています。

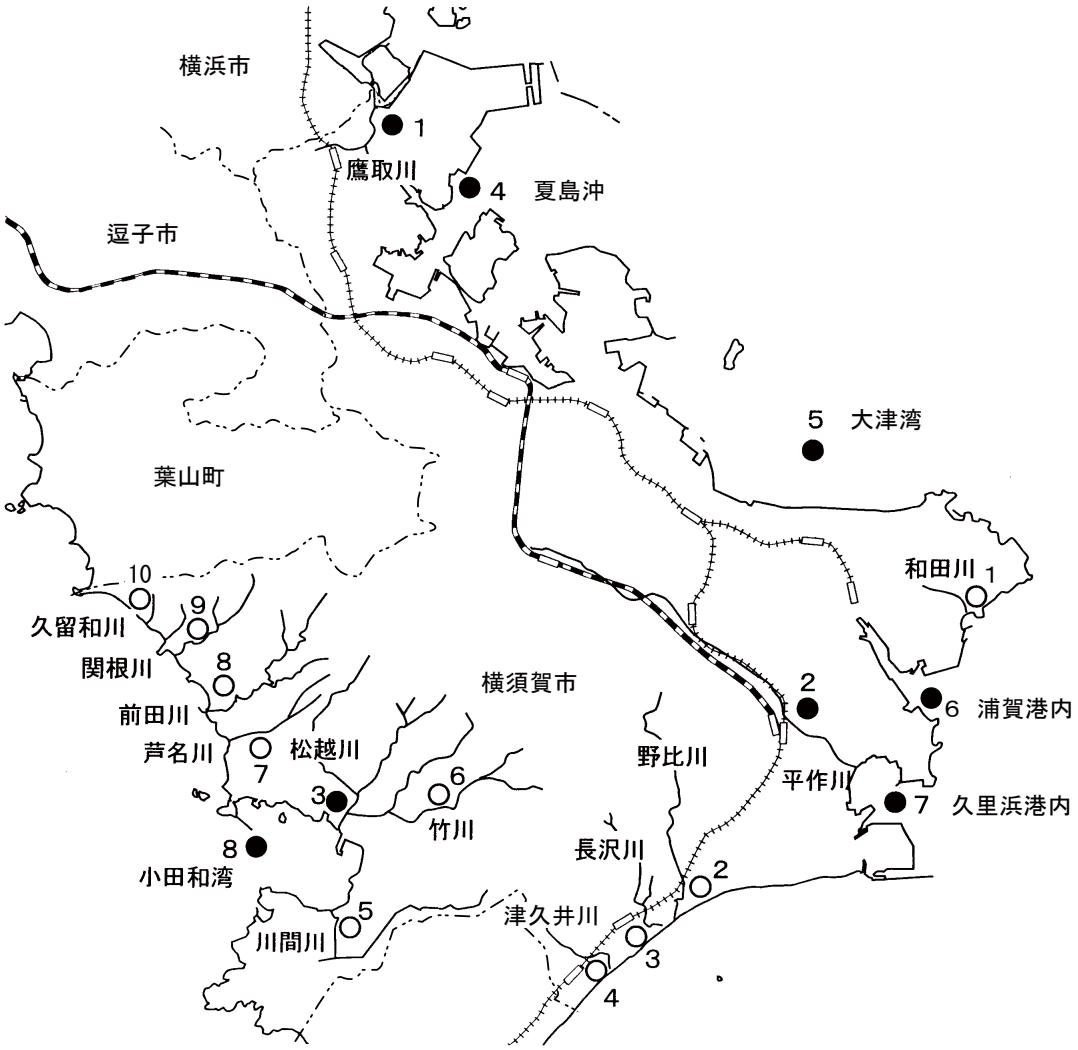

県の測定計画に基づく測定箇所

（●印）

水域名	測定地点名	地点番号
鷹　取　川	追浜橋	1
平　作　川	夫婦橋	2
松　越　川	竹川合流後	3
東　京　湾	夏島沖	4
	大津湾	5
	浦賀港内	6
	久里浜港内	7
相　模　湾	小田和湾	8

市の測定計画に基づく測定箇所

（○印）

測定河川名	測定地点名	地点番号
和　田　川	鴨居小学校正門前	1
野　比　川	野比橋	2
長　沢　川	長沢橋	3
津久井川	津久井橋	4
川　間　川	新川間橋	5
竹　　川	中尾橋	6
芦　名　川	芦名橋	7
前　田　川	向坂橋	8
関　根　川	粒石橋	9
久留和川	久留和橋	10

図２－２－１　市内公共用水域水質測定地点図

なお、東京湾については全窒素、全燐、全亜鉛、ノニルフェノール並びに直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の環境基準が設定されています。全窒素及び全燐の環境基準達成状況は、当該水域の全環境基準点（図２－２－２）の平均値で評価することとなっており、全亜鉛、ノニルフェノール並びに直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の環境基準達成状況は、当該水域の全環境基準点（図２－２－３）全てが基準値以下となるか否かで評価することとなっています。

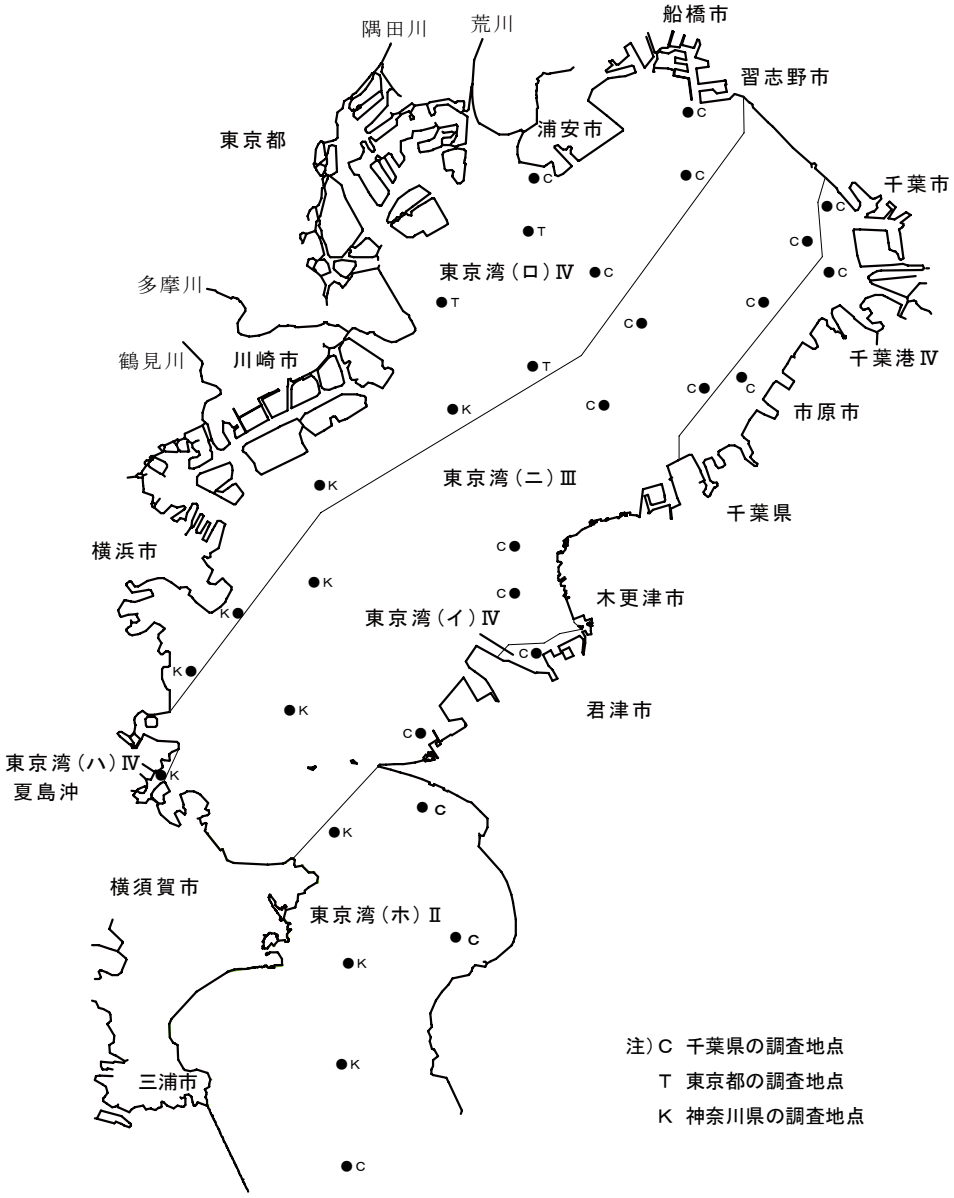

番号	環境基準類型 あてはめ水域	類型	指定 年度	環境基準 地点数	本市域内 測定地点
1	千葉港	Ⅳ	Ｈ６	3	
2	東京湾（イ）	Ⅳ	Ｈ６	1	
3	東京湾（ロ）	Ⅳ	Ｈ６	11	
4	東京湾（ハ）	Ⅳ	Ｈ６	1	夏島沖（環境基準点）
5	東京湾（ニ）	Ⅲ	Ｈ６	10	大津湾
6	東京湾（ホ）	Ⅱ	Ｈ６	6	浦賀港内、久里浜港内

図２－２－２　全窒素及び全燐に係る環境基準の水域区分及び環境基準点

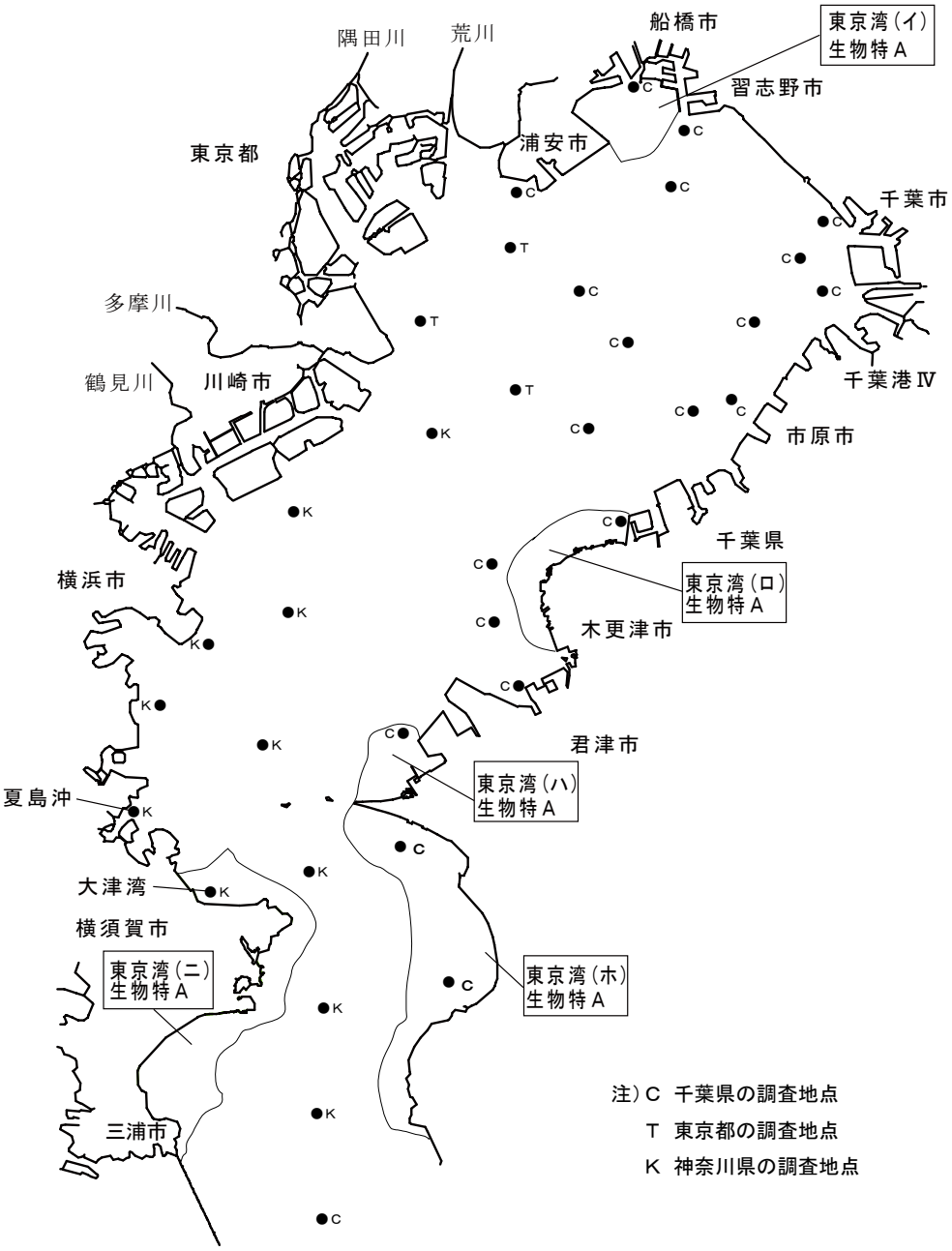

番号	環境基準類型 あてはめ水域	類型	指定年度	環境基準地点数	本市域内 測定地点
1	東京湾（全域。ただし特別域は除く）	海域生物Ａ	H20・H24	29	夏島沖（環境基準点）、浦賀港内、久里浜港内
2	東京湾（特別域）	海域生物特Ａ	H20・H24	6	大津湾（環境基準点）

図２－２－３　全亜鉛、ノニルフェノール並びに直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩に係る環境基準の水域区部及び環境基準点

① 類型指定水域水質調査結果

表２－２－７　公共用水域水質測定結果（河川）

	水域名	鷹取川				平作川				松越川			
測定項目	測定地点名（類型）	追浜橋（B）				夫婦橋（B）				竹川合流後（C）			
	測定値　（単位）	平均値	最小値	最大値	m/n	平均値	最小値	最大値	m/n	平均値	最小値	最大値	m/n
	水温　（℃）	18.7	8.7	29.1	12	19.2	11.9	29.0	12	18.6	8.8	29.7	12
	透視度　（cm）	97.4	68.5	>100	12	94.7	70.5	>100	12	72.5	41.5	>100	12
生活環境項目	水素イオン濃度　(pH)（—）	8.0	7.9	8.2	0/12	7.9	7.7	8.3	0/12	8.4	8.0	8.6	1/12
	生物化学的酸素要求量（BOD）(mg/L)	1.0	0.2	1.8	0/12	1.8	0.8	4.7	1/12	1.4	0.8	2.1	0/12
	化学的酸素要求量　(COD) (mg/L)	3.4	2.4	5.4	12	5.3	4.0	6.7	12	5.3	3.5	6.6	12
	浮遊物質量　(SS) (mg/L)	3	1	7	0/12	4	1	16	0/12	9	2	19	0/12
	溶存酸素量　(DO) (mg/L)	8.2	5.7	10.3	0/12	8.0	5.9	12.9	0/12	9.9	7.7	11.9	0/12
	大腸菌群数　(MPN/100mL)	6800	46	33000	3/12	210000	49	2200000	4/12	30000	3300	110000	12
	ｎ－ヘキサン抽出物質　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	2	不検出	不検出	不検出	2	不検出	不検出	不検出	2
	全窒素　(mg/L)	0.84	0.45	2.2	12	2.8	1.9	4.2	12	2.2	1.6	3.2	12
	全燐　(mg/L)	0.090	0.044	0.14	12	0.29	0.080	0.50	12	0.19	0.13	0.23	12
	全亜鉛　(mg/L)	0.010	0.005	0.027	0/12	0.013	0.010	0.020	0/12	0.007	0.004	0.011	0/12
	ノニルフェノール　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	直鎖ｱﾙｷﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝｽﾙﾎﾝ酸及びその塩 (mg/L)	0.0017	不検出	0.0048	0/12	0.0035	不検出	0.014	0/12	0.0055	不検出	0.017	0/12
健康項目	カドミウム　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	全シアン　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	鉛　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	六価クロム　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	砒素　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	総水銀　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	アルキル水銀　(mg/L)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ＰＣＢ　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	ジクロロメタン　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	四塩化炭素　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	1,2-ジクロロエタン　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	1,1-ジクロロエチレン　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	ｼｽ-1,2-ジクロロエチレン　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	1,1,1-トリクロロエタン　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	1,1,2-トリクロロエタン　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	トリクロロエチレン　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	0.0004	不検出	0.0005	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	テトラクロロエチレン　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	1,3-ジクロロプロペン　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	チウラム　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	シマジン　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	チオベンカルブ　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	ベンゼン　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	セレン　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	0.55	0.10	1.8	0/12	2.0	0.54	3.0	0/12	1.8	1.0	3.0	0/12
	ふっ素　(mg/L)	—	—	—	—	—	—	—	—	0.20	0.11	0.35	0/6
	ほう素　(mg/L)	—	—	—	—	—	—	—	—	0.36	0.05	0.91	0/6
	1,4-ジオキサン　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
特殊項目	フェノール類　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	2	不検出	不検出	不検出	2	不検出	不検出	不検出	2
	銅　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	2	不検出	不検出	不検出	2	不検出	不検出	不検出	2
	溶解性鉄　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	2	不検出	不検出	不検出	2	不検出	不検出	不検出	2
	溶解性マンガン　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	2	0.02	不検出	0.03	2	不検出	不検出	不検出	2
	クロム　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	2	不検出	不検出	不検出	2	不検出	不検出	不検出	2
	ＥＰＮ　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	2	不検出	不検出	不検出	2	不検出	不検出	不検出	2
	ニッケル　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	2	不検出	不検出	不検出	2	不検出	不検出	不検出	2
その他の項目	アンモニア性窒素　(mg/L)	0.13	0.04	0.30	12	0.63	0.20	1.3	12	0.11	不検出	0.25	12
	燐酸態燐　(mg/L)	0.072	0.039	0.12	12	0.30	0.027	0.52	12	0.16	0.11	0.24	12
	陰イオン界面活性剤　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	2	不検出	不検出	不検出	2	不検出	不検出	不検出	2
	非イオン界面活性剤　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	1	不検出	不検出	不検出	1	不検出	不検出	不検出	1
	電気伝導率　(mS/m)	3000	530	4500	12	2000	380	3200	12	320	41	920	12
	塩化物イオン　(mg/L)	15000	1900	29000	12	9700	1900	19000	12	1300	67	3700	12
	大腸菌数　(/100mL)	2100	4	12000	12	12000	40	84000	12	3500	450	9000	12
	全有機炭素　(TOC) (mg/L)	1.6	1.4	2.7	12	2.3	1.7	2.8	12	3.0	2.3	4.0	12

（注）1. 「平均値」は、日間平均値の年間平均値。
2. 「最小値」、「最大値」は、日間平均値の最小値及び最大値。
3. 「m/n」は、基準値を超えた調査日数/年間の調査日数。
ただし、環境基準の設定されていない項目については、年間の調査日数のみ記入。
4. 「不検出」とは、測定結果が測定計画に定められた報告下限値を下回ることをいう。
5. アルキル水銀については、総水銀が検出されたときのみ測定する。

表２－２－８　公共用水域水質測定結果（海域）

	水　域　名	東　京　湾				東　京　湾				東　京　湾			
測定項目	測定地点名（類型）	夏島沖（Ｃ／Ⅳ／生Ａ）				大津湾（Ｂ／Ⅲ／生特Ａ）				浦賀港内（Ｂ／Ⅱ／生Ａ）			
	測　定　値　（単位）	平均値	最小値	最大値	m/n	平均値	最小値	最大値	m/n	平均値	最小値	最大値	m/n
	水温　（℃）	18.0	11.1	24.9	12	17.8	12.4	24.3	12	18.4	11.1	25.7	12
	透明度　（ｍ）	5.7	2.9	10.3	12	6.1	3.0	10.5	12	6.7	3.6	9.0	12
生活環境項目	水素イオン濃度　(pH)（―）	8.2	8.0	8.3	0/12	8.2	8.1	8.3	0/12	8.2	8.0	8.3	0/12
	化学的酸素要求量　(COD)（mg/L）	2.4	1.7	3.6	0/12	2.1	1.4	3.0	0/12	2.1	1.3	3.0	0/12
	溶存酸素量　(DO)（mg/L）	8.2	5.6	9.9	0/12	7.9	5.9	9.4	0/12	8.4	6.3	9.7	0/12
	大腸菌群数　(MPN/100mL)	16	不検出	94	12	21	不検出	220	12	17	不検出	110	12
	ｎ－ヘキサン抽出物質　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	4	不検出	不検出	不検出	0/4	不検出	不検出	不検出	0/4
	全窒素（上層）　(mg/L)	0.51	0.31	0.72	0/12	0.48	0.28	0.71	12	0.40	0.22	0.65	12
	全燐　（上層）　(mg/L)	0.044	0.022	0.078	0/12	0.045	0.026	0.078	12	0.040	0.020	0.094	12
	全亜鉛　(mg/L)	0.003	0.001	0.007	0/12	0.002	0.001	0.005	0/12	0.002	0.002	0.003	12
	ノニルフェノール　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	2
	直鎖ｱﾙｷﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝｽﾙﾎﾝ酸及びその塩　(mg/L)	0.0013	不検出	0.0020	0/2	0.0012	0.0009	0.0014	0/2	0.0010	不検出	0.0014	2
健康項目	カドミウム　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	全シアン　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	鉛　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	六価クロム　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	砒素　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	総水銀　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	アルキル水銀　(mg/L)	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	ＰＣＢ　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	ジクロロメタン　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	四塩化炭素　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	1,2-ジクロロエタン　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	1,1-ジクロロエチレン　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	シス-1,2-ジクロロエチレン　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	1,1,1-トリクロロエタン　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	1,1,2-トリクロロエタン　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	トリクロロエチレン　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	テトラクロロエチレン　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	1,3-ジクロロプロペン　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	チウラム　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	シマジン　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	チオベンカルブ　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	ベンゼン　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	セレン　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素　(mg/L)	0.25	0.11	0.46	0/12	0.21	0.12	0.36	0/12	0.20	不検出	0.38	0/12
	1,4-ジオキサン　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
特殊項目	フェノール類　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	2	不検出	不検出	不検出	2	不検出	不検出	不検出	2
	銅　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	2	不検出	不検出	不検出	2	不検出	不検出	不検出	2
	溶解性鉄　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	2	不検出	不検出	不検出	2	不検出	不検出	不検出	2
	溶解性マンガン　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	2	不検出	不検出	不検出	2	不検出	不検出	不検出	2
	ＥＰＮ　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	2	不検出	不検出	不検出	2	不検出	不検出	不検出	2
	ニッケル　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	2	不検出	不検出	不検出	2	不検出	不検出	不検出	2
その他の項目	アンモニア性窒素　(mg/L)	0.07	不検出	0.18	12	0.06	不検出	0.14	12	0.06	不検出	0.24	12
	燐酸態燐　(mg/L)	0.026	0.008	0.046	12	0.026	0.012	0.043	12	0.022	0.006	0.044	12
	陰イオン界面活性剤　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	2	不検出	不検出	不検出	2	不検出	不検出	不検出	2
	非イオン界面活性剤　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	1	不検出	不検出	不検出	1	不検出	不検出	不検出	1
	塩分　(‰)	31.57	29.34	32.96	12	32.37	30.76	33.47	12	32.29	30.75	33.73	12
	クロロフィルａ　(μg/L)	9.9	1.6	44	12	8.3	1.3	29	12	5.9	1.4	14	12
	大腸菌数　(個/100mL)	3	不検出	14	12	7	不検出	42	12	3	不検出	12	12
	全有機炭素　(TOC)（mg/L）	1.2	0.9	1.6	12	1.1	0.8	1.4	12	1.1	0.9	1.6	12

（注）1. 「平均値」は、日間平均値の年間平均値。
2. 「最小値」、「最大値」は、日間平均値の最小値及び最大値。
3. 「m/n」は、基準値を超えた調査日数/年間の調査日数。
ただし、環境基準の設定されていない項目については、年間の調査日数のみ記入。
4. 「不検出」とは、測定結果が測定計画に定められた報告下限値を下回ることをいう。
5. アルキル水銀については、総水銀が検出されたときのみ測定する。

	水　域　名	東　京　湾				相　模　湾			
測定項目	測定地点名（類型）	久里浜港内（B／Ⅱ／生A）				小田和湾（A／―／―）			
	測　定　値　（単位）	平均値	最小値	最大値	m/n	平均値	最小値	最大値	m/n
	水温　（℃）	18.3	11.8	25.0	12	20.1	14.4	26.7	12
	透明度　（ｍ）	5.5	3.3	8.5	12	7.8	5.1	10.0	12
生活環境項目	水素イオン濃度　(pH)　（―）	8.2	8.0	8.3	0/12	8.2	8.1	8.3	0/12
	化学的酸素要求量　(COD)　(mg/L)	2.1	1.4	3.2	1/12	1.6	0.7	2.2	3/12
	溶存酸素量　(DO)　(mg/L)	8.3	6.2	9.4	0/12	8.6	7.6	9.1	0/12
	大腸菌群数　(MPN/100mL)	850	2	9400	12	2	不検出	4	0/12
	ｎ－ヘキサン抽出物質　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/4	不検出	不検出	不検出	0/4
	全窒素（上層）　(mg/L)	0.47	0.26	0.70	12	0.21	0.15	0.34	12
	全燐　（上層）　(mg/L)	0.048	0.025	0.098	12	0.022	0.016	0.033	12
	全亜鉛　(mg/L)	0.002	0.001	0.003	12	0.002	0.001	0.004	12
	ノニルフェノール　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	2	不検出	不検出	不検出	2
	直鎖ｱﾙｷﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝｽﾙﾎﾝ酸及びその塩　(mg/L)	0.0011	不検出	0.0015	2	0.0008	不検出	0.0009	2
健康項目	カドミウム　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	全シアン　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	鉛　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	六価クロム　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	砒素　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	総水銀　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	アルキル水銀　(mg/L)	―	―	―	―	―	―	―	―
	ＰＣＢ　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	ジクロロメタン　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	四塩化炭素　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	1,2-ジクロロエタン　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	1,1-ジクロロエチレン　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	シス-1,2-ジクロロエチレン　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	1,1,1-トリクロロエタン　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	1,1,2-トリクロロエタン　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	トリクロロエチレン　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	テトラクロロエチレン　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	1,3-ジクロロプロペン　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	チウラム　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	シマジン　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	チオベンカルブ　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	ベンゼン　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	セレン　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	不検出	不検出	不検出	0/2
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素　(mg/L)	0.23	不検出	0.38	0/12	0.12	不検出	0.20	0/12
	1,4-ジオキサン　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	―	―	―	―
特殊項目	フェノール類　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	2	不検出	不検出	不検出	2
	銅　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	2	不検出	不検出	不検出	2
	溶解性鉄　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	2	不検出	不検出	不検出	2
	溶解性マンガン　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	2	不検出	不検出	不検出	2
	ＥＰＮ　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	2	不検出	不検出	不検出	2
	ニッケル　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	2	不検出	不検出	不検出	2
その他の項目	アンモニア性窒素　(mg/L)	0.06	不検出	0.18	12	0.04	不検出	0.05	12
	燐酸態燐　(mg/L)	0.027	0.011	0.053	12	0.011	0.004	0.020	12
	陰イオン界面活性剤　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	2	不検出	不検出	不検出	2
	非イオン界面活性剤　(mg/L)	不検出	不検出	不検出	1	不検出	不検出	不検出	1
	塩分　(‰)	32.08	30.05	33.44	12	33.69	32.17	34.43	12
	クロロフィルａ　(μg/L)	5.3	1.4	13	12	3.6	0.6	8.0	12
	大腸菌数　(個/100mL)	350	不検出	4000	12	1	不検出	2	12
	全有機炭素　(TOC)　(mg/L)	1.1	0.9	1.5	12	1.0	0.8	1.3	12

（注）1. 「平均値」は、日間平均値の年間平均値。
2. 「最小値」、「最大値」は、日間平均値の最小値及び最大値。
3. 「m/n」は、基準値を超えた調査日数/年間の調査日数。
ただし、環境基準の設定されていない項目については、年間の調査日数のみ記入。
4. 「不検出」とは、測定結果が測定計画に定められた報告下限値を下回ることをいう。
5. アルキル水銀については、総水銀が検出されたときのみ測定する。

表２－２－９　公共用水域水質測定結果（要監視項目）

（河川）

	水域名			鷹　取　川	
測定項目	測定点名（類型）			追浜橋（Ｂ）	
	測　定　値		（単位）	測　定　値	m/n
要監視項目	クロロホルム		(mg/L)	不検出	0/1
	トランス-1,2-ジクロロエチレン		(mg/L)	不検出	0/1
	1,2-ジクロロプロパン		(mg/L)	不検出	0/1
	ｐ-ジクロロベンゼン		(mg/L)	不検出	0/1
	イソキサチオン		(mg/L)	不検出	0/1
	ダイアジノン		(mg/L)	不検出	0/1
	フェニトロチオン	（ＭＥＰ）	(mg/L)	不検出	0/1
	イソプロチオラン		(mg/L)	不検出	0/1
	オキシン銅	（有機銅）	(mg/L)	不検出	0/1
	クロロタロニル	（ＴＰＮ）	(mg/L)	不検出	0/1
	プロピザミド		(mg/L)	不検出	0/1
	ジクロルボス	ＤＤＶＰ）	(mg/L)	不検出	0/1
	フェノブカルブ	ＢＰＭＣ）	(mg/L)	不検出	0/1
	イプロベンホス	（ＩＢＰ）	(mg/L)	不検出	0/1
	クロルニトロフェン	（ＣＮＰ）	(mg/L)	不検出	1
	トルエン		(mg/L)	不検出	0/1
	キシレン		(mg/L)	不検出	0/1
	フタル酸ジエチルヘキシル		(mg/L)	不検出	0/1
	モリブデン		(mg/L)	不検出	0/1
	アンチモン		(mg/L)	不検出	0/1
	フェノール		(mg/L)	不検出	1
	ホルムアルデヒド		(mg/L)	不検出	1
	塩化ビニルモノマー		(mg/L)	不検出	0/1
	エピクロロヒドリン		(mg/L)	不検出	0/1
	全マンガン		(mg/L)	0.05	0/1
	ウラン		(mg/L)	0.0022	1/1
	4-t-オクチルフェノール		(mg/L)	不検出	0/1
	アニリン		(mg/L)	不検出	0/1
	2,4-ジクロロフェノール		(mg/L)	不検出	0/1

（海域）

	水域名			東　京　湾	
測定項目	測定点名（類型）			大津湾（Ｂ／Ⅲ／生特Ａ）	
	測　定　値		（単位）	測　定　値	m/n
要監視項目	クロロホルム		(mg/L)	不検出	0/1
	トランス-1,2-ジクロロエチレン		(mg/L)	不検出	0/1
	1,2-ジクロロプロパン		(mg/L)	不検出	0/1
	ｐ-ジクロロベンゼン		(mg/L)	不検出	0/1
	イソキサチオン		(mg/L)	不検出	0/1
	ダイアジノン		(mg/L)	不検出	0/1
	フェニトロチオン	（ＭＥＰ）	(mg/L)	不検出	0/1
	イソプロチオラン		(mg/L)	不検出	0/1
	オキシン銅	（有機銅）	(mg/L)	不検出	0/1
	クロロタロニル	（ＴＰＮ）	(mg/L)	不検出	0/1
	プロピザミド		(mg/L)	不検出	0/1
	ジクロルボス	ＤＤＶＰ）	(mg/L)	不検出	0/1
	フェノブカルブ	ＢＰＭＣ）	(mg/L)	不検出	0/1
	イプロベンホス	（ＩＢＰ）	(mg/L)	不検出	0/1
	クロルニトロフェン	（ＣＮＰ）	(mg/L)	不検出	1
	トルエン		(mg/L)	不検出	0/1
	キシレン		(mg/L)	不検出	0/1
	フタル酸ジエチルヘキシル		(mg/L)	不検出	0/1
	モリブデン		(mg/L)	不検出	0/1
	アンチモン		(mg/L)	不検出	0/1
	フェノール		(mg/L)	不検出	0/1
	ホルムアルデヒド		(mg/L)	不検出	0/1
	塩化ビニルモノマー		(mg/L)	不検出	0/1
	エピクロロヒドリン		(mg/L)	不検出	0/1
	全マンガン		(mg/L)	不検出	0/1
	ウラン		(mg/L)	0.0027	1/1
	4-t-オクチルフェノール		(mg/L)	不検出	0/1
	アニリン		(mg/L)	不検出	0/1
	2,4-ジクロロフェノール		(mg/L)	不検出	0/1

1.「m/n」は、指針値を超えた検体数/全調査検体数。ただし、指針値の設定されていない項目については、全調査検体数のみ記入。
2.「不検出」とは、測定結果が測定計画に定められた報告下限値を下回ることをいう。
3.クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒドは水生物の保全に係る項目であるが、鷹取川は類型指定されていないため指針値とは比較していない。
　なお、クロロホルムについては、人の健康の保護に係る項目でもあり、指針値が設定されているため当該指針値と比較している。
4.クロルニトロフェンは指針値が設定されていない。

表２－２－10　公共用水域の主な生活環境項目の測定結果

（１）河川

① 生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）

単位 ： mg/L

水域	測定地点	類型	環境基準	75% 水質値	年間 平均値	日間平均 最小値	日間平均 最大値	適否
鷹取川	追浜橋	B	3以下	1.3	1.0	0.2	1.8	○
平作川	夫婦橋	B	3以下	2.1	1.8	0.8	4.7	○
松越川	竹川合流後	C	5以下	1.6	1.4	0.8	2.1	○

・環境基準の適否は、1日2回測定し、日間平均値の75%水質値により評価する。

② 水素イオン濃度（ｐＨ）

水域	測定地点	類型	環境基準	年間 平均値	日間平均 最小値	日間平均 最大値	達成率 (%)	適否
鷹取川	追浜橋	B	6.5～8.5	8.0	7.9	8.2	100	○
平作川	夫婦橋	B	6.5～8.5	7.9	7.7	8.3	100	○
松越川	竹川合流後	C	6.5～8.5	8.4	8.0	8.6	91.7	×

・環境基準の適否は、1日2回測定し、日間平均値により評価する。

③ 溶存酸素量（ＤＯ）

単位 ： mg/L

水域	測定地点	類型	環境基準	年間 平均値	日間平均 最小値	日間平均 最大値	達成率 (%)	適否
鷹取川	追浜橋	B	5以上	8.2	5.7	10.3	100	○
平作川	夫婦橋	B	5以上	8.0	5.9	12.9	100	○
松越川	竹川合流後	C	5以上	9.9	7.7	11.9	100	○

・環境基準の適否は、1日2回測定し、日間平均値により評価する。

④ 全亜鉛

単位 ： mg/L

水域	測定地点	類型	環境基準	年間 平均値	日間平均 最小値	日間平均 最大値	達成率 (%)	適否
鷹取川	追浜橋	生物B	0.03以下	0.010	0.005	0.027	100	○
平作川	夫婦橋	生物B	0.03以下	0.013	0.010	0.020	100	○
松越川	竹川合流後	生物B	0.03以下	0.007	0.004	0.011	100	○

・環境基準の適否は、年間平均値により評価する。

⑤ ノニルフェノール

単位 ： mg/L

水域	測定地点	類型	環境基準	年間 平均値	日間平均 最小値	日間平均 最大値	達成率 (%)	適否
鷹取川	追浜橋	生物B	0.002以下	不検出	不検出	不検出	100	○
平作川	夫婦橋	生物B	0.002以下	不検出	不検出	不検出	100	○
松越川	竹川合流後	生物B	0.002以下	不検出	不検出	不検出	100	○

・環境基準の適否は、年間平均値により評価する。

⑥ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（ＬＡＳ）

単位 ： mg/L

水域	測定地点	類型	環境基準	年間平均値	日間平均最小値	日間平均最大値	達成率(%)	適否
鷹取川	追浜橋	生物B	0.05以下	0.0017	不検出	0.0048	100	○
平作川	夫婦橋	生物B	0.05以下	0.0035	不検出	0.014	100	○
松越川	竹川合流後	生物B	0.05以下	0.0055	不検出	0.017	100	○

・環境基準の適否は、年間平均値により評価する。

（２）海域

① 化学的酸素要求量（ＣＯＤ）

単位 ： mg/L

水域	測定地点	類型	環境基準	75%水質値	年間平均値	日間平均最小値	日間平均最大値	適否
東京湾(8)	夏島沖	C	8以下	2.9	2.4	1.7	3.6	○
東京湾(13)	大津湾	B	3以下	2.4	2.1	1.4	3.0	○
東京湾(14)	浦賀港内	B	3以下	2.5	2.1	1.3	3.0	○
東京湾(15)	久里浜港内	B	3以下	2.5	2.1	1.4	3.2	○
相模湾(2)	小田和湾	A	2以下	2.0	1.6	0.7	2.2	○

・環境基準の適否は、1日1回（上層、下層）測定し、上層と下層の平均値の75%水質値により評価する。

② 水素イオン濃度（ｐＨ）

水域	測定地点	類型	環境基準	年間平均値	日間平均最小値	日間平均最大値	達成率(%)	適否
東京湾(8)	夏島沖	C	7.0～8.3	8.2	8.0	8.3	100	○
東京湾(13)	大津湾	B	7.8～8.3	8.2	8.1	8.3	100	○
東京湾(14)	浦賀港内	B	7.8～8.3	8.2	8.0	8.3	100	○
東京湾(15)	久里浜港内	B	7.8～8.3	8.2	8.0	8.3	100	○
相模湾(2)	小田和湾	A	7.8～8.3	8.2	8.1	8.3	100	○

・環境基準の適否は、1日1回（上層、下層）測定し、上層と下層の日間平均値により評価する。

③ 溶存酸素量（ＤＯ）

単位 ： mg/L

水域	測定地点	類型	環境基準	年間平均値	日間平均最小値	日間平均最大値	達成率(%)	適否
東京湾(8)	夏島沖	C	2以上	8.2	5.6	9.9	100	○
東京湾(13)	大津湾	B	5以上	7.9	5.9	9.4	100	○
東京湾(14)	浦賀港内	B	5以上	8.4	6.3	9.7	100	○
東京湾(15)	久里浜港内	B	5以上	8.3	6.2	9.4	100	○
相模湾(2)	小田和湾	A	7.5以上	8.6	7.6	9.1	100	○

・環境基準の適否は、1日1回（上層、下層）測定し、上層と下層の日間平均値により評価する。

④ 全窒素

単位 ： mg/L

水域	測定地点	類型	環境基準	上層 年間平均値	上層 最小値	上層 最大値	適否
東京湾(ハ)	夏島沖	Ⅳ	1以下	0.51	0.31	0.72	○
東京湾(ニ)	大津湾	※Ⅲ	※0.6以下	0.48	0.28	0.71	－
東京湾(ホ)	浦賀港内	※Ⅱ	※0.3以下	0.40	0.22	0.65	－
東京湾(ホ)	久里浜港内	※Ⅱ	※0.3以下	0.47	0.26	0.70	－
相模湾	小田和湾	※－	※－	0.21	0.15	0.34	－

・環境基準の適否は、1日1回(上層、下層)測定し、上層の年間平均値により評価する。
※大津湾、浦賀港内、久里浜港内は環境基準点ではないため評価しない。また、相模湾は類域指定されていない。

⑤ 全燐

単位 ： mg/L

水域	測定地点	類型	環境基準	上層 年間平均値	上層 最小値	上層 最大値	適否
東京湾(ハ)	夏島沖	Ⅳ	0.09以下	0.044	0.022	0.078	○
東京湾(ニ)	大津湾	※Ⅲ	※0.05以下	0.045	0.026	0.078	－
東京湾(ホ)	浦賀港内	※Ⅱ	※0.03以下	0.040	0.020	0.094	－
東京湾(ホ)	久里浜港内	※Ⅱ	※0.03以下	0.048	0.025	0.098	－
相模湾	小田和湾	※－	※－	0.022	0.016	0.033	－

・環境基準の適否は、1日1回(上層、下層)測定し、上層の年間平均値により評価する。
※大津湾、浦賀港内、久里浜港内は環境基準点ではないため評価しない。また、相模湾は類域指定されていない。

⑥ 全亜鉛

単位 ： mg/L

水域	測定 地点	類型	環境基準	年　間 平均値	日間平均値 最小値	日間平均値 最大値	適否
東京湾(全域) [※ただし特別域を除く。]	夏島沖	海域生物Ａ	0.02以下	0.003	0.001	0.007	○
東京湾(ニ)	大津湾	海域生物特Ａ	0.01以下	0.002	0.001	0.005	○
東京湾(全域) [※ただし特別域を除く。]	浦賀港内	※海域生物Ａ	※0.02以下	0.002	0.0002	0.003	－
	久里浜港内	※海域生物Ａ	※0.02以下	0.002	0.001	0.003	－
相模湾	小田和湾	※－	※－	0.002	0.001	0.004	－

・環境基準の適否は、1日1回(上層、下層)測定し、上層と下層の年間平均値により評価する。

⑦　ノニルフェノール

単位 ： mg/L

水域名	測定地点	類型	環境基準	年　間平均値	日間平均値最小値	日間平均値最大値	適否
東京湾(全域)[※ただし特別域を除く。]	夏島沖	海域生物Ａ	0.001以下	不検出	不検出	不検出	○
東京湾(ニ)	大津湾	海域生物特Ａ	0.0007以下	不検出	不検出	不検出	○
東京湾(全域)[※ただし特別域を除く。]	浦賀港内	※海域生物Ａ	※0.001以下	不検出	不検出	不検出	－
	久里浜港内	※海域生物Ａ	※0.001以下	不検出	不検出	不検出	－
相　模　湾	小田和湾	※－	※－	不検出	不検出	不検出	－

・環境基準の適否は、1日1回(上層、下層)測定し、上層と下層の年間平均値により評価する。

⑧　直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

単位 ： mg/L

水域名	測定地点	類型	環境基準	年　間平均値	日間平均値最小値	日間平均値最大値	適否
東京湾(全域)[※ただし特別域を除く。]	夏島沖	海域生物Ａ	0.01以下	0.0013	不検出	0.0020	○
東京湾(ニ)	大津湾	海域生物特Ａ	0.006以下	0.0012	0.0009	0.0014	○
東京湾(全域)[※ただし特別域を除く。]	浦賀港内	※海域生物Ａ	※0.01以下	0.0010	不検出	0.0014	－
	久里浜港内	※海域生物Ａ	※0.01以下	0.0011	不検出	0.0015	－
相　模　湾	小田和湾	※－	※－	0.0008	不検出	0.0009	－

・環境基準の適否は、1日1回(上層、下層)測定し、上層と下層の年間平均値により評価する。

※夏島沖は東京湾（海域生物Ａ）の環境基準点であるが複数の環境基準点が存在するため評価は全環境基準点が環境基準に適合している場合達成していると評価するが、ここでは夏島沖の結果でのみ評価している。
浦賀港内及び久里浜港内は全亜鉛、ノニルフェノール及びＬＡＳの環境基準点ではないため評価せず、参考として該当する水域の環境基準値との比較を行った。また、相模湾は類型指定されていない。

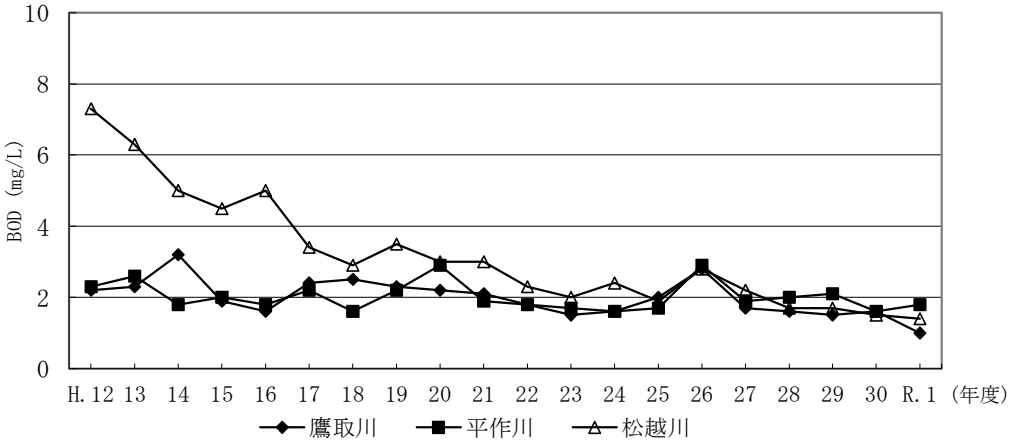

図２－２－４　河川ＢＯＤの年間平均値の推移

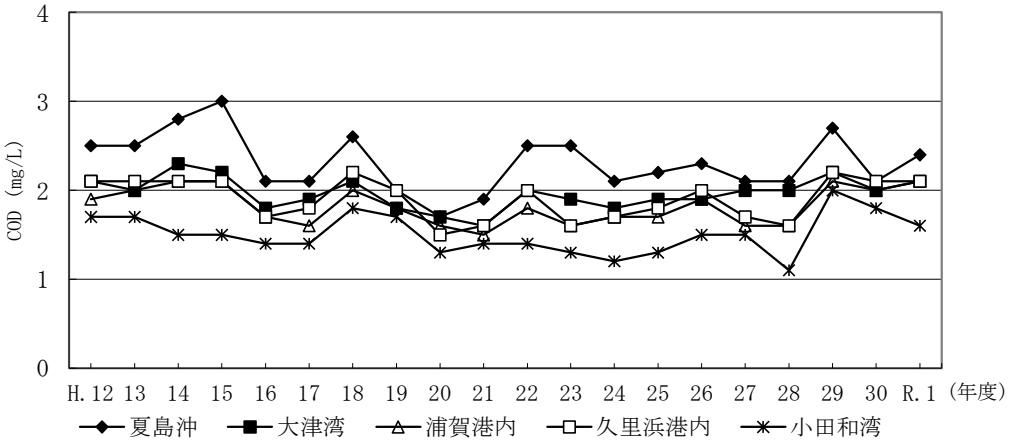

図２－２－５　海域ＣＯＤの年間平均値の推移

表２－２－11　東京湾の全窒素及び全燐の達成状況

単位：mg/L

環境基準類型あてはめ水域	類型	達成状況		環境基準点
		全窒素	全燐	
東京湾（ハ）	Ⅳ	○	○	夏島沖
東京湾（ニ）	Ⅲ	○	○	神奈川県2地点 千葉県8地点の計10地点
東京湾（ホ）	Ⅱ	○	○	神奈川県3地点 千葉県3地点の計6地点

注）記号の下の数値は、全環境基準点の上層における年間平均値（mg/L）を平均した値である。

表２－２－12　東京湾の全亜鉛、ノニルフェノール並びに
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の達成状況

単位：mg/L

環境基準類型あてはめ水域	類型	達成状況			環境基準点
		全亜鉛	ﾉﾆﾙﾌｪﾉｰﾙ	直鎖ｱﾙｷﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝｽﾙﾎﾝ酸及びその塩	
東京湾（全域。ただし特別域は除く）	海域生物Ａ	○	○	○	夏島沖を含む神奈川県10地点 東京都3地点、千葉県16地点の計29地点
東京湾（ニ）（特別域）	海域生物特Ａ	○	○	○	大津湾

（３）中小河川の水質調査

神奈川県が定めた公共用水域水質測定計画とは別に、市独自の計画により市内10河川10カ所で年６回水質測定を行っています。平成30年度の調査結果は表２－２－13のとおりです。

表２－２－13　中小河川水質測定結果

水域名	調査地点	pH (－)	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	全窒素 (mg/L)	全燐 (mg/L)
和田川	鴨居小学校正門前	8.2	1.8	4	9.7	5.3×10^4	2.7	0.10
野比川	野比橋	9.1	1.1	3	17.4	1.9×10^4	1.8	0.17
長沢川	長沢橋	8.4	1.5	6	11.3	2.9×10^4	2.2	0.19
津久井川	津久井橋	8.1	2.1	8	11.0	7.0×10^4	8.9	0.25
川間川	新川間橋	7.9	5.2	22	8.0	9.7×10^4	10	0.41
竹川	中尾橋	9.0	1.1	4	12.2	1.8×10^4	2.4	0.18
芦名川	芦名橋	8.2	4.4	5	9.9	1.4×10^5	7.4	0.40
前田川	向坂橋	8.5	0.6	8	10.9	3.2×10^4	1.8	0.10
関根川	粒石橋	8.4	0.5	5	9.9	2.8×10^4	1.4	0.41
久留和川	久留和橋	8.6	3.0	28	13.4	3.6×10^4	2.2	0.22

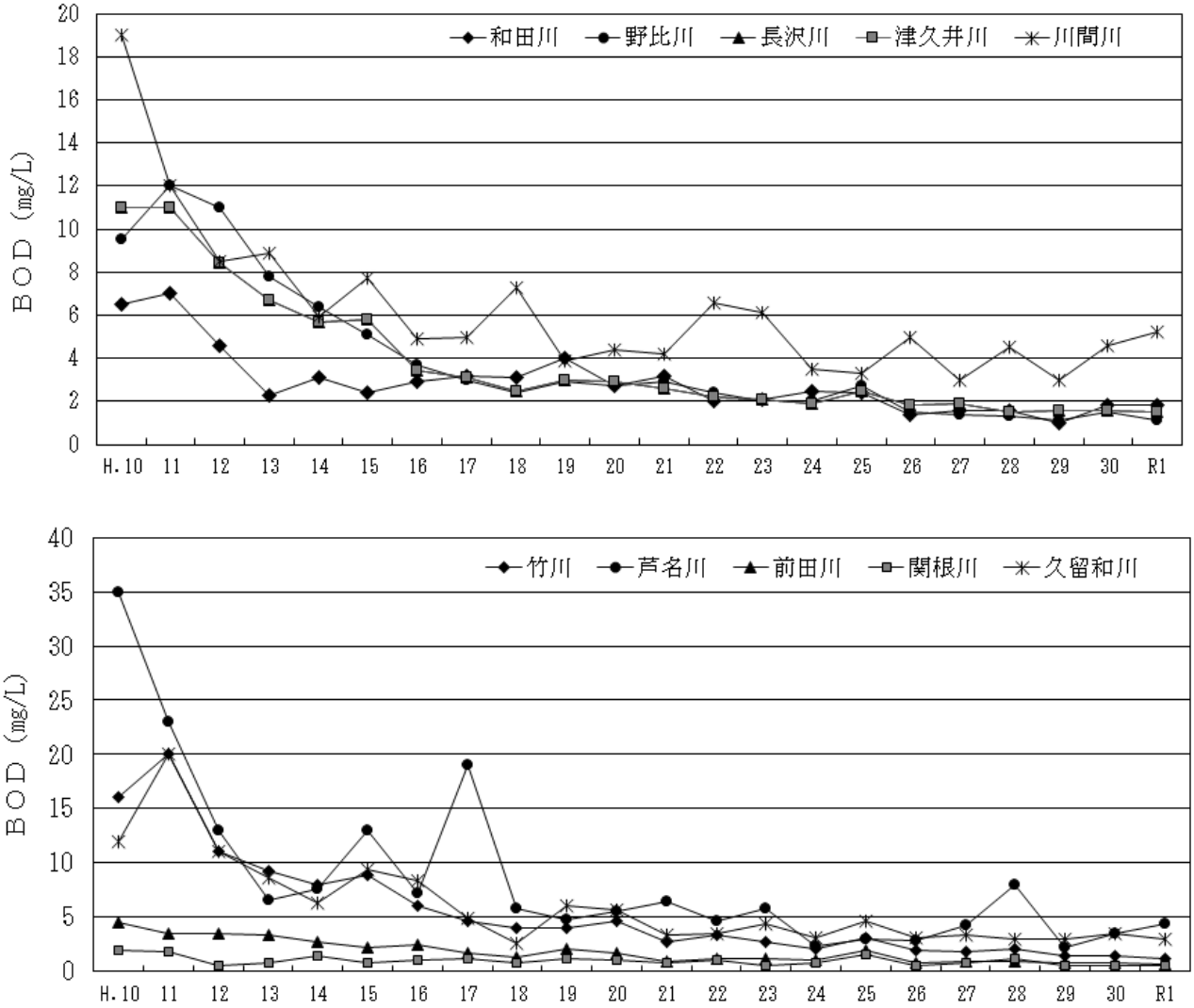

図２－２－６　中小河川ＢＯＤ年間平均値の推移

（４）河川水質調査（上下水道局）

上下水道局においては、下水道整備に伴う河川の水質汚濁状況と下水処理放流水が河川に及ぼす影響を把握するために、河川水質調査を行っています。

令和元年度の調査結果は、表２－２－14のとおりです。

表２－２－14　河川水質結果（年平均値）

	鷹取川			平作川			
	※夫婦橋	神応橋	※ 追浜雨水幹線	池上水路出口	公郷橋	五郎橋	湘南橋
ｐＨ（－）		8.3		8.3	8.2	7.4	7.5
ＢＯＤ（mg/L）		1.5		1.3	1.8	2.1	4.1
ＣＯＤ（mg/L）		3.1		3.2	4.1	5.7	5.5
ＳＳ（mg/L）		5.1		3.0	13.0	2.9	11.0
溶存酸素（mg/L）		11.4		11.2	9.4	8.7	7.4
大腸菌群数（個/cm^3）		920		500	300	24	120
n-ﾍｷｻﾝ抽出物質（mg/L）		<2		<2	<2	<2	<2
陰ｲｵﾝ界面活性剤（mg/L）		0.04		<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
塩化物ｲｵﾝ（mg/L）		3,770		91.8	95.1	404	6,380

※水質調査は昭和から実施しており、鷹取川は平成3年頃に下水道普及率が100％となった。以後20年近く水質に変化がないことから平成30年度から調査個所を1カ所とした。

	川間川	前田川	関根川	竹川	松越川	
	河　口150m上	前田中橋	日影橋下修景水路	海洋科学高校横	市民病院横	河口
ｐＨ（－）	7.9	8.5	8.2	8.4	8.4	8.2
ＢＯＤ（mg/L）	4.4	0.7	0.6	2.1	2.1	1.4
ＣＯＤ（mg/L）	6.6	3.1	3.0	4.6	4.9	5.4
ＳＳ（mg/L）	7.9	3.0	1.9	3.4	7.6	11
溶存酸素（mg/L）	8.4	10.5	9.2	11.5	10.4	10.3
大腸菌群数（個/cm^3）	120	33	77	180	220	63
n-ﾍｷｻﾝ抽出物質（mg/L）	<2	<2	<2	<2	<2	<2
陰ｲｵﾝ界面活性剤（mg/L）	0.13	<0.02	<0.02	0.04	0.04	0.02
塩化物ｲｵﾝ（mg/L）	92.9	20.7	30.6	734	468	2,990
全窒素（mg/L）				2.1	2.4	2.2
有機性窒素（mg/L）				0.3	0.3	0.3
ｱﾝﾓﾆｱ性窒素（mg/L）				<0.1	0.2	<0.1
亜硝酸性窒素（mg/L）				<0.2	<0.2	<0.2
硝酸性窒素（mg/L）				1.8	1.9	1.8
全りん（mg/L）				0.15	0.21	0.19
溶解性りん酸ｲｵﾝ態りん（mg/L）				<0.2	<0.2	<0.2

資料：上下水道局

（５）赤潮

神奈川県海面における赤潮の年度別発生状況を表２－２－15に示します。

なお、神奈川県水産技術センターでは、「海面が変色していること」、「原因生物がいること」、「透明度が２m未満であること」、「クロロフィル量が20μg/L以上(内湾では50μg/L以上)であること」の４項目を赤潮発生の目安としています。

表２－２－15　赤潮の発生状況

水域＼年度		12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	01
東京湾	発生件数	9	6	6	7	5	13	5	4	7	5	1	0	0	1	2	0	2	3	1	5
	延べ日数	19	19	20	27	11	13	10	7	34	11	12	0	0	1	2	0	4	25	6	11
相模湾	発生件数	5	8	9	4	4	4	7	2	9	3	2	2	2	1	4	3	0	1	0	2
	延べ日数	16	35	18	15	6	10	7	2	23	7	5	2	2	1	6	5	0	5	0	2

資料：神奈川県水産技術センター

表２－２－16　海水浴場の水質測定結果

海水浴場名	透明度（m）		ＣＯＤ（mg/L）		ふん便性大腸菌群数（個/100mL）		油膜の有無		判定	
	開設前	開設中	開設前	開設中	開設前	開設中	開設前	開設中	開設前	開設中
猿　島	>1	>1	1.2	2.2	<2	<2	無	無	水質AA	水質Ｂ
長　浜	>1	>1	0.8	1.0	<2	3	無	無	水質AA	水質Ａ

環境省の海水浴場の判定基準

区　分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	ＣＯＤ	透明度
適	水質AA	不検出（検出限界２個/100mL）	油膜が認められない	2mg/L以下（湖沼は3mg/L以下）	全透（水深1m以上）
	水質Ａ	100個/100mL以下	油膜が認められない	2mg/L以下（湖沼は3mg/L以下）	全透（水深1m以上）
可	水質Ｂ	400個/100mL以下	常時は油膜が認められない	5mg/L以下	水深1m未満～50cm以上
	水質Ｃ	1,000個/100mL以下	常時は油膜が認められない	8mg/L以下	水深1m未満～50cm以上
不　適		1,000個/100mLを超えるもの	常時、油膜が認められる	8mg/L超	50cm未満

資料：健康部

（６）小田和湾の藻場調査（上下水道局）

横須賀市西浄化センターの放流水が流入する小田和湾内の現況を把握するために平成元年度(1989年度)から海域水質調査、陸域調査、水温・塩分分布調査、藻場調査（平成３年度から）等を行っています。調査項目の中から生物指標として藻場調査について示します。

藻場調査は、湾内同一地点の藻場の状況を観察し、その変化を追跡しようとするもので、調査地点（５地点）で潜水観察により定置枠内（50cm×50cm）のそれぞれの株数を調査しました。調査地点を図２－２－７に示します。

なお、令和元年度の調査は令和２年１月に実施しています。平成25年度以降は隔年調査としました。よって次回調査は令和３年度を予定しています。

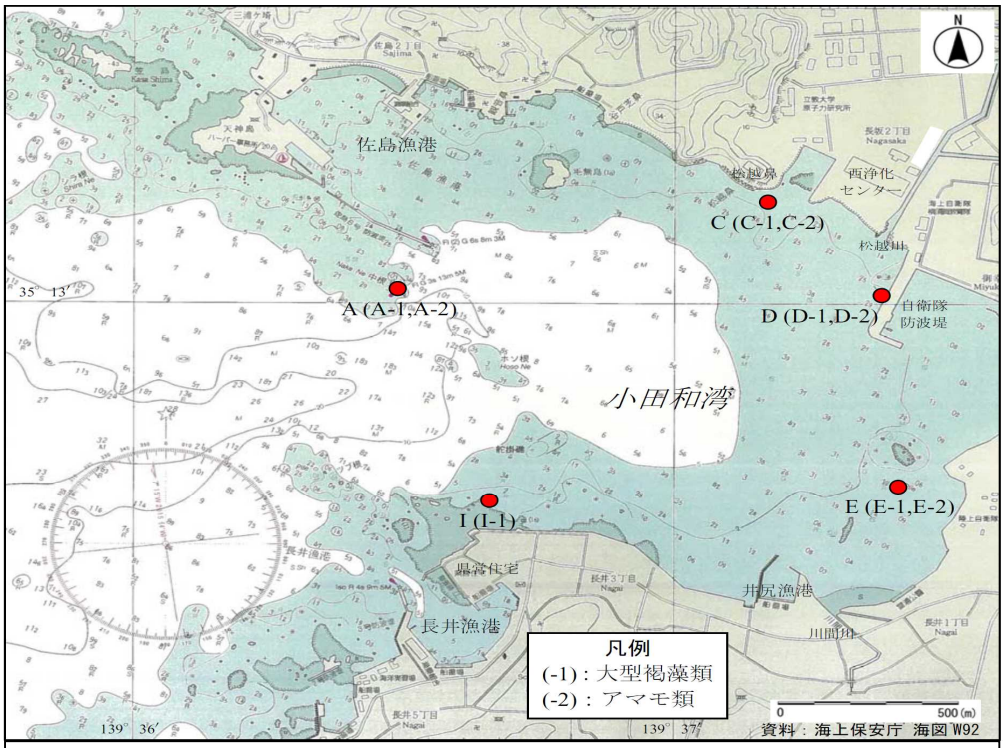

定置枠調査（●）

Ａ：湾口部の燈台　　Ｃ：松越鼻地先小突堤跡

Ｄ：自衛隊防波堤中央　　Ｅ：海上に突起するコンクリート製ブロック

Ｉ：県営住宅地先の最も高く突起する岩礁

図２－２－７　調査地点（藻場）

各地点の定置枠内の藻場の株数の経年変化を図２－２－８（１）（２）に、各調査地点の状況を図２－２－９（１）（２）に示します。令和元年度（令和２年１月）の調査結果は次のとおりでした。

大型褐藻類（アラメ・カジメ・クロメ）は、前回調査（平成30年１月）ではStn.A-1で観測できました。令和元年度調査（令和２年1月）では全地点で生育は確認できませんでした。

同様にアマモ類（タチアマモ・アマモ）も、令和元年度調査（令和２年１月）では全地点で確認することができませんでした。

A（カジメ群落およびタチアマモ群落）

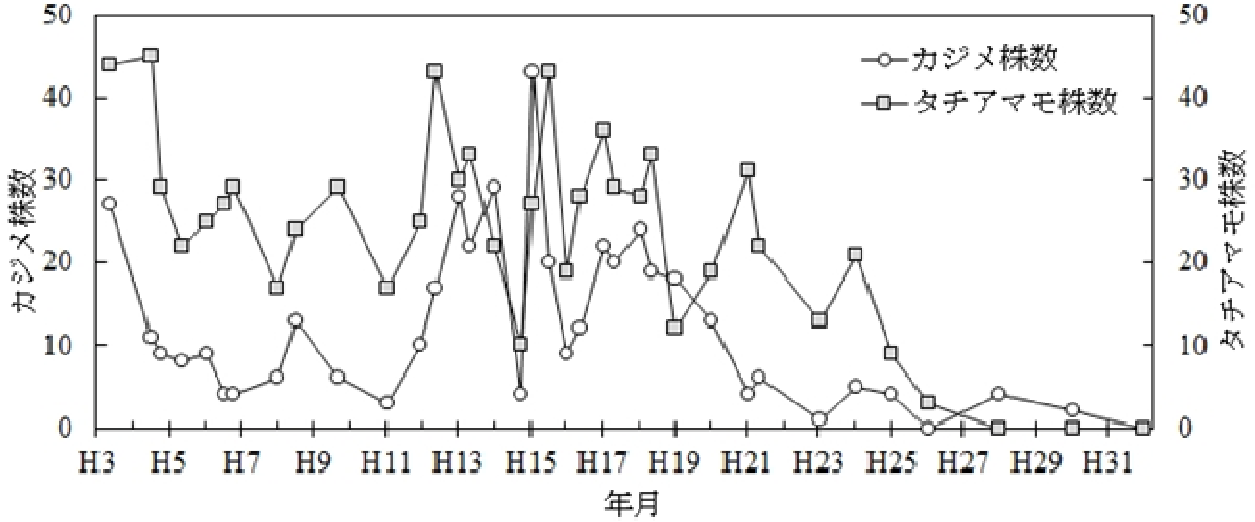

C（アラメ群落およびアマモ群落）

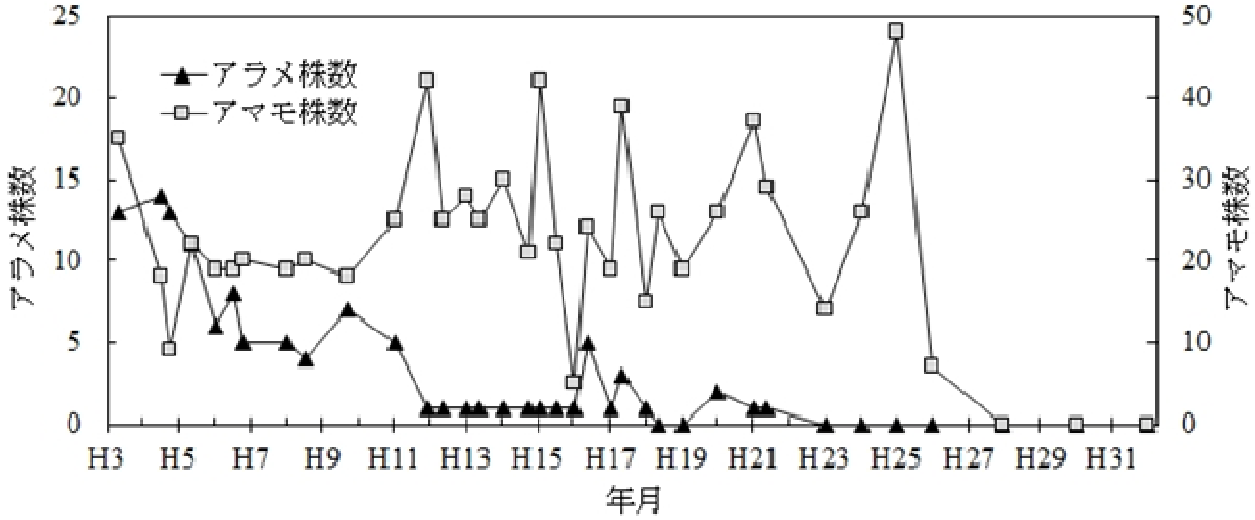

D（アラメ群落およびアマモ群落）

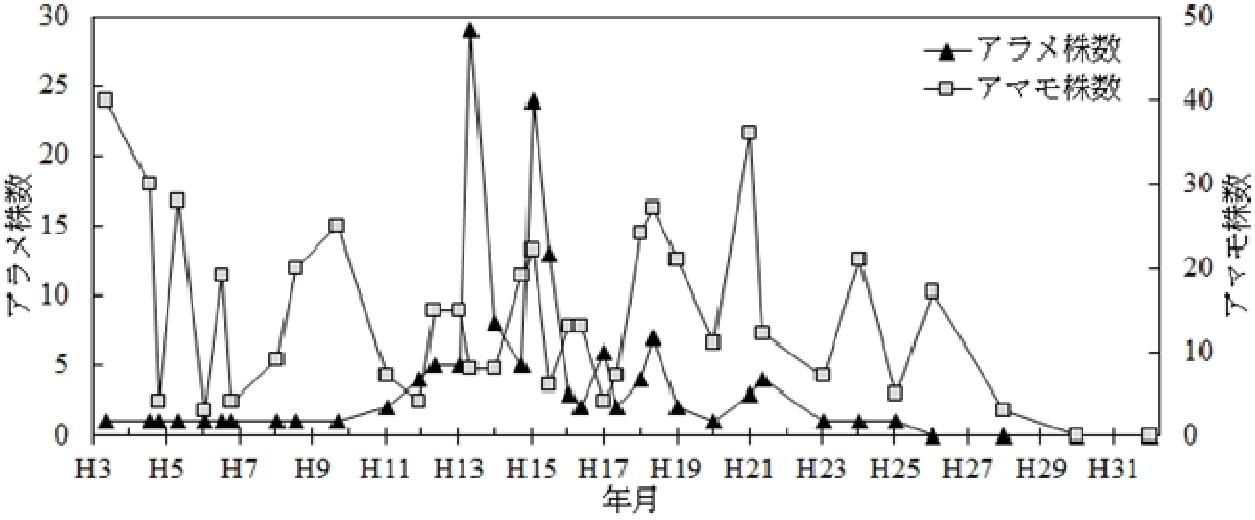

図２―２―８（１）　定置枠内の藻場の株数の経年変化（１）

E（アラメ・クロメの混成群落およびアマモ群落）

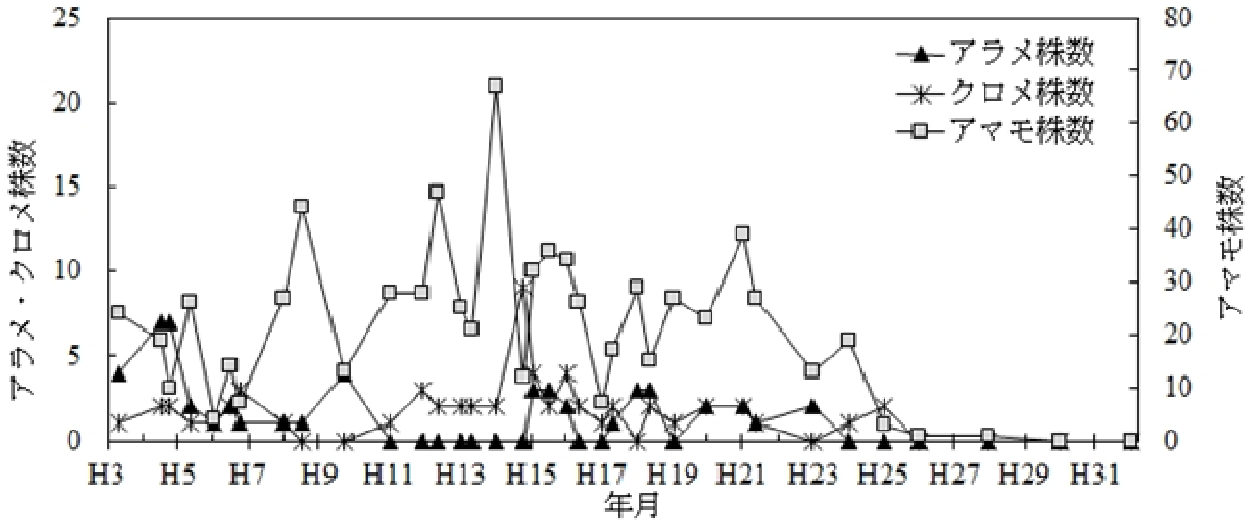

I（アラメとカジメの混成群落）

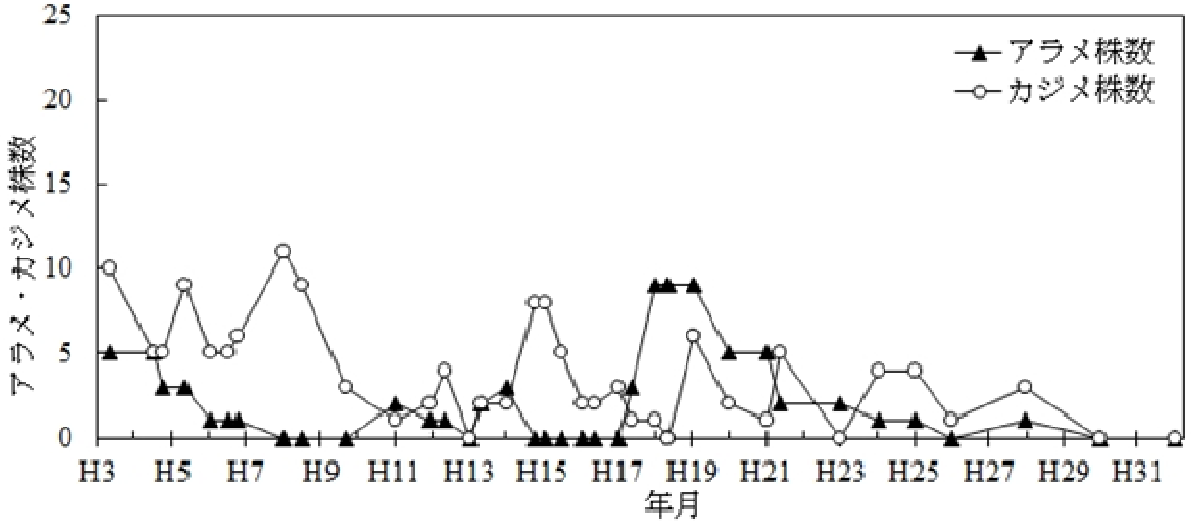

図２－２－８（２）　定置枠内の藻場の株数の経年変化（２）

地点	H18.2（冬季）	H30.1（冬季）	R2.1（冬季）
Stn.A-1 カジメ 群落	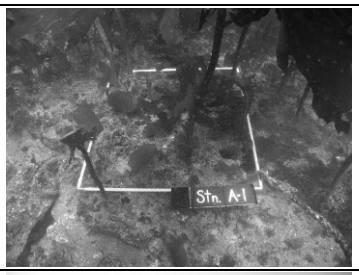	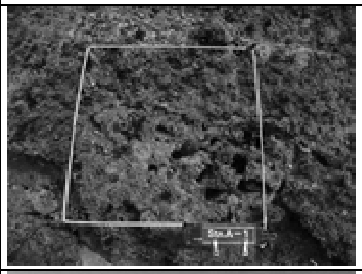	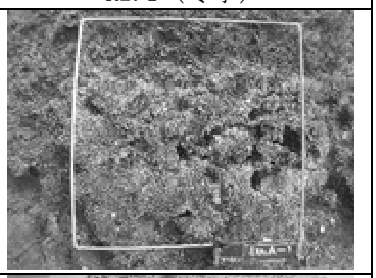
Stn.C-1 アラメ 群落	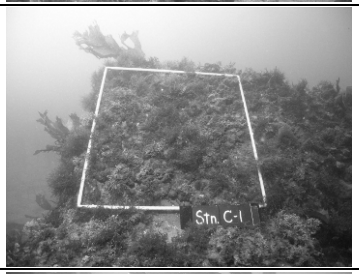		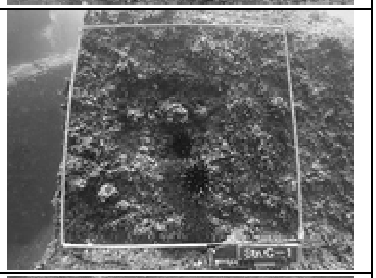
Stn.D-1 アラメ 群落	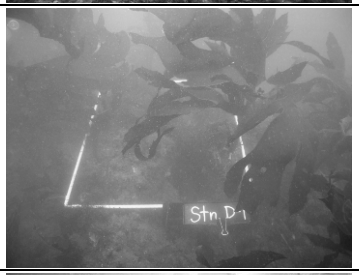		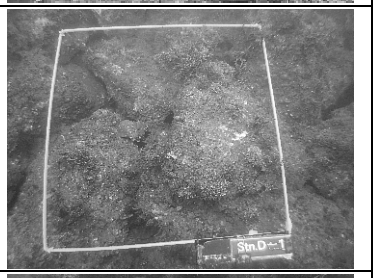
Stn.E-1 アラメ・ クロメ 群落			
Stn.I-1 アラメ カジメ 群落	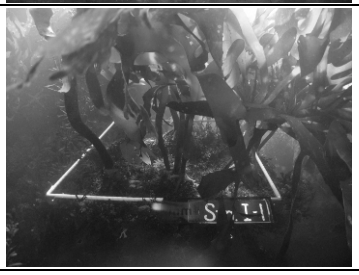	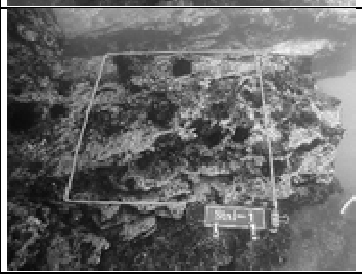	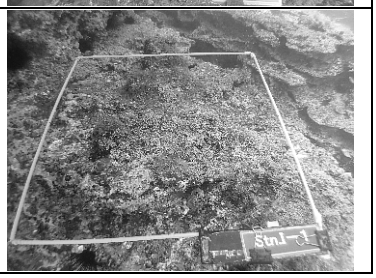

図２－２－９（１）　定置枠内における経年変化（１）【 大型褐藻類（アラメ・カジメ・クロメ）】

地点	H18.2（冬季）	H30.1（冬季）	R2.1（冬季）
Stn.A-2 タチアマモ 群落	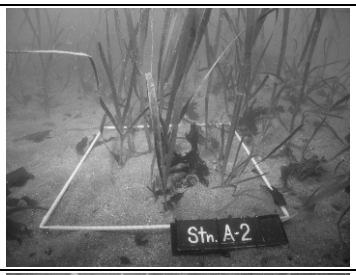	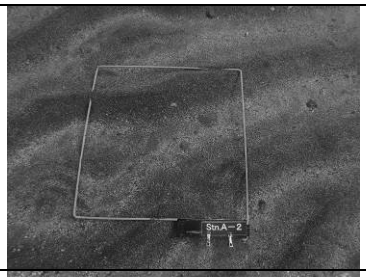	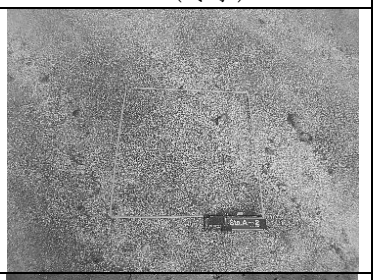
Stn.C-2 アマモ群落	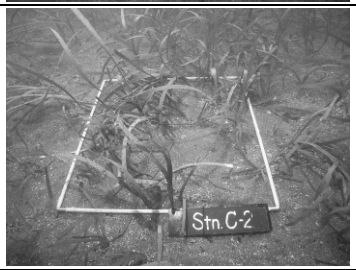	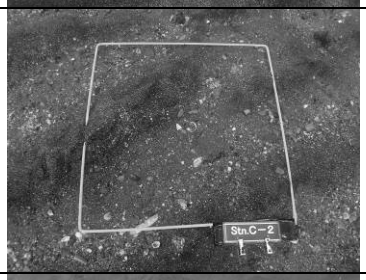	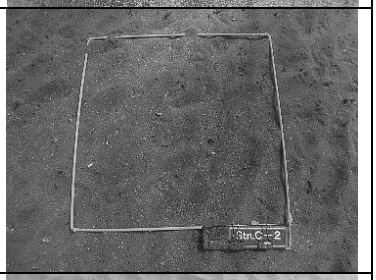
Stn.D-2 アマモ群落	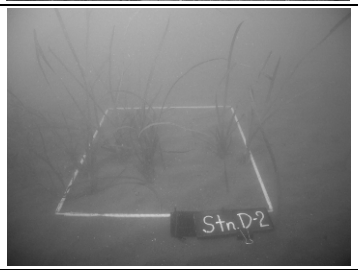	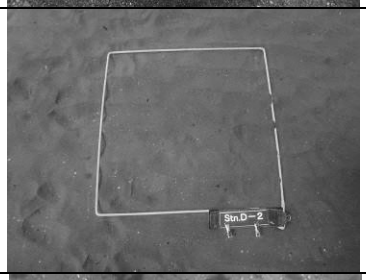	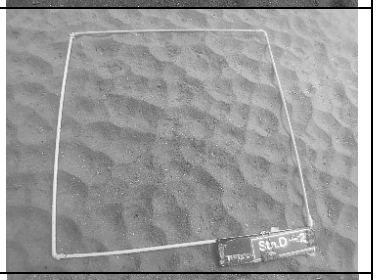
Stn.E-2 アマモ 群落	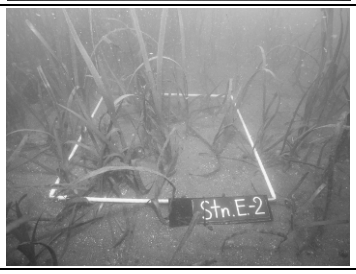	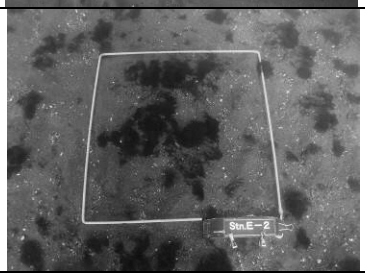	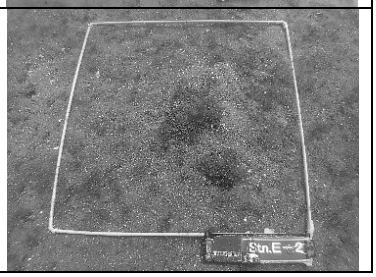

図２－２－９（２）　定置枠内における経年変化（２）【 アマモ類 】

※Stn.Ｉでは、これまでにアマモ類の生息は観察されていない

（７）ウミヒルモの分布について（上下水道局）

ウミヒルモは、浅海の砂泥域に生育する雌雄異株の小判のような長楕円形をした淡緑色の葉（2～2.5cm）に特徴がある多年生植物で、夏に花が咲きます。熱帯～亜熱帯性種で、本邦では太平洋沿岸で東京湾口以南、日本海沿岸で能登半島以南に分布し、沖縄周辺が主要な分布域となっています。

相模湾では、1970年代初頭に東京大学理学部付属三崎臨海実験所（油壺湾）発行の「三崎臨海実験所近傍に産する海藻および海草」のリストに記載されている他、県内では三崎、横浜市金沢における記録があります。

小田和湾における確認事例としては、神奈川県水産総合研究所（平成17年(2005年)４月に神奈川県水産技術センターに組織改正）による1996～1998年の調査において毛無島の周辺で小群落が確認されています。また、西浄化センター設置に伴い行った平成２年度（1990年度）の「西部浄化センター建設に伴う環境調査」に確認の記録があり、長井県営住宅地先岩礁の沖合、水深６～８ｍに小規模な分布があったとされています。ただし、本湾は分布のほぼ北限にあたり、報告されている分布量はいずれも小さいものとなっています。

ウミヒルモの分布は、平成14年10月に毛無島の西側の地点（Ｈ－１地点）で小群落を確認し、平成15年２月には西浄化センター西側の入江付近（Ｈ－２地点）において50m程度の広がりをもつ大規模な群落を確認しています。

令和２年１月では、Stn.H-1（毛無島の西側）は平成20年１月にウミヒルモを観察したのを最後に観察できませんでした。Stn.H-2、StnH-3では平成28年１月にウミヒルモを観察しましたが、令和２年１月には確認することができませんでした。

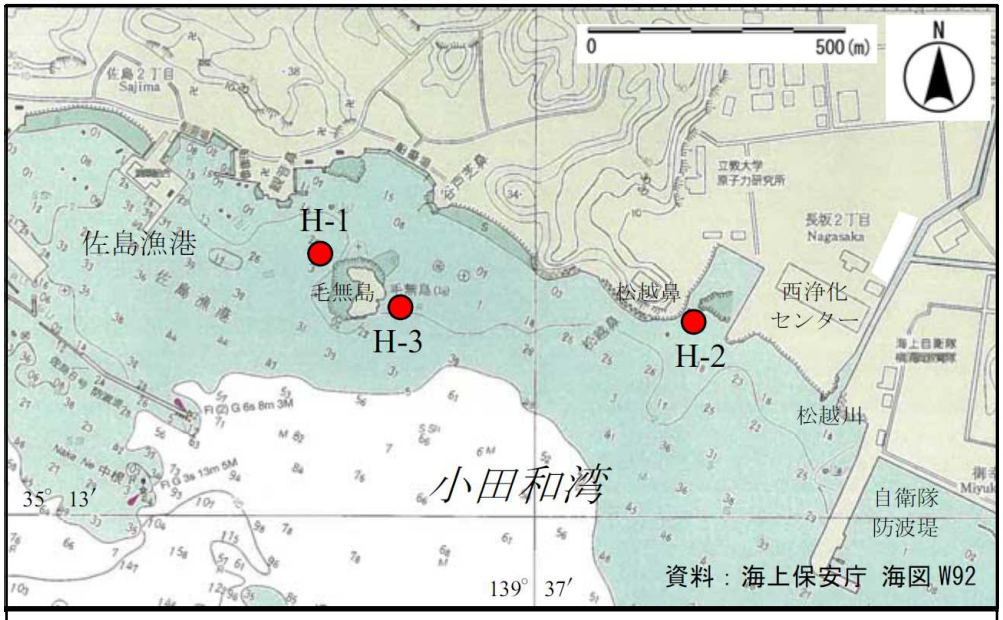

ウミヒルモ（●）

Ｈ－１：毛無島西側　　Ｈ－２：西浄化センター西側入江付近

Ｈ－３：毛無島東側

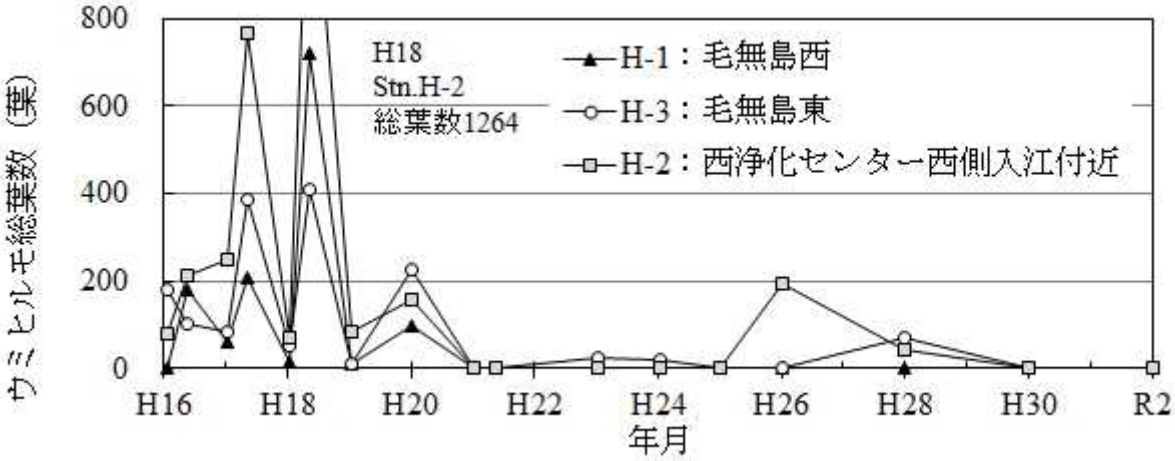

図２－２－10　小田和湾におけるウミヒルモの分布位置と葉数の推移

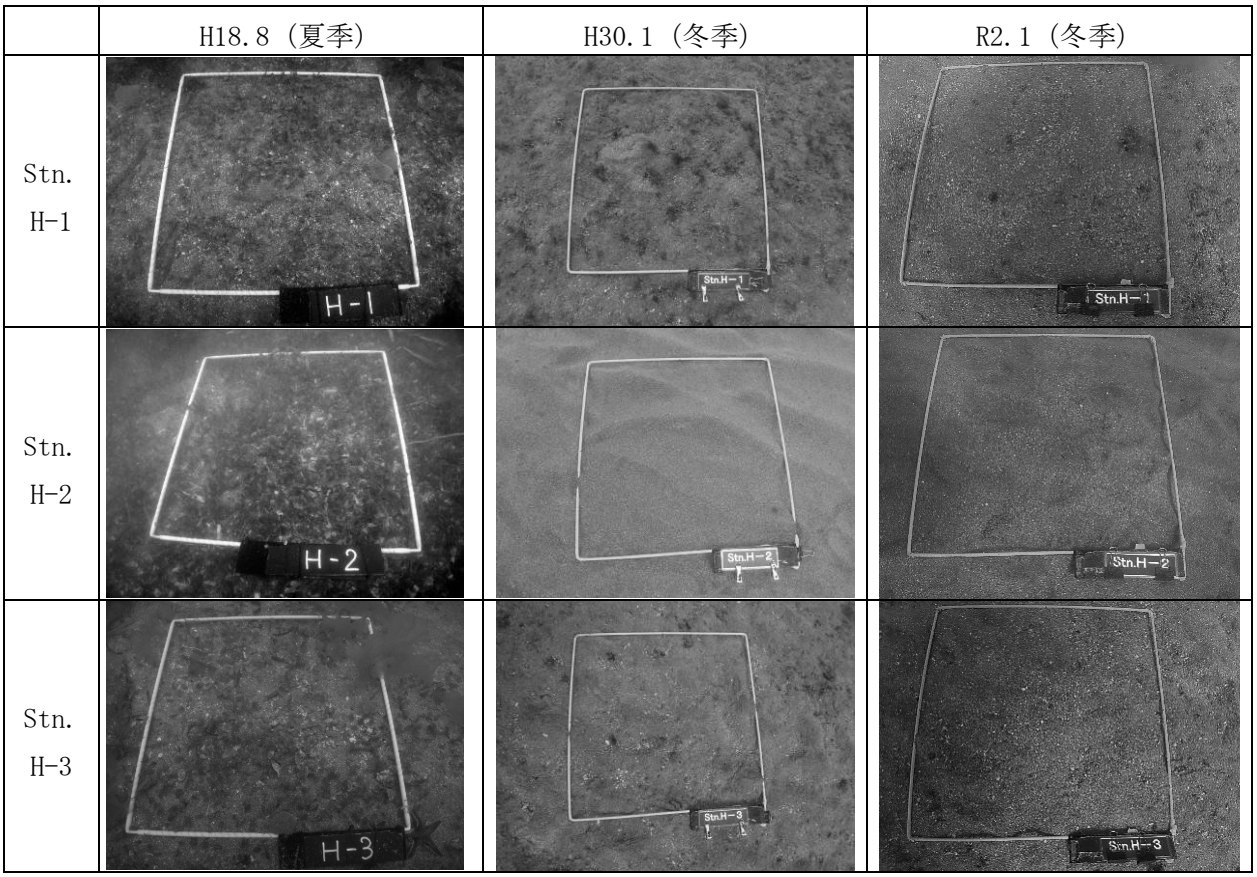

図２－２－11　ウミヒルモの定置枠内の経年変化

（８）魚介類中の有害物質調査（健康部）

市内で水揚げされた魚介類について、食品の安全性を確保することを目的として、昭和48年度からＰＣＢ及び水銀の含有量調査を行っています。

令和元年度は魚介類７魚種９検体を調査しました。この結果を表２－２－17に示します。

また、平成22年度から令和元年度の10年間について年度別調査結果を表２－２－18に示します。

表２－２－17　魚介類中の有害物質調査結果

（単位：μg／g）

区分	魚介類名	検体数	ＰＣＢ		総水銀	
			検出数	検出範囲	検出数	検出範囲
東京湾産	＊カワハギ	1	0/1	不検出	1/1	0.02
	＊アナゴ	1	1/1	0.04	1/1	0.03
	☆カレイ	1	1/1	0.03	0/1	不検出
	＊メバル	1	1/1	0.02	1/1	0.08
	＊スズキ	1	1/1	0.04	1/1	0.06
相模湾産	☆ウルメイワシ	2	0/2	不検出	2/2	0.06
	＊サザエ	2	0/2	不検出	0/2	不検出
合計		9	4/9	不検出～0.04	6/9	不検出～0.08
定量下限値			―	0.01	―	0.02

備考
・PCBの暫定的規制値　内海内湾魚介類　＊印　：　3.0ppm（μg／g）
　　遠洋沖合魚介類　☆印　：　0.5ppm（μg／g）
（昭和47年8月24日環食第442号　厚生省環境衛生局長通知）

・総水銀の暫定的規制値　：　0.4ppm（μg／g）
（昭和48年7月23日環乳第99号　厚生省環境衛生局長通知）

注）不検出は定量下限値未満

資料：健康部

表２－２－18　年度別調査結果の推移（平成22年度～令和元年度の10年間）

（単位：μg／g）

年　度	検体数	ＰＣＢ		総水銀	
		検出数	検出範囲	検出数	検出範囲
２２	27	24／27	不検出～0.092	26／27	不検出～0.31
２３	25	18／25	不検出～0.25	18／25	不検出～0.11
２４	24	20／24	不検出～0.33	17／24	不検出～0.27
２５	27	19／27	不検出～0.09	15／27	不検出～0.35
２６	25	17／25	不検出～0.12	16／25	不検出～0.31
２７	23	15／23	不検出～0.06	16／23	不検出～0.45
２８	24	12／24	不検出～0.07	15／24	不検出～0.50
２９	11	6/11	不検出～0.08	8/11	不検出～0.12
３０	9	3/9	不検出～0.03	5/9	不検出～0.11
元	9	4/9	不検出～0.04	6/9	不検出～0.08

注）不検出は定量下限値未満

資料：健康部

（９）漁獲量の推移（経済部）

参考資料として、市内の漁業協同組合に水揚げされた漁獲量の推移について、表２－２－19に示します。

魚種は主な生息域等毎の一例として、中層を回遊するマアジ、根周辺に生息するマダイ、海底定着性のある魚のカレイ類、同じく水産動物のクルマエビ、消波ブロック等海中人工構造物に集まるスズキ類を掲載しています。

表２－２－19　漁獲量の推移

（単位：トン）

年	マアジ			マダイ			カレイ類			クルマエビ			スズキ類		
	東部	大楠	長井町	東部	大楠	長井町	東部	大楠	長井町	東部	大楠	長井町	東部	大楠	長井町
62	32	35	20	9	8	1	233	2	2	3	0	0	141	5	8
63	3	5	2	10	10	1	123	4	2	3	1	0	187	40	8
元	20	36	27	6	11	3	75	2	3	2	0	0	113	15	10
2	34	87	48	6	8	2	87	1	2	1	0	0	123	8	16
3	22	76	73	5	6	2	43	3	2	2	0	0	82	12	11
4	11	51	177	4	9	2	44	3	2	1	0	0	71	21	14
5	156	84	224	8	9	3	55	4	2	1	0	0	178	13	6
6	48	45	64	7	13	4	75	1	2	1	0	0	198	27	7
7	34	145	125	9	8	6	73	1	2	1	0	0	287	17	9
8	35	275	527	9	9	7	59	1	4	0	0	0	206	11	15
9	10	32	187	6	6	4	79	1	3	1	0	0	99	10	8
10	13	61	21	5	5	4	72	1	3	1	0	0	212	24	13
11	13	12	43	6	5	6	42	1	2	1	0	0	69	28	12
12	33	12	24	4	3	4	31	1	2	0	0	0	158	39	10
13	25	90	247	7	5	4	33	3	2	0	0	0	142	20	16
14	34	78	134	5	4	3	31	2	1	0	0	0	228	83	16
15	9	29	66	5	6	6	34	1	2	0	0	0	263	23	13
16	4	53	159	9	5	9	33	2	9	0	0	0	361	17	11
17	5	48	109	5	4	5	35	2	1	0	0	0	321	24	11
18	4	12	29	3	4	6	42	1	1	0	0	0	376	78	18
19	213			17			37			0			327		
20	290			20			40			0			290		
21	172			21			38			0			319		
22	119			16			35			0			229		
23	94			21			27			0			315		
24	61			22			22			0			273		
25	145			14			26			0			179		
26	95			20			28			0			230		
27	105			20			24			0			150		
28	97			15			21			0			115		
29	108			22			21			0			68		
30	136			27			19			0			56		

注）出典：海面漁業統計調査。　東部：横須賀市東部漁業協同組合、大楠：横須賀市大楠漁業協同組合、長井町：長井町漁業協同組合。　「0」は単位に満たないもの。

スズキ類については、昭和58年～平成６年は「スズキ」のデータを、それ以後は「スズキ類」のデータを掲載した。

各魚種別の漁獲量は、平成18年までは漁業協同組合ごとに集計されていたが、平成19年から集計方法が変わり市内３漁業協同組合の合計漁獲量となった。　資料：みなと振興部

(10) 地下水質調査

地下水の水質汚濁状況を監視するため、水質汚濁防止法の規定により神奈川県が定めた地下水質測定計画に基づき、地下水の水質調査を実施しました。

ア　定点調査

一定の代表的な地点において長期的な観点から水質の経年変化を調べる調査で、１地点で調査を実施した。

イ　メッシュ調査

市内の全体的な地下水の汚染状況を把握するための調査で、市内を２㎞メッシュに分割した上で、７地点を選定し調査を実施した。

ウ　継続監視調査

過去のメッシュ調査において、汚染が判明した地点を継続して監視する調査で、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」について３地点で調査を実施した。

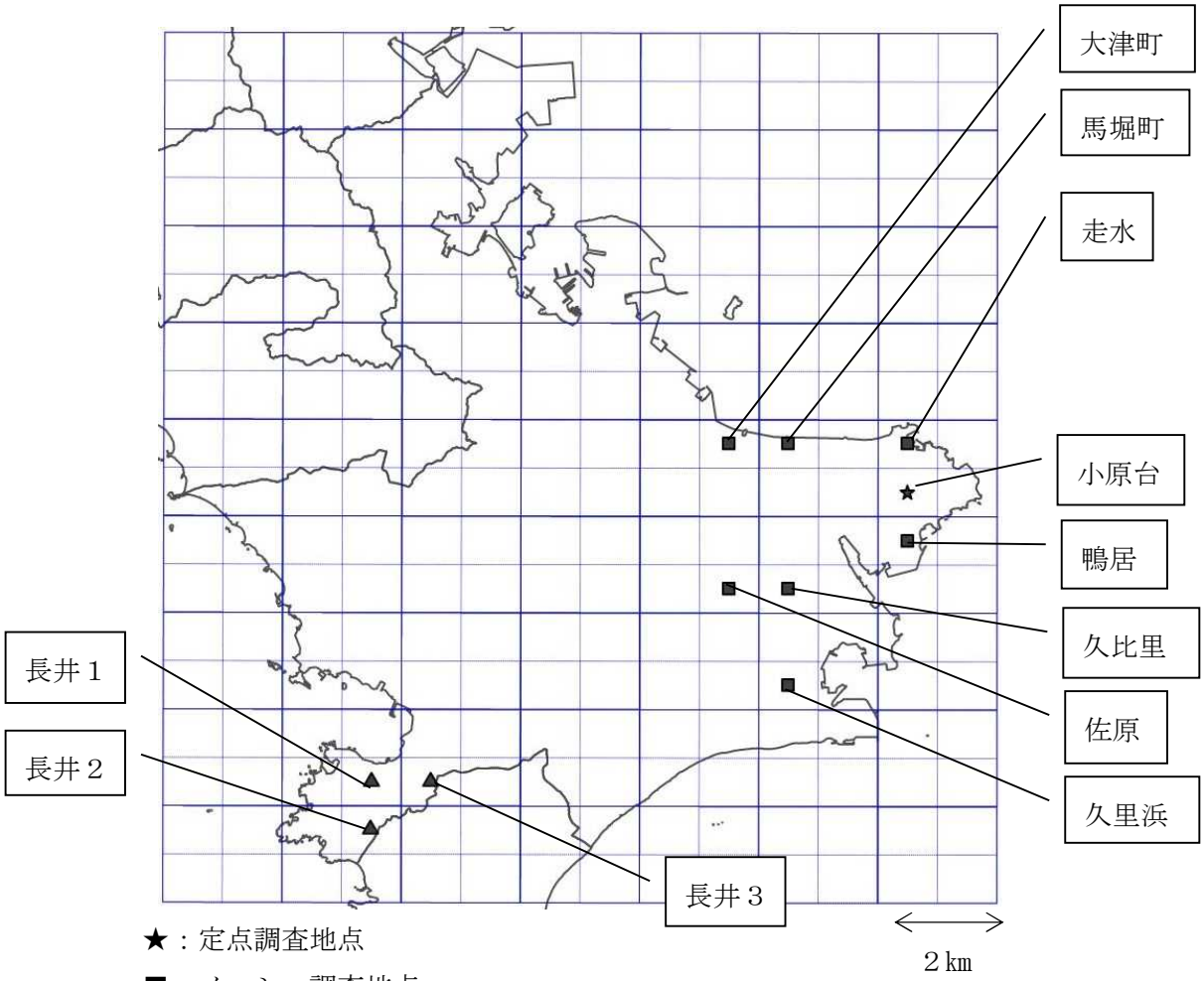

★：定点調査地点

■：メッシュ調査地点

▲：継続監視調査地

図２－２－12　地下水質調査地点図

表２－２－20　地下水測定項目と基準等

（１）環境基準項目　　単位mg/L

項　目	環境基準	項　目	環境基準	項　目	環境基準
カドミウム	0.003以下	クロロエチレン	0.002以下	シマジン	0.003以下
全シアン	検出されないこと	1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.004以下	チオベンカルブ	0.02以下
鉛	0.01以下	1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.1以下	ベンゼン	0.01以下
六価クロム	0.05以下	1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04以下	セレン	0.01以下
砒素	0.01以下	1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	1以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下
総水銀	0.0005以下	1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.006以下	ふっ素	0.8以下
アルキル水銀	検出されないこと	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.01以下	ほう素	1以下
PCB	検出されないこと	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.01以下	1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	0.05以下
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	0.02以下	1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	0.002以下		
四塩化炭素	0.002以下	チウラム	0.006以下		

備　考

１．「検出されないこと。」とは、規定の方法により測定した値が、定量限界を下回ることをいう。

２．アルキル水銀は総水銀が検出された時のみ測定する。

（２）一般項目

項目	評価基準
ｐＨ（－）	5.8以上8.6以下
電気伝導率(mS/m)	－
（備考）ｐＨの評価基準は、水道法第４条に基づく水質基準による。	

備考

１．調査地点における測定値が評価基準値以内の場合に評価基準を達成していると評価する。

表２－２－21　地下水質測定結果

調査区分			定点	メッシュ	メッシュ	メッシュ	メッシュ	メッシュ
地　　点			小原台	久里浜	佐原	久比里	鴨居	大津町
採水月日			10月1日	10月2日	10月2日	10月1日	10月1日	10月1日
環境基準項目	カドミウム	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	全シアン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	鉛	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	六価クロム	(mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
	砒素	(mg/L)	<0.005	0.008	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	総水銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	アルキル水銀	(mg/L)	—	—	—	—	—	—
	ＰＣＢ	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	ジクロロメタン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	クロロエチレン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
	チウラム	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	シマジン	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	チオベンカルブ	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	ベンゼン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	セレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	4.0	1.8	<0.10	<0.10	<0.10	2.8
	ふっ素	(mg/L)	<0.08	<0.08	0.12	0.26	0.16	0.30
	ほう素	(mg/L)	0.03	0.05	0.09	0.08	0.06	0.04
	1,4-ジオキサン	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
一般項目	水温	(℃)	23.0	21.7	18.5	19.7	21.6	22.0
	外観	(—)	無色	無色	有色	無色	無色	無色
	臭気	(—)	無臭	無臭	腐敗臭	腐敗臭	腐敗臭	無臭
	ｐＨ	(—)	6.9	7.4	6.9	7.2	7.3	6.7
	電気伝導率	(mS/m)	38	70	140	80	40	27

※「不検出」とは、神奈川県の水質測定計画に定める報告下限値を下回ることを言う。
※アルキル水銀は、総水銀が検出された場合にのみ測定する。

調査区分			メッシュ	メッシュ	継続	継続	継続
地　　点			馬堀町	走水	長井１	長井２	長井３
採水月日			10月1日	10月1日	10月2日	10月2日	10月2日
環境基準項目	カドミウム	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	—	—	—
	全シアン	(mg/L)	不検出	不検出	—	—	—
	鉛	(mg/L)	<0.005	<0.005	—	—	—
	六価クロム	(mg/L)	<0.02	<0.02	—	—	—
	砒素	(mg/L)	<0.005	<0.005	—	—	—
	総水銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	—	—	—
	アルキル水銀	(mg/L)	—	—	—	—	—
	ＰＣＢ	(mg/L)	不検出	不検出	—	—	—
	ジクロロメタン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	—	—	—
	四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	—	—	—
	クロロエチレン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	—	—	—
	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	—	—	—
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	—	—	—
	1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.0004	<0.0004	—	—	—
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	—	—	—
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	—	—	—
	トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	—	—	—
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	—	—	—
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0004	<0.0004	—	—	—
	チウラム	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	—	—	—
	シマジン	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	—	—	—
	チオベンカルブ	(mg/L)	<0.002	<0.002	—	—	—
	ベンゼン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	—	—	—
	セレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	—	—	—
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	<0.10	<0.10	15	8.8	26
	ふっ素	(mg/L)	0.28	0.12	—	—	—
	ほう素	(mg/L)	0.08	0.02	—	—	—
	1,4-ジオキサン	(mg/L)	<0.005	<0.005	—	—	—
一般項目	水温	(℃)	22.2	23.0	22.1	20.2	22.0
	外観	(—)	有色	無色	無色	無色	無色
	臭気	(—)	腐敗臭	無臭	無臭	無臭	無臭
	ｐＨ	(—)	7.0	7.8	6.3	7.1	6.6
	電気伝導率	(mS/m)	51	47	55	54	64

※「不検出」とは、神奈川県の水質測定計画に定める報告下限値を下回ることを言う。
※アルキル水銀は、総水銀が検出された場合にのみ測定する。

第３章　騒音・振動

１．概要

騒音とは、やかましい音、好ましくない音の総称です。騒音であるか否かは、聞く人の主観によって決まるため個人差があり、その人の心理状態や健康状態などによっても左右されます。

騒音・振動発生源としては、工場・事業場、建設作業、道路交通などが挙げられますが、本市では、道路騒音・振動について、毎年、測定を行っています（工場・事業場等については、法令に基づく規制指導の際に、必要に応じて測定しています）。

令和元年度の道路騒音・振動の測定は、市内の代表的な幹線道路のうち、９地点で実施しました。なお、道路騒音については、併せて背後地（道路に面していない２列目以降の住居等の位置する地域）における測定を９地点で行いました。

道路騒音は、９地点のうち７地点で昼間、夜間とも環境基準を達成しましたが、１地点で夜間のみ、１地点で昼間、夜間とも環境基準を達成しませんでした。背後地については、９地点全てで環境基準を達成しました。なお、全ての地点で昼間、夜間とも要請限度を下回りました。

また、騒音については、測定点（基準点における点的評価）での測定に併せて、面的評価（幹線道路に面する地域の住居等について、環境基準を満足する戸数を推計により評価すること）を10路線で行いました。

面的評価では、近接空間（２車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は道路端から20ｍ、２車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は道路端から15ｍの範囲）においては、昼間は97.9%、夜間は92.3%が環境基準を達成しました。また、非近接空間（２車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は道路端から20～50ｍ、２車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は道路端から15～50ｍの範囲）では、昼間は99.5%、夜間は98.5%が環境基準を達成しました。

振動については、環境基準は設定されていませんが、全ての地点で昼間、夜間とも要請限度を下回りました。

２．道路騒音・振動の現況

（１）騒音に係る環境基準

環境基本法第16条の規定に基づき、生活環境を保全し、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、表２－３－１、表２－３－２のとおり「騒音に係る環境基準」が定められています。

表２－３－１　騒音に係る環境基準（道路に面する地域）（抜粋）

地域の区分	昼　　間 午前6時～午後10時	夜　　間 午後10時～午前6時	地域の類型の該当地域
Ａ地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
Ｂ地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の地域
Ｃ地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

注）この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基　　準　　値	
昼　　間	夜　　間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

表２－３－２　騒音に係る環境基準（道路に面していない地域）（抜粋）

地域の類型	昼　　間 午前6時～午後10時	夜　　間 午後10時～午前6時	地域の類型の該当地域
A	55デシベル以下	45デシベル以下	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
B	55デシベル以下	45デシベル以下	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の地域
C	60デシベル以下	50デシベル以下	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

騒音の測定方法：日本工業規格Ｚ8731に定める測定方法。

（２）騒音・振動に係る要請限度

道路交通騒音・振動については、それぞれ騒音規制法、振動規制法に定めがあり、指定地域内における道路交通騒音・振動が環境省令で定める限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請するものとしています。

また道路管理者に対し、騒音規制法では当該道路の部分の構造の改善等に関し意見を述べることができ、振動規制法では当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持または修繕の措置をとるべきことを要請するものとしています。騒音規制法及び振動規制法に基づく要請限度は表２－３－３、表２－３－４のとおりです。

表２－３－３　騒音に係る要請限度

単位：デシベル

区　域 ＼ 時　間	午前6時～午後10時	午後10時～午前6時
第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二住居地域、準住居地域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
第一種・第二種住居地域、準住居地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

上表に揚げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

表２－３－４　振動に係る要請限度

単位：デシベル

区　域 ＼ 時　間	午前8時～午後7時	午後7時～午前8時
第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、その他の地域	65	60
近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	70	65

（３）騒音・振動測定

騒音規制法第18条及び振動規制法第19条の規定に基づき、年に１回、市内の幹線道路において騒音および振動の測定を行い、環境基準等の適合状況を調査しています。

令和元年度は、図２－３－１で示す１～９の９区間で騒音及び振動の測定を実施し、１～10の10区間で騒音の面的評価を実施しました。

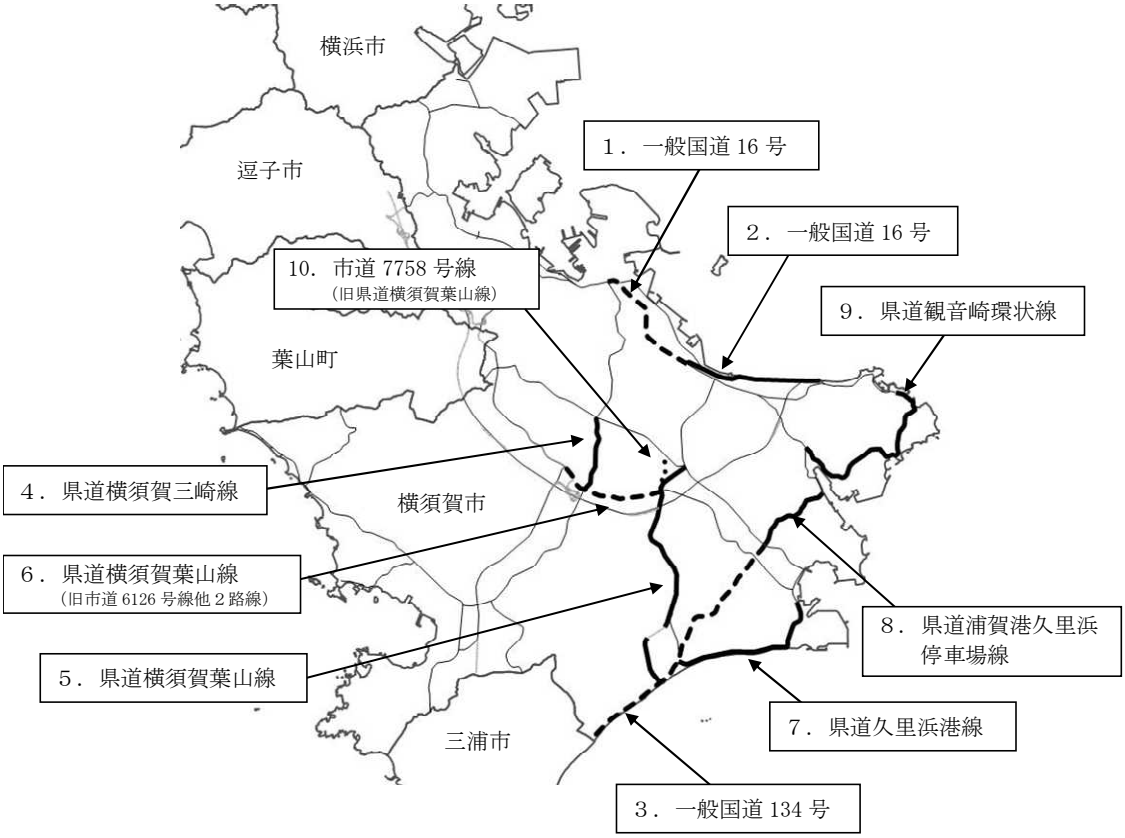

No. 10は、No. 5の騒音測定結果を準用し、騒音の面的評価のみ実施した。

対象路線、評価区間及び測定地点

No.	路線名	区間延長（km）	起点住所	終点住所
1	一般国道16号	2.5	本町1丁目1先	三春町2丁目4先
2	一般国道16号	2.9	三春町2丁目4先	走水1丁目2先
3	一般国道134号	5.9	久里浜4丁目13先	津久井１丁目4先
4	県道横須賀三崎線	1.6	公郷町2丁目11先	衣笠町4先
5	県道横須賀葉山線	5.1	池田町5丁目15先	長沢2丁目4先
6	県道横須賀葉山線（旧市道6126号線他2路線）	2.4	佐原3丁目1先	衣笠町26先
7	県道久里浜港線	3.5	久里浜8丁目9先	野比2丁目13先
8	県道浦賀港久里浜停車場線	1.8	西浦賀1丁目17先	久里浜4丁目13先
9	県道観音崎環状線	4.4	走水2丁目21先	東浦賀1丁目1先
10	市道7758号線（旧県道横須賀葉山線）	0.8	佐原1丁目1先	森崎1丁目11先
合　　計		30.9		

図２－３－１　道路騒音及び振動測定地点

（４）評価の方法

①　点的評価

道路沿道の境界上に基準点をおいて測定した道路近傍騒音と、道路に面していない２列目以降の住居等の位置する背後地で測定した背後地騒音の測定結果を、環境基準および要請限度と比較するものです。

②　面的評価

一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち環境基準の基準値を超過する戸数および超過する割合を把握することにより評価するものです。道路近傍騒音と背後地騒音から実測していない住居における騒音の暴露状況を予測評価します。

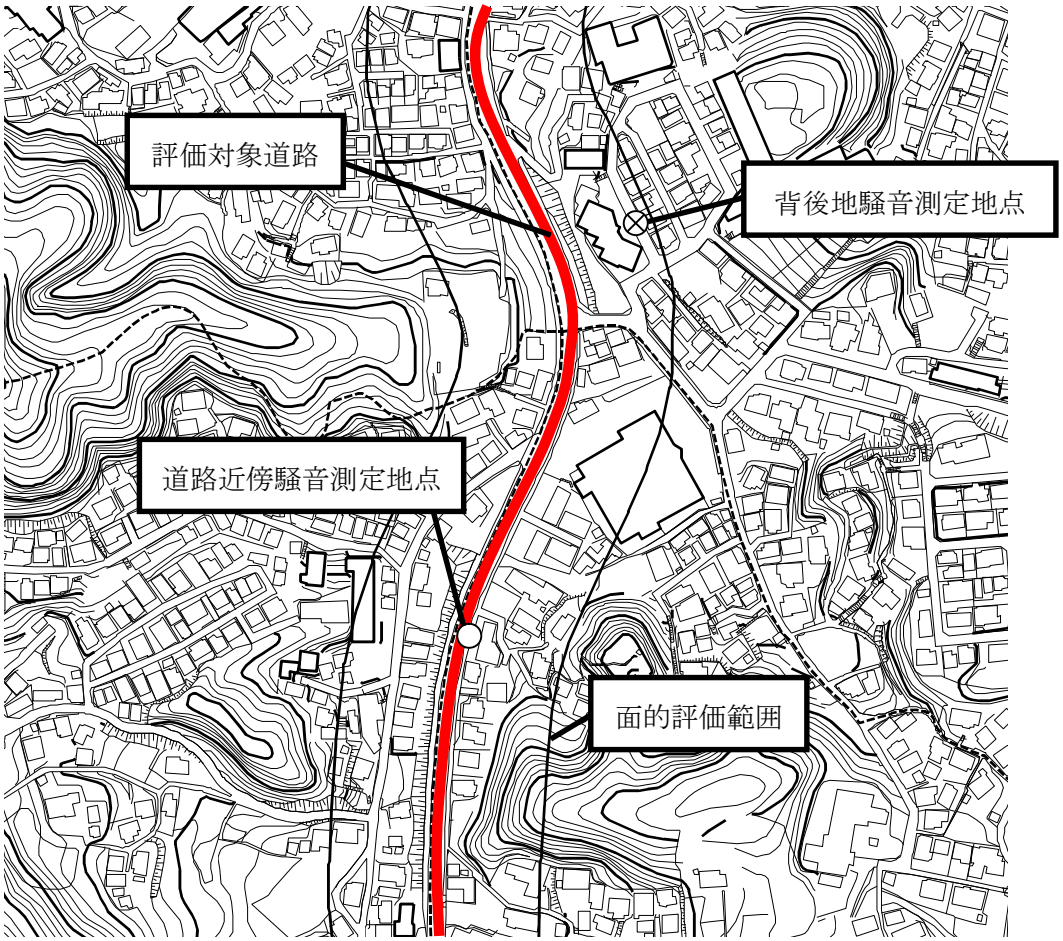

注）
道路近傍騒音：当該評価区間の道路沿道の境界線上で観測される騒音レベルをいう。
背後地騒音：道路端から2列目以降の住居が暴露される騒音レベルをいう。面的評価を行う際に、騒音レベルの減衰値を計算する元となる。
面的評価範囲：評価対象道路における道路端から50mの範囲を指す。

図２－３－２　道路騒音測定詳細図（一例）

（５）道路騒音調査結果

①　点的評価結果（基準点）

表２－３－５　道路騒音調査結果（基準点）

単位：デシベル

No.	路線名	測定場所	用途地域及び車線数	時間区分	測定値（等価騒音レベル）	環境基準		要請限度		交通量台/日
						適否	基準値	適否	限度	
1	一般国道16号	三春町2-12先	準工業地域4車線	昼	70	○	70	○	75	27,138
				夜	67	×	65	○	70	
2	一般国道16号	馬堀海岸2丁目39先	近隣商業地域4車線	昼	62	○	70	○	75	9,192
				夜	56	○	65	○	70	
3	一般国道134号	神明町407 先	第１種住居地域2車線	昼	67	○	70	○	75	26,904
				夜	64	○	65	○	70	
4	県道横須賀三崎線	小矢部3丁目3先	第１種住居地域2車線	昼	71	×	70	○	75	16,638
				夜	67	×	65	○	70	
5	県道横須賀葉山線	粟田2丁目6 先	第２種住居地域4車線	昼	68	○	70	○	75	19,620
				夜	63	○	65	○	70	
6	県道横須賀葉山線（旧市道6126号線他２路線）	大矢部1丁目15-28先	第２種住居地域4車線	昼	69	○	70	○	75	23,706
				夜	63	○	65	○	70	
7	県道久里浜港線	久里浜8丁目18-2先	第１種住居地域2車線	昼	67	○	70	○	75	8,526
				夜	59	○	65	○	70	
8	県道浦賀港久里浜停車場線	西浦賀2丁目14-18先	近隣商業地域2車線	昼	66	○	70	○	75	8,172
				夜	60	○	65	○	70	
9	県道観音崎環状線	鴨居1丁目4-17先	第１種住居地域2車線	昼	65	○	70	○	75	7,704
				夜	59	○	65	○	70	

注）時間区分　昼間：6～22時、夜間：22～6時

② 点的評価結果（背後地）

表２－３－６　道路騒音調査結果（背後地）

単位:デシベル

No.	路線名	測定場所	用途地域	時間区分	測定値（等価騒音レベル）	環境基準	
						適否	基準値
1	一般国道16号	三春町2-13先	準工業地域	昼	57	○	65
				夜	52	○	60
2	一般国道16号	馬堀海岸2丁目39先	近隣商業地域	昼	58	○	65
				夜	52	○	60
3	一般国道134号	神明町407先	第１種住居地域	昼	60	○	65
				夜	56	○	60
4	県道横須賀三崎線	小矢部3丁目3先	第１種住居地域	昼	56	○	65
				夜	49	○	60
5	県道横須賀葉山線	粟田2丁目6先	第２種住居地域	昼	55	○	65
				夜	48	○	60
6	県道横須賀葉山線（旧市道6126号線他２路線）	大矢部1丁目15先	第２種住居地域	昼	51	○	65
				夜	46	○	60
7	県道久里浜港線	久里浜8丁目26先	第１種住居地域	昼	45	○	65
				夜	37	○	60
8	県道浦賀港久里浜停車場線	西浦賀2丁目15先	近隣商業地域	昼	48	○	65
				夜	42	○	60
9	県道観音崎環状線	鴨居1丁目4先	第１種住居地域	昼	46	○	65
				夜	39	○	60

注）時間区分　昼間：6～22時、夜間：22～6時

③　面的評価結果

表２－３－７（１）　路線別環境基準達成戸数表

No.	路線名	評価対象全戸数(戸)	昼夜とも基準値以下		昼間のみ基準値以下		夜間のみ基準値以下		昼夜とも基準値超過	
			戸数(戸)	比率(%)	戸数(戸)	比率(%)	戸数(戸)	比率(%)	戸数(戸)	比率(%)
1	一般国道16号	4,034	3,700	91.7%	310	7.7%	0	0.0%	24	0.6%
2	一般国道16号	852	848	99.5%	3	0.4%	0	0.0%	1	0.1%
3	一般国道134号	2,439	2,267	92.9%	77	3.2%	0	0.0%	95	3.9%
4	県道横須賀三崎線	604	560	92.7%	8	1.3%	0	0.0%	36	6.0%
5	県道横須賀葉山線	1,852	1,849	99.8%	1	0.1%	0	0.0%	2	0.1%
6	県道横須賀葉山線 (旧市道6126号線他2路線)	535	534	99.8%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.2%
7	県道久里浜港線	727	723	99.4%	0	0.0%	4	0.6%	0	0.0%
8	県道浦賀港久里浜停車場線	856	856	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
9	県道観音崎環状線	1,202	1,202	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
10	市道7758号線 (旧県道横須賀葉山線)	293	293	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計		13,394	12,832	95.8%	399	3.0%	4	0.0%	159	1.2%

※No.10（市道7758号線）は、No.5（県道横須賀葉山線）の騒音測定結果を準用し、騒音の面的評価のみを実施。

注）時間区分　昼間：6～22時、夜間：22～6時

表２－３－７（２）　路線別環境基準達成戸数表

No.	路線名	近接空間					非近接空間				
		総住戸戸数(戸)	昼間		夜間		総住戸戸数(戸)	昼間		夜間	
			環境基準達成戸数(戸)	達成率(%)	環境基準達成戸数(戸)	達成率(%)		環境基準達成戸数(戸)	達成率(%)	環境基準達成戸数(戸)	達成率(%)
1	一般国道16号	1,825	1,824	99.9%	1,528	83.7%	2,209	2,186	99.0%	2,172	98.3%
2	一般国道16号	521	520	99.8%	517	99.2%	331	331	100%	331	100%
3	一般国道134号	847	765	90.3%	755	89.1%	1,592	1,579	99.2%	1,512	95.0%
4	県道横須賀三崎線	212	176	83.0%	168	79.2%	392	392	100%	392	100%
5	県道横須賀葉山線	809	807	99.8%	807	99.8%	1,043	1,043	100%	1,042	99.9%
6	県道横須賀葉山線 (旧市道6126号線他2路線)	219	218	99.5%	218	99.5%	316	316	100%	316	100%
7	県道久里浜港線	352	352	100%	352	100%	375	371	98.9%	375	100%
8	県道浦賀港久里浜停車場線	288	288	100%	288	100%	568	568	100%	568	100%
9	県道観音崎環状線	478	478	100%	478	100%	724	724	100%	724	100%
10	市道7758号線 (旧県道横須賀葉山線)	193	193	100%	193	100%	100	100	100%	100	100%
全体		5,744	5,621	97.9%	5,304	92.3%	7,650	7,610	99.5%	7,532	98.5%

※No.10（市道7758号線）は、No.5（県道横須賀葉山線）の騒音測定結果を準用し、騒音の面的評価のみを実施。

注）時間区分　昼間：6～22時、夜間：22～6時

（５）道路振動調査結果

表２－３－８　道路振動調査結果（基準点）

単位：デシベル

No.	路線名	測定場所	用途地域及び車線数	時間区分	測定値（80%レンジ上端値）	要請限度	
						適否	限度
1	一般国道16号	三春町2-12先	準工業地域 4車線	昼	36	○	70
				夜	29	○	65
2	一般国道16号	馬堀海岸2丁目39先	近隣商業地域 4車線	昼	32	○	70
				夜	<25(23)	○	65
3	一般国道134号	神明町407先	第１種住居地域 2車線	昼	37	○	65
				夜	28	○	60
4	県道横須賀三崎線	小矢部3丁目3先	第１種住居地域 2車線	昼	<25(22)	○	65
				夜	<25(17)	○	60
5	県道横須賀葉山線	粟田2丁目6先	第２種住居地域 4車線	昼	36	○	65
				夜	29	○	60
6	県道横須賀葉山線（旧市道6126号線他２路線）	大矢部1丁目15-28先	第２種住居地域 4車線	昼	39	○	65
				夜	32	○	60
7	県道久里浜港線	久里浜8丁目18-2先	第１種住居地域 2車線	昼	38	○	65
				夜	<25(23)	○	60
8	県道浦賀港久里浜停車場線	西浦賀2丁目14-18先	近隣商業地域 2車線	昼	37	○	70
				夜	26	○	65
9	県道観音崎環状線	鴨居1丁目4-17先	第１種住居地域 2車線	昼	38	○	65
				夜	30	○	60

注）時間区分　昼間：8～19時、夜間：19～8時

注）「＜25」は、測定レベル範囲未満のため、()内の数値は参考値とする。

第４章　ダイオキシン類

１．概要

本市では平成10年度からダイオキシン類の調査を行っていましたが、平成13年度からは、ダイオキシン類対策特別措置法に基づいたダイオキシン類調査を実施しています。

令和元年度は、大気、河川水質･底質、海域水質・底質、土壌、地下水質すべての調査で環境基準を達成しました。

２．ダイオキシン類の現況

（１）環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法第７条の規定に基づき、大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として設定されたもので、平成11年12月27日に告示され、平成12年１月15日から適用されています。

なお、底質の環境基準は平成14年７月22日に告示され、同年９月１日から適用されています。

表２－４－１　ダイオキシン類の環境基準

項　　目	環境基準値
大　　気	0.6ｐｇ－ＴＥＱ／m^3以下（年平均値）
水　　質	1ｐｇ－ＴＥＱ／Ｌ 以下（年平均値）
底　　質	150ｐｇ－ＴＥＱ／ｇ以下
土　　壌	1,000ｐｇ－ＴＥＱ／ｇ 以下

（２）ダイオキシン類の調査について

① 大気中におけるダイオキシン類の調査
追浜行政センター分館、市職員厚生会館、久里浜行政センター、西行政センターの４地点で年２回、調査を実施しました。

② 河川におけるダイオキシン類の調査
水質・底質ともに、鷹取川、平作川、松越川の３地点で年１回、調査を実施しました。

③ 海域におけるダイオキシン類の調査
水質・底質ともに、夏島沖、大津湾、浦賀港内、久里浜湾内、小田和湾の５地点で年１回、調査を実施しました。

④ 土壌・地下水質におけるダイオキシン類の調査
土壌については４地点で年１回、地下水質についても４地点で年１回、調査を実施しました。

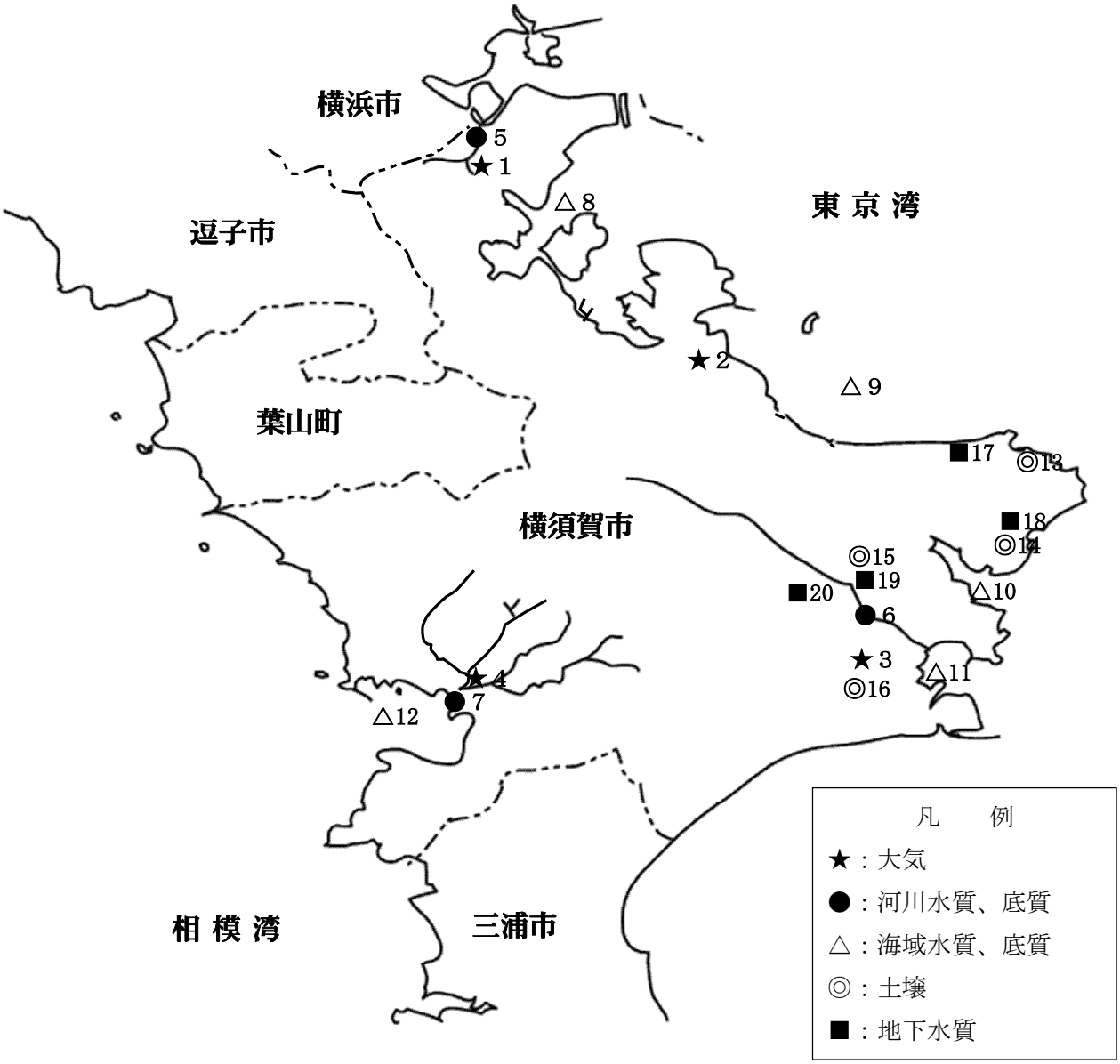

★１	追浜行政センター分館	△11	久里浜港内
★２	市職員厚生会館（小川町）	△12	小田和湾
★３	久里浜行政センター	◎13	走水公園
★４	西行政センター	◎14	鴨居２丁目公園
●５	鷹取川（追浜橋）	◎15	若風公園
●６	平作川（夫婦橋）	◎16	久里浜６丁目公園
●７	松越川（竹川合流後）	■17	走水
△８	夏島沖	■18	鴨居
△９	大津湾	■19	久比里
△10	浦賀港内	■20	佐原

図２－４－１　一般環境中のダイオキシン類調査地点図

（３）ダイオキシン類の調査結果

表２－４－２　大気中におけるダイオキシン類調査結果

単位　：　pg-TEQ/m³

No.	調査地点	調査結果及び調査年月日		年平均値	環境基準
		1.8.22～29	2.1.23～30		
1	追浜行政センター分館	0.0060	0.013	0.0095	0.6 (年平均値)
2	市職員厚生会館（小川町）	0.0071	0.015	0.011	
3	久里浜行政センター	0.0048	0.024	0.014	
4	西行政センター	0.0049	0.013	0.0090	

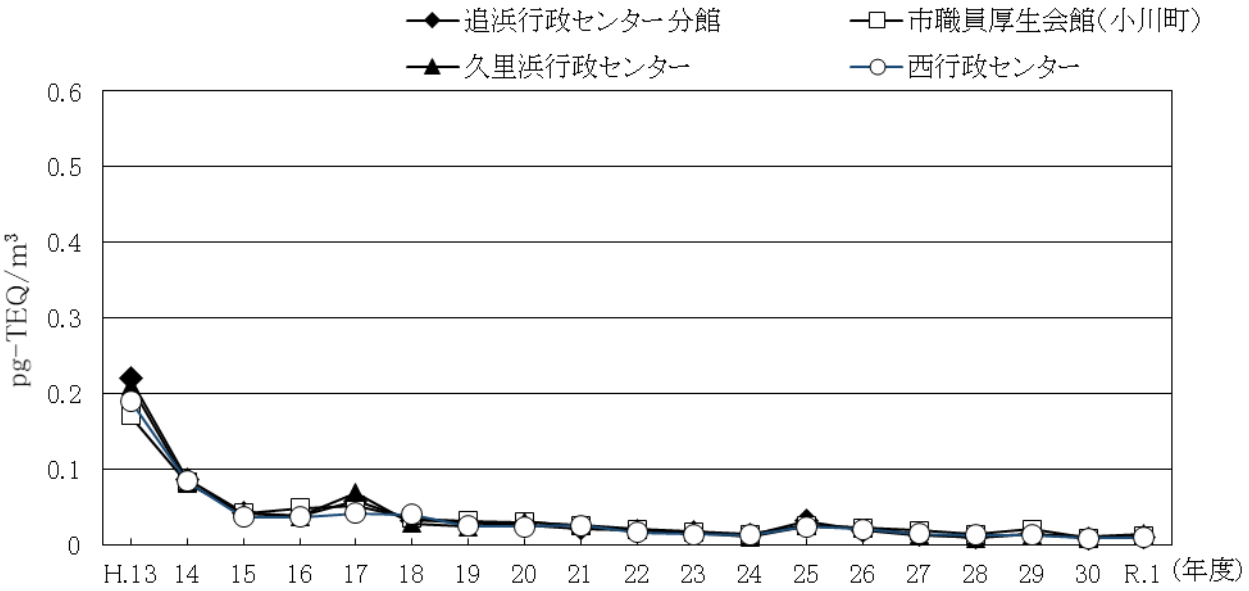

図２－４－２　大気のダイオキシン類の年度推移

表２－４－３　河川におけるダイオキシン類調査結果

単位　水質： pg-TEQ/L　底質： pg-TEQ/g

No.	調査地点	水質	環境基準	底質	環境基準	調査年月日
5	鷹取川（追浜橋）	0.11	1 (年平均値)	28	150	1.7.17
6	平作川（夫婦橋）	0.087		16		
7	松越川（竹川合流後）	0.080		3.7		1.7.30

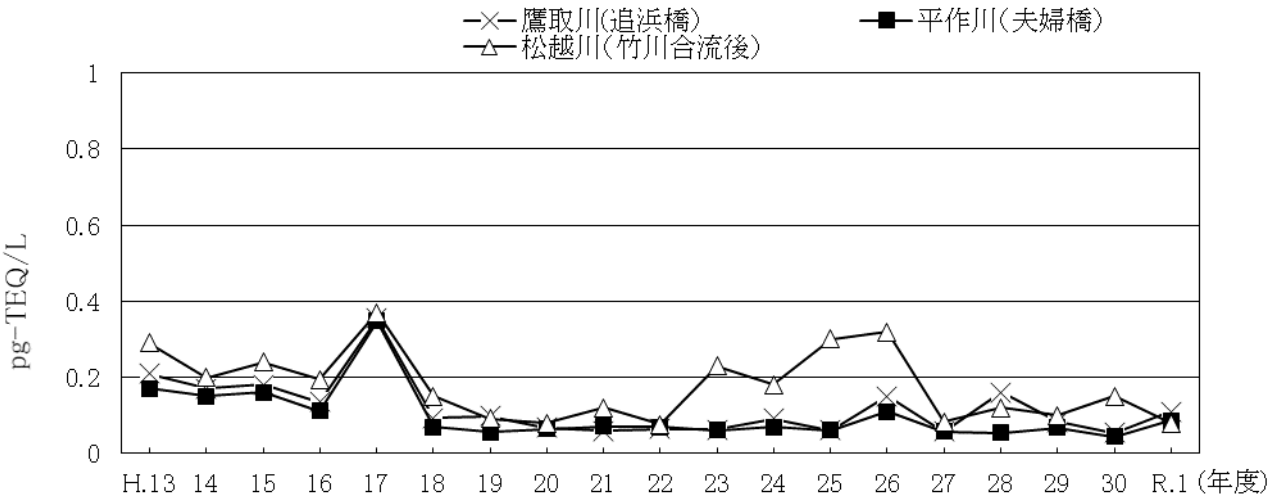

図２－４－３　河川のダイオキシン類の年度推移（水質）

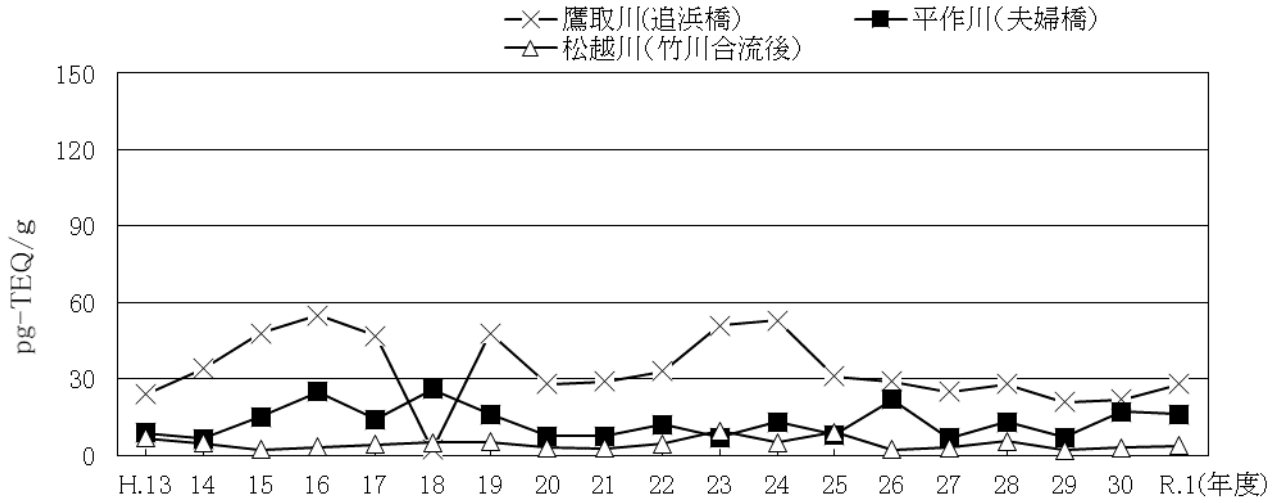

図２－４－４　河川のダイオキシン類の年度推移（底質）

表２－４－４　海域におけるダイオキシン類調査結果

単位　水質： pg-TEQ/L　底質： pg-TEQ/g

No.	調査地点	水質	環境基準	底質	環境基準	調査年月日
8	夏島沖	0.066	1 (年平均値)	14	150	1.7.18
9	大津湾	0.066		10		
10	浦賀港内	0.064		13		
11	久里浜港内	0.066		3.5		
12	小田和湾	0.064		1.1		

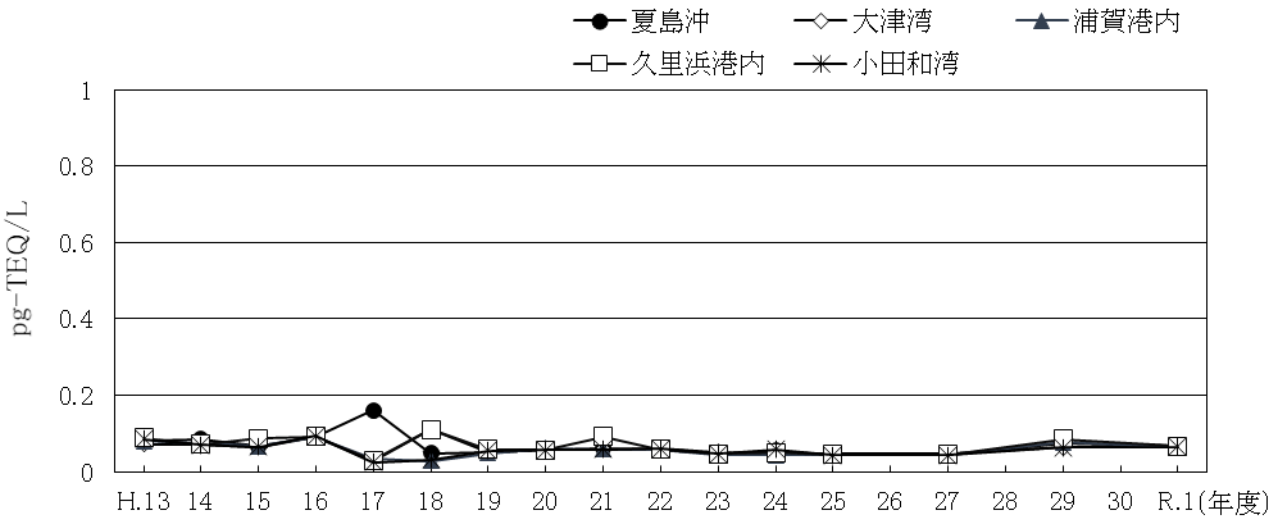

図２－４－５　海域のダイオキシン類の年度推移（水質）

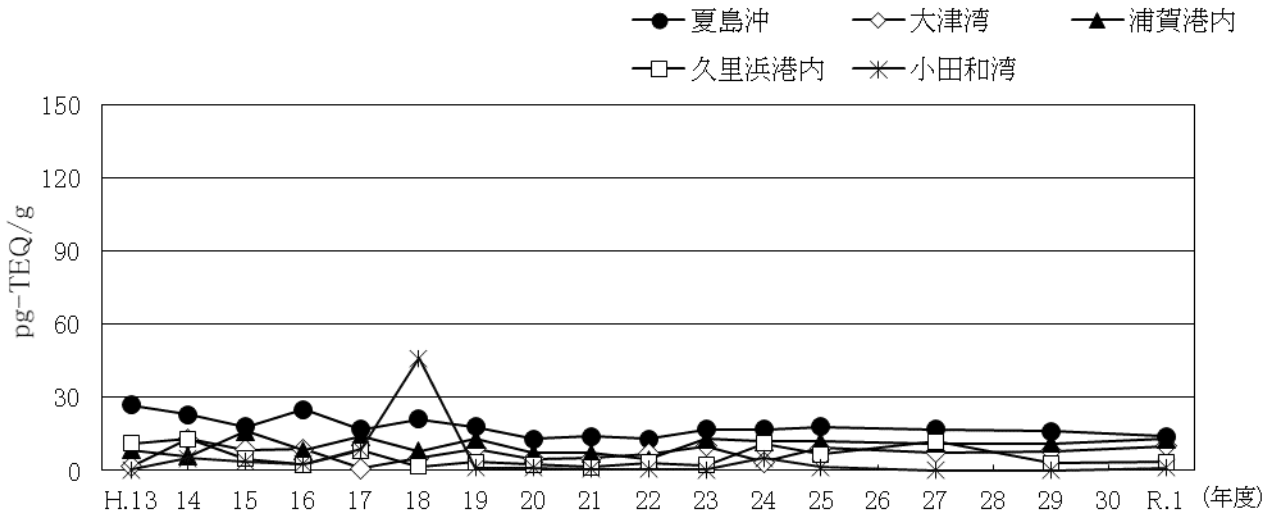

図２－４－６　海域のダイオキシン類の年度推移（底質）

表２－４－５　土壌・地下水質におけるダイオキシン類調査結果

土壌　　単位 ： pg-TEQ/g

No.	調査地点	調査結果	環境基準	調査年月日
13	走水公園	5.7	1,000	1.10.30
14	鴨居２丁目公園	12		
15	若風公園	3.9		
16	久里浜６丁目公園	0.16		

地下水質　　単位 ： pg-TEQ/L

No.	調査地点	調査結果	環境基準	調査年月日
17	走水	0.079	1 (年平均値)	1.10.30
18	鴨居	0.065		
19	久比里	0.064		
20	佐原	0.065		

表２－４－５　土壌・地下水質におけるダイオキシン類調査結果

土壌　　単位 ： pg-TEQ/g

No.	調査地点	調査結果	環境基準	調査年月日
13	走水公園	5.7	1,000	1.10.30
14	鴨居２丁目公園	12		
15	若風公園	3.9		
16	久里浜６丁目公園	0.16		

地下水質　　単位 ： pg-TEQ/L

No.	調査地点	調査結果	環境基準	調査年月日
17	走水	0.079	1 (年平均値)	1.10.30
18	鴨居	0.065		
19	久比里	0.064		
20	佐原	0.065		

環 境 基 本 条 例

目次

前文
第1章　総則（第1条ー第7条）
第2章　環境の保全及び創造に関する施策の基本方針（第8条）
第3章　環境の保全及び創造に関する施策等（第9条ー第21条）
第4章　環境審議会（第22条）
第5章　雑則（第23条）
附則

私たちのまち横須賀は、三浦半島の中央部にあって、三方を海に囲まれており、首都圏に位置しながら比較的豊かなみどりと温暖な気候に恵まれています。そして、私たちは今日に至るまで、先人たちの努力により培われてきた産業や文化を育む一方で、生活の利便性や物質的な豊かさを求めて、資源やエネルギーの過剰な消費による環境への負荷を意識することなく社会経済活動や日常生活を営んできました。

しかし、この営みにより、大気汚染、水質汚濁、廃棄物の増大や身近な自然の減少など都市の活動や生活に密接に関係する環境問題が発生しました。また、地球温暖化やオゾン層の破壊、生物多様性の保全等に係る問題など地球的規模の環境問題も多様化しています。これらの問題は、このままでは更に拡大し、将来の世代にわたり取り返しのつかない影響を及ぼすおそれがあります。

もとより、すべての市民は、安全かつ健康で文化的な生活を営む上で欠くことができない環境の恵みを享受する権利を有するとともに、このかけがえのない環境の恵みを将来の世代に引き継ぐ責務を有しています。

市民、事業者及び市は、この原則に基づき、生命及び生活の基盤となる限りある環境を守るため、環境の尊さを認識し、環境に対し調和と節度の心を持って、一体となって協働して行動しなければなりません。

この決意をもって、環境の保全及び創造により、現在及び将来の市民が持続的に環境の恵みを享受できる横須賀を実現するため、ここに、この条例を制定します。

第1章　総則

（目的）

第1条　この条例は、環境の保全及び創造について、行動の原則を基本理念として定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の安全かつ健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（他の条例との整合）

第2条　市は、この条例が本市の環境政策の基本的位置を占めるという認識に基づき、その運用に当たっては、この条例に関係し、かつ、基本事項を定める他の条例と相互に整合するように調整を図るものとする。

（定義）

第3条　この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（基本理念）

第4条　環境の保全及び創造については、市民、事業者及び市が資源としての環境の有限性を認識し、現在及び将来の市民が持続的に環境の恵みを享受することができるよう行わなければならない。

2　環境の保全及び創造については、市民、事業者及び市がそれぞれの責務を自覚して、適切な役割分担及び協働により、行わなければならない。

3　環境の保全及び創造については、地球的規模の環境問題を市民、事業者及び市が自らの課題としてとらえて行わなければならない。

（市民の責務）

第5条　市民は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、その日常生活において、自ら積極的に環境への負荷の低減に努めるとともに、事業者及び市との協働に配慮しなければならない。

（事業者の責務）

第6条　事業者は、基本理念に基づき、事業活動を行うに当たり、その事業活動が環境に与える影響を認識し、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、必要な措置を講じなければならない。

2　前項に定めるもののほか、事業者は、市民及び市との協働に配慮しなければならない。

（市の責務）
第7条　市は、基本理念に基づき、自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する施策を策定し、市民及び事業者との協働により、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。
2　市は、環境の保全及び創造に関する施策で、広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体との連携及び協力に努めなければならない。

第2章　環境の保全及び創造に関する施策の基本方針

第8条　市は、基本理念に基づき、次の各号に掲げる事項を基本として環境の保全及び創造に関する施策を策定及び実施するものとする。
(1)　丘陵地及び斜面地の緑、自然海岸、自然島等の自然の豊かさ並びにがけ地、活断層等の自然の厳しさが共存する本市の自然環境に配慮して、人と自然が安全で安心して豊かに共生する環境を保全し、及び創出すること。
(2)　大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。
(3)　資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量化等の推進を図り、環境への負荷の少ない循環型社会及び低炭素社会を構築すること。

第3章　環境の保全及び創造に関する施策等

（環境基本計画）
第9条　市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、横須賀市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。
2　環境基本計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
(1)　環境の保全及び創造に関する目標
(2)　環境の保全及び創造に関する施策の方向
(3)　前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な　事項
3　市長は、環境基本計画を策定するときは、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を反映するよう努めるとともに、第22条第1項に規定する審議会の意見を聴くものとする。
4　市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
5　前2項の規定は、環境基本計画を変更する場合について準用する。

（環境への配慮等）
第10条　市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。
2　市長は、前項の配慮を適切に実施するために、環境基本計画に基づき、市民、事業者及び市が環境の保全及び創造をするために配慮すべき事項を示した指針を策定するものとする。

（年次報告）
第11条　市長は、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の実施状況を明らかにするため、年次報告書を作成し、公表するものとする。

（総合調整等）
第12条　市は、次の各号に掲げる事項について総合的な調整を行うことにより、環境の保全及び創造に関する施策の実効的かつ体系的な推進を図るとともに、戦略的な環境施策を検討し、かつ、推進するものとする。
(1)　環境基本計画の策定及び変更に関すること。
(2)　環境に著しい影響を及ぼすおそれのある市の施策に関すること。
(3)　その他環境の保全及び創造に関する施策の総合的推進に関すること。

（規制の措置）
第13条　市は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講ずるものとする。

（施設整備の推進）
第14条　市は、廃棄物の処理施設及び公園、緑地等の整備を推進するものとする。

（水環境の保全等）
第15条　市は、水環境の保全及び再生に資するため、次に掲げる事項に関する施策を講ずるものとする。
(1)　多様な生物が生息し、生育し、又は繁殖するための良好な水辺地の確保
(2)　人と水とのふれあいを図るための施設の整備
(3)　水質の保全及び改善に資するための下水道施設の整備及び合併処理浄化槽の普及の促進

（水循環の健全化等）
第15条の2　市は、水循環（水循環基本法（平成26年法律第16号）第２条第１項に規定する水循環をいう。）の健全化に資するよう、流域における水の貯留及びかん養機能の維持及び向上を図るために必要な施策の実施並びに流域の管理を行うために必要な体制の整備等による関係者相互の連携及び協力の推進に努めるものとする。

（教育及び学習の振興等）
第16条　市は、市民等が環境の保全及び創造について理解を深め、環境への負荷の低減に資する活動が促進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興に寄与する知識の普及等の啓発活動の推進、人材の育成及び相互交流の機会の拡充並びに環境の保全及び創造に関する広報活動の充実を図るものとする。

（市民等の自発的な活動の促進）
第17条　市は、市民等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、技術的な指導又は助言その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（情報の提供）
第18条　市は、第16条に規定する環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条に規定する市民等の自発的な活動の促進のため、環境の状況等に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（調査の実施等）
第19条　市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、環境の状況を把握するとともに、必要な調査及び研究を行うものとする。

（市民等の意見の反映）
第20条　市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、市民等の意見を反映するよう努めるものとする。

（財政上の措置）
第21条　市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章　環境審議会

第22条　環境の保全及び創造に関する基本的事項その他必要な事項について調査審議するため、本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
2　審議会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を調査審議する。
(1)　環境基本計画の策定及び変更に関すること。
(2)　他の条例の規定によりその権限に属させられた事項
(3)　前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項
3　審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができる。
4　審議会は、委員20人以内をもって組織する。
5　審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。
6　審議会に、特別の事項を調査研究させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
7　前各項に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

第5章　雑則

（この条例の見直し）
第23条　この条例は、その運用状況、実施効果等を勘案し、第1条の目的の達成状況を評価した上で、平成23年4月1日後6年以内に見直しを行うものとし、以後5年以内ごとに見直しを行うものとする。

附　則
この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第20条の規定は、規則で定める日から施行する。
（平成8年7月25日規則第45号により平成8年8月1日から施行）

附　則（抄）
1　この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附　則
この条例は、平成28年4月1日から施行する。

横須賀市環境基本計画(2011～2021)
令和元年度(2019 年度)年次報告書[データ集]
－令和２年度版－

発 行 年 月　令和３年（2021 年）３月
編集・発行　横須賀市環境政策部環境企画課
〒238-8550
横須賀市小川町 11 番地
電話 046（822） 9661　FAX 046 （821） 1523
E-mail　ep-ep@city.yokosuka.kanagawa.jp
ホームページ　http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4110/plan_kankyou/index.html